



## 文化財指定庭園保護協議会

### 目次

1 令和元年度通常総会開催報告……………	2	4 令和3年度通常総会議題	
(1) 開会挨拶……………	4	(1) 令和元年度 会務報告……………	67
(2) 主催者挨拶……………	6	(2) 令和元年度 会計報告……………	68
(3) 開催地挨拶……………	7	(3) 令和元年度 会計監査報告……………	69
(4) 来賓挨拶……………	8	(4) 令和二年度 会務報告……………	70
(5) 議題……………	10	(5) 令和二年度 会計報告……………	71
(6) 次回開催地挨拶……………	11	(6) 令和二年度 会計監査報告……………	72
(7) 講演会		(7) 令和三年度 予算案……………	73
① 文化財庭園保護の考え方……………	12	(8) 令和三年度 事業計画案……………	74
② 名勝名古屋城二之丸庭園……………	49	5 会員近況……………	75
(8) 閉会挨拶……………	62	6 文化財指定庭園保護協議会会則……………	85
2 文化庁への要望書の提出……………	65	7 理事会名簿……………	88
3 運営委員会の設置と活動報告……………	66	8 会員及び賛助会員名簿……………	89



国指定名勝 名古屋城二之丸庭園

令和元年度通常総会開催報告

司会（事務局）

東京都建設局公園緑地部管理課

課長代理（事業普及担当）

武部 晶子

④ 令和元年度 事業計画案

⑤ 令和元年度 予算案

⑥ 役員の選任

⑦ 第五十七回文化財指定庭園保護協議会要

望案

⑧ 新規加入会員報告

令和元年五月三十日（木）、三十一日（金）、

愛知県において、第五十七回通常総会を開催しました。

開会挨拶（事務局）

東京都建設局公園緑地部管理課長

園尾 学

次回開催地挨拶

青森県弘前市教育委員会教育部長

鳴海 誠

第一日目は、名古屋クレストンホテルを会場として、理事会、総会及び講演会を開催し、翌日は名古屋城二之丸庭園、徳川園・白鳥庭園を視察しました。

（一）理事会

日 時 令和元年五月三十日（木）

十時五〇分～十一時四十分

審議事項 総会提出案件（総会議事参照）

開催地挨拶

愛知県名古屋城総合事務所長

佐治 独歩

（三）講演会

日 時 令和元年五月三十日（木）

十五時五十分～十七時三十分

来賓挨拶

文化庁文化財第二課

平澤 毅

① 文化財庭園保護の考え方

文化庁主任文化財調査官

平澤 毅

（二）総会

日 時 令和元年五月三十日（木）

十四時〇〇分～十五時三十五分

出席会員 七十四会員

（他に委任状五十八会員）合計百三十二会員

令和元年総会日現在会員数

百四十二会員

（正会員百十三会員 賛助会員二十九会員）

議 事

議長 文化財指定庭園保護協議会

会長

亀山 章

① 平成三十年 会務報告

② 平成三十年 会計報告

③ 平成三十年 会計監査報告

監事

養翠園

② 名勝名古屋城二之丸庭園

名城大学生物環境科学科教授 丸山 宏

閉会挨拶

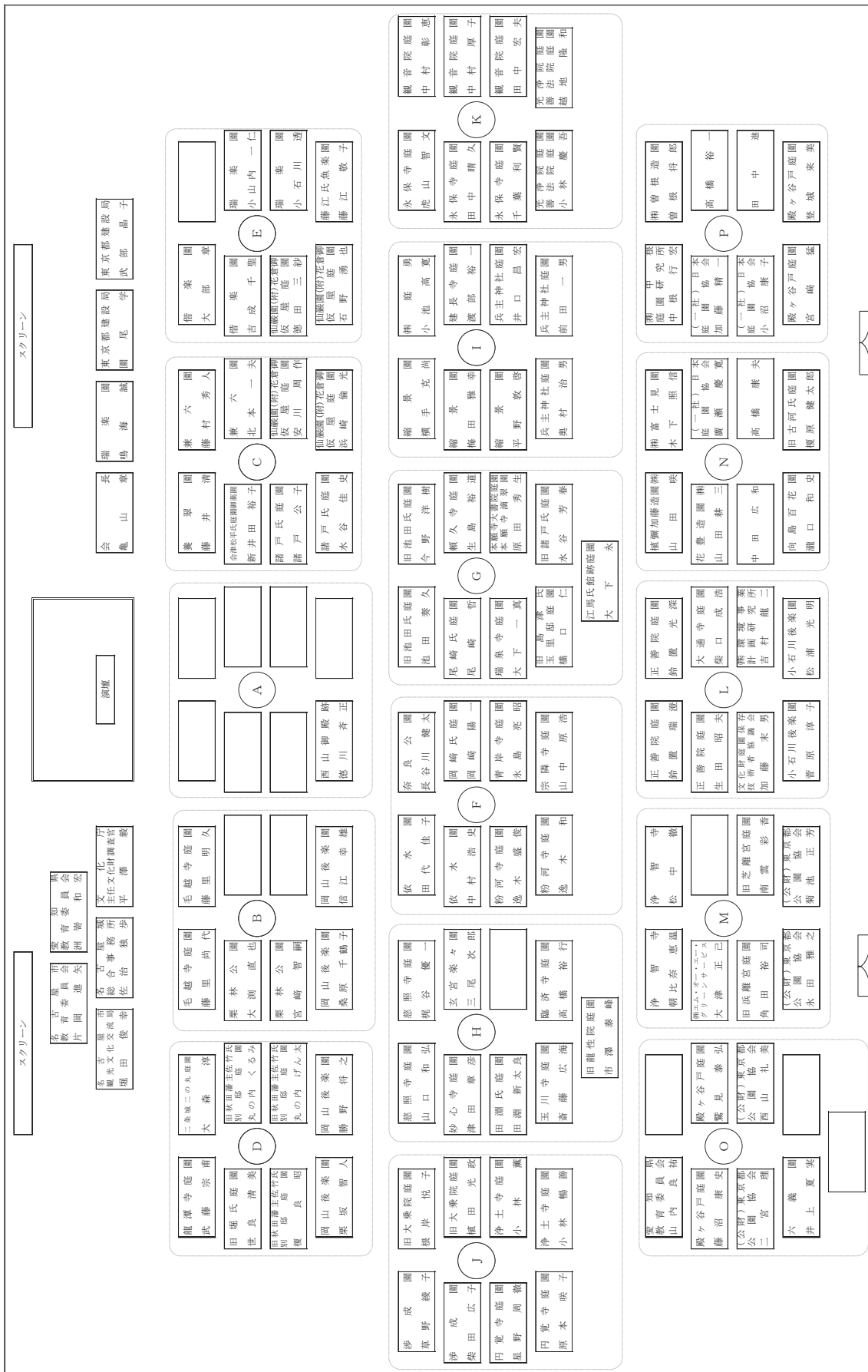
文化財指定庭園保護協議会副会長

毛越寺庭園

藤里 明久

第57回文化財指定庭園保護協議会 総会

名古屋クラシカル・ザ・バンケット





第57回文化財指定庭園保護協議会総会  
開会挨拶

東京都建設局公園緑地部管理課長

園尾 学



開会挨拶（公園緑地部管理課長）

当協議会の事務長を務めております、東京都建設局公園緑地部管理課長の園尾でございます。本来であれば事務局長の細川がご挨拶をここで差し上げるところでございますが、あいにく今日は都議会の日程と重なっております。申し訳ありませんが私が代わりにご挨拶を一言申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、何よりも先に全国各地からお集まりいただきました会員の皆様方、そして本総会

開催に多大なご尽力をいただきました名古屋市、名古屋城二之丸庭園、徳川園並びに白鳥庭園の皆様には、事務局を代表して厚く御礼申し上げます。

また、本日も来賓としてご出席いただいております文化庁文化財第二課平澤毅主任文化財調査官様におかれましては、日頃から当協議会の運営につきましてひとかたならぬご指導を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、昨年度本総会は、島根県鹿足郡津和野町の旧堀氏庭園を主催庭園としまして第五六回の総会が開催されました、やはり全国から非常に多くの会員の皆様、一〇〇名を超える会員の皆様にお越しいただきました。その際は、誠にありがとうございます。改めてここでも御礼申し上げます。

さてみなさん、ご案内のとおりかとは思いますが、文化財庭園は、歴史的に大変大切な資産であるとともに、都市に残された貴重な緑の空間でございます。また、国内外から訪れる多くの方々への文化的観光拠点として、その価値は、近年、ますます高まっております。状況でございます。

国が定めております観光ビジョンによりまして、二〇二〇年の訪日外国人の旅行者数の目標は四千万人と掲げられております。昨

年二〇一八年は実績として三千一百万人を超えておる、ということでございます。

私も東京都が所管しております九つの文化財庭園におきましても、昨年度は約三〇〇万人の来園者をお迎えし、庭園を訪れられる外国人の割合も年々高まりつつある状況でございます。

そのような中、私も東京都では、庭園の価値をより向上させ、国内外の方々に、日本文化や文化財庭園の魅力に触れていただけるよう、各庭園の「保存活用計画」の策定、さらには、庭園の計画的な修復、復元といった整備に取り組んでいるところでございます。

少し具体的なお話をいたしますと、昨年度は、私どもの庭園のうち、旧芝離宮恩賜庭園、六義園で保存活用計画を策定いたしました。さらに、小石川後樂園におきましては、戦いで焼失したままになっておりました、庭園の正式な入口であります「唐門」の復元工事に着手したところでございます。

少し手前味噌な取組をご説明させていただきますましたが、私どもに限らず、全国各地の、本日お集まりの皆様の日々のご努力がありまして、過去から現在まで受け継がれてきた数多くの名園が全国各地にある訳でございます。



いよいよ来年に迫りました東京オリンピック・パラリンピックに向けて、今後、ますます外国の方々の目が日本へ向けられることになろうかと思えます。このような機会に、日本の誇るべき大きな魅力として、文化財庭園がより多くの方々に知っていただけたら、というふうに希望しておるところでございます。

本総会は、全国各地の文化財庭園の所有者や管理者の皆さまが一同に会する場でございます。皆さまの日々の様々な取組やまたそれぞれが抱える課題につきましてお互いの意見を交換できる非常に貴重な機会だと考えております。是非とも今日のこの機会をご活用いただきまして、活発な討議と情報交換の場として有効に活用していただければと願っております。

最後に、本協議会の更なる発展と、本日出席の皆様のご健勝を祈念いたしまして、事務局を代表しての開会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。



主催者挨拶（会長）

主催者挨拶

文化財指定庭園保護協議会会長 亀山 章

主催者を代表して、ひとことご挨拶を申し上げます。

第五七回ということでございますけれども、この会は一九六〇年に始まりまして、来年で六〇年になるわけでございます。本来ですと五九回目になるのですけれども、この間二回だけ総会をやらなかった年がございましたものですから、第五七回ということになってございます。

本日は、全国各地から大勢の皆様にお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

昨年は、島根県の津和野町で総会を開催したわけでございますが、早くも一年が経過して、ここ名古屋で再びお会いすることができましたこと、大変嬉しく思っております。

お忙しいところ、本日の総会の開催をお引き受けいただきました、名古屋市の皆様方には、大変嬉しく、感謝しておるところでございます。明日はまた主催庭園の名古屋城の二之丸庭園、あるいは徳川園を見させていたたくわけでございますが、この場をお借りして本当に感謝を申し上げます。

また、本日はご来賓としまして、文化庁から、主任文化財調査官の平澤毅様にもおいでいただきしております。また昨年お世話になりました島根県からはご公務ご多忙中にも関わらず、津和野町の教育長の世良様にもおいでいただいております。本当にありがとうございます。

次年度は、青森県の弘前市で開催させていただきますが、弘前市の教育委員会のみなさまにもおいでいただいております。ありがとうございます。

総会の後は、講演会を予定しておりますけれども、本日は、二人の方にお願いをしております。お一人は、文化庁の平澤毅様、もう一人は、名城大学の教授の丸山宏様に「名

勝名古屋城二之丸庭園について」と題してお話をさせていただきます。

後ほど会報をご覧頂きますが、会報には皆様の声がたくさん寄せられているのを掲載しておりますので、ご覧いただければというふうに思っております。

本日本日おいでになりました皆様の庭園が、我が国の宝、あるいは地域の宝として末永く保護されて、活用されていくということと同時に、皆様のご健勝をお祈りしているところでございます。

最後でございますけれども、地元の名古屋市の皆様には大変お世話になっておりますので、もう一度、御礼申し上げます。ありがとうございます。開催のご挨拶とさせていただきます。

開催地挨拶

名古屋城総合事務所長 佐治 独歩

みなさん、こんにちは。ご紹介いただきました、名古屋城総合事務所の所長をしております、佐治独歩と申します。

本日は開催都市を代表しまして、まずご挨拶をさせていただきます。

第五七回の文化財指定庭園保護協議会の総会に、全国各地からお越し頂きまして本当にありがとうございます。ここ名古屋でこれほど多くの方々にお集りいただきまして開催されること、大変嬉しく思っております。また、今回の開催にあたり、ご尽力いただきました関係者の皆様に改めて御礼申し上げます。



開催地挨拶（名古屋城総合事務所長）

私どもが管理しております名古屋城二之丸庭園でございますが、昭和二十八年に名勝に指定されております。「尾張名古屋は城でもつ」とうたわれた名古屋城の敷地の中にある庭園でございます。一七世紀前半に歴代藩主の住まいでもありました二之丸御殿のお庭として造営されて以来、幾度か改変されておりますが、江戸時代の築山や大形の庭石を用いた石組などが残存する、城郭庭園として貴重なものだと思っております。

平成三〇年二月には、一之丸庭園のほぼ全域が名勝として追加指定していただきました。新旧の名勝区域全体で一体を成すように整備計画の検討にこれから取り組んでいくところでございますが、有識者の先生方のご意見、そして文化庁の方々のご指導を賜りながら、またこの場にお集まりの皆様方の事例やご意見を参考にさせていただきながら、取りまとめていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

二之丸庭園でございますが、まだ保存整備を進めている段階でございます。明日のご視察では、尾張の庭園文化を今に伝える名勝庭園をぜひご覧いただきたいと存じます。

名古屋城には、他にも歴史的価値のある建造物などがたくさんございまして、天守閣は残念ながら現在、閉鎖しておりますが、堀や

石垣、重要文化財に指定されております門や隅櫓など、多くの遺構が残っております。昨年六月には、約十年の復元工事を経て本丸御殿が完成公開されておりますので、こちらも併せてご覧いただければと考えております。

さらに、市内の代表的な庭園といたしまして徳川園と白鳥庭園をご紹介します。

徳川園は、かつて尾張藩第二代藩主光友の隠居所「大曾根屋敷」が造営された土地にある庭園でございます。戦後は現代的な都市公園として市民に利用されてまいりましたが、再整備を経て平成一六年に日本庭園として開園しました。

白鳥庭園は、熱田神宮に近い堀川沿いにある昭和の名園として造営された日本庭園でございます。中部地方の地形をモチーフとした池泉回遊式庭園でございます。

明日の視察でご案内いたしますので、それぞれの庭園を通じて、名古屋の歴史・文化に触れていただきたいと思います。

今回の文化財指定庭園保護協議会が実りの多いものなることを祈念しまして、また、今回の成果がさらに皆さまのそれぞれの庭園に活かされることを祈念いたしまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。どうも、ありがとうございました。



第57回文化財指定庭園保護協議会総会  
来賓挨拶

文化庁文化財部記念物課主任文化財調査官

平澤 毅

ただいま、ご紹介に与りました文化庁文化財第二課名勝部門の主任文化財調査官をしております、平澤でございます。

令和元年度の文化財指定庭園保護協議会総会の開催に当たりまして、ご挨拶を申し上げますと存じます。

まず、この第五七回総会の開催に当たりまして、名古屋市、名古屋城総合事務所、名古屋市教育委員会の職員の皆様の多大なるご尽力、そして、愛知県教育委員会のご協力を賜りましたこと、心より御礼申し上げます。

昨年、名勝旧堀氏庭園のほか、登録記念物である亀井氏庭園、岡崎氏庭園、財間氏庭園、田中氏庭園、椿氏庭園の五つの庭園が所在します島根県鹿足郡津和野町で開催されました、現地見学では旧堀氏庭園、亀井氏庭園、それから永明寺庭園、また昼食会場でもありました田中氏庭園などにおいても、会員相互の交流が深められたのはとても有意義でありました。ここに改めまして、関係者各位に重ねて感謝申し上げます。

そして、今般は、この尾張地域を代表する名勝名古屋城二之丸庭園が所在するこの名古屋市中で開催されますこと、まことに慶ばしく存じます。

ご案内の通り、名古屋市は、その庭園が所在します特別史跡名古屋城跡や天然記念物名古屋城のカヤをはじめとして、そのほかにも、史跡八幡山古墳、史跡志田味古墳群など数多くの貴重な歴史遺産が多様に所在している地域であります。また、先ごころは、「江戸時代の情緒に触れる絞りの産地」藍染が風にゆれる町有松」が日本遺産に認定されるなど、文化的資産の保存と活用に活発に取り組んでおられます。

この名古屋において本協議会が最も関心を寄せる名勝名古屋城二之丸庭園につきましては、先ほど所長からご案内もございましたけれども、昭和二八年三月一日に指定されて以来、名古屋市において手入れをされてきたところですが、平成二五年三月に『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書』が取りまとめられまして、その後の発掘調査等の成果を踏まえながら、昨年、平成三〇年二月一三日には、指定地域を拡大し、現在、往時の姿の全体を復元整備すべく、鋭意、調査・検討が進められているところであります。この辺りの詳しいことにつきましては、後ほど丸山先生が講演くださることとなっておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

さて、昨年は、文化財保護法等の一部を改正する法律、文部科学省設置法の一部を改正する法律が成立いたしました。一〇月一日に文化庁は組織改編されます。従来、この協議会の趣旨といたします文化財指定庭園の所管は記念物課が行ってきたところでございますけれども、これを文化財第二課へ引き続き移行してございますので、またよろしくお願いたします。

加えまして、今年、私たちがその主題としてございます文化財庭園を指定し、保護す



来賓挨拶（文化庁平澤調査官）

るための法律制度の最初を標しました「史蹟名勝天然記念物保存法」が大正八年六月一日に施行されてから一〇〇年の節目でもありません。ちょうど明日がその一〇〇年の最後ということになりますけれども、指定文化財である史蹟名勝天然記念物に代表されるこのような文化財を文化財保護法では「記念物」というふうに総称してございますが、文化庁では「記念物一〇〇年事業」と銘打ちまして、今年から三年間にわたりまして改めてその普及を図るべく企画を進めているところであります。

この週末、六月一日から東京両国にございます江戸東京博物館で「発掘された日本列島展二〇一九」が開催されますけれども、その中でも「記念物一〇〇年」の企画展示を設けておりますし、その初日である、明後日六月一日の一〇・三〇からのキックオフイベントでは、宮田亮平文化庁長官が「記念物一〇〇年事業」の開催を宣言しまして、「記念物」のこれからの一〇〇年について語ります。このほか、文化庁監修で刊行されております『月刊文化財』の七月号におきましても特集記事が準備されておりますし、全国の地方公共団体でも、タイアップ事業の企画の検討が進められているところでございます。

「文化財庭園」はこの「記念物」を代表するものでもありますので、文庭協の会員各位におかれましては、この機会に、一〇〇年の制度となりました「記念物」の保護ということについて、改めて認識を深めていただければ幸いです。

また、過年度来、亀山会長の下、この文庭協をさらに活性化する取組も進展される中で、いよいよホームページも出来上がりつつあると伺っておりますし、来年には、東京オリンピックが開催されるなど、そうしたさまざまな状況を感じていただきながら、さらに会員相互の意見の交換や協調・連携等を深めていただき、特に他の文化財には見られない文化財庭園に固有な事業なども企画していただき、国内外からの来訪者へ広く発信していただければと存じます。

こうして、文化財指定庭園保護協議会の総会が、毎年、全国を訪ねて開催されているのも、優れた文化財庭園の多様性を実感し、会員相互の交流を深める機会であるのみならず、各地において文化財庭園がどのように愛されているのかを共に実感し、刺激し、世界的にも稀有な日本庭園の文化を将来へ豊かな形で継承していくための方策を検討するところにも大きな目的があるものと思っております。

す。

会員各位におかれましては、日頃取り組まれておられますお手入れや訪問される方へのおもてなしなどから、庭園の素晴らしさ、その楽しみ、ご苦労などについて、相互に情報や意見の交換していただくのに止まることなく、「文化財庭園の保護」という、この協議会においてすでに半世紀以上も積み重ねられて来たこの運動をますます盛り立てる活発な企画の発意と行動に取り組んでいただくとともに、広く地域社会や国民一般に向けた文庭協からの積極的かつ持続的な文化の発信につき、改めて、お願い申し上げます。

最後に、本会のご盛況とますますの発展、ひいては、貴重な文化財庭園の将来に向けた保護とその文化の魅力がさらに広く国民に普及されるのみならず、その固有な文化がさらに世界にも貢献するものとして継承されることを重ねてご祈念申し上げます、私からのご挨拶に替えさせていただきます。

今回もよろしく願います。たくさんの方にご出席いただいておりますので、今日明日の短い期間ではございますけれども、ぜひ、交流を深めていただければと思います。どうもありがとうございました。

## 令和元年度通常総会 議題

- (1) 平成 30 年度 会務報告
- (2) 平成 30 年度 会計報告
- (3) 平成 30 年度 会計監査報告
- (4) 令和元年度 事業計画（案）
- (5) 令和元年度 予算（案）
- (6) 役員を選任
- (7) 第 57 回文化財指定庭園保護協議会総会要望書（案）
- (8) 新規加入会員の報告

上記議題について、(1) ～ (6) 及び (8) については、会報第 55 号に掲載した内容のとおり承認された。

(7) については、別紙として、65 頁のとおり配付し、掲載した内容のとおり承認された。



第57回文化財指定庭園保護協議会総会

次回開催地挨拶

青森県弘前市 教育委員会教育部長

鳴海 誠

ただいまご紹介をいただきました青森県弘前市でございます。

本来であれば当市の桜田市長が参りましてご挨拶申し上げるべきところではございますが、あいにく公務が入っております、出席が叶わないということでございます。代わりにメッセージを預かってまいりましたので、代読させていただきます。

まずは、第五七回文化財指定庭園保護協議会総会が、多くの文化財指定庭園関係者の皆さまが全国各地よりご参集され、盛大に開催されましたことに、心よりお祝いを申し上げます。

さて、次回開催地ということで御挨拶をさせていただきます機会をいただきましたので、弘前市のことを少し御紹介させていただきます。

当市は、青森県の南西部、津軽平野の南部に位置しております、西に津軽富士といわれる県内最高峰の岩木山、東に八甲田連峰、南には世界自然遺産の白神山地に囲まれた、

人口一七万人のまちであります。

弘前藩の城下町として近世以降、津軽地方における政治・経済・文化の中心として発展してきたもので、現在は、りんご生産量日本一を誇るまちでございます。

また、当市には、史跡津軽氏城跡をはじめ、藩政時代の武家町の風情を色濃く残す仲町伝統的建造物群保存地区や寺社仏閣、明治期の洋風建築など、貴重な文化財が数多く残されております。

文化財庭園につきましては、津軽地方独特の庭園様式である大石武学流庭園の代表的な庭園、名勝・瑞楽園がございます。この瑞楽園は、豪農・對馬家の庭園として、大石武学流の高橋亭山によって、明治二三年から一五年あまりの歳月をかけて築庭されまして、その後、同じ流派の池田亭月と外崎亭陽の二人が昭和三年から同一一年にかけて増庭したというものでございます。

瑞楽園は、大石武学流庭園の代表的な築庭技法である大ぶりの自然石をそのまま活かした飛石列や石組、そして、座敷から礼拝石に至る独特の空間構成を特徴としております。

当市にはこのほかにも、数多くの大石武学流庭園が所在しておりますので、皆様方におかれましては、当市の庭園及び文化財をご高

覧いただきまして、ご指導を賜りたいと存じております。

次回、弘前市での開催は、平成一八年の第四五回以来となりますが、文化都市を標榜しております当市にとりまして大変名誉なことでございます。皆さま方のお越しを心から歓迎申し上げます。

結びになりますが、本協議会の益々のご発展と、本日御参会の皆様方の一層のご活躍とご健勝をご祈念申し上げます、簡単ではありますが、次回開催地としての挨拶とさせていただきます。



次回開催地挨拶（弘前市教育部長）



講演会（文化庁平澤調査官）

講演会

「文化財庭園保護の考え方」

文化庁文化財第二課 主任文化財調査官

平澤 毅

改めまして文化庁の平澤でございます。

本日は、お配りいただいた資料に沿ってお話しさせていただきますけれども、その前に、東京都公園協会から発行されている『都市公園』という雑誌で、昨年、亀山先生の下で「東京の文化財庭園、魅力と価値の発信」という特集が企画されまして、私にもお声掛けくださって書かせていただきました「歴史的庭園の生きた保存と活用」という文章を参考資料

としてお配りいただいておりますので、ご紹介させていただきます。これはまた、後ほどお読みいただければと思いますが、その中で、冒頭に述べております「庭園は生き物である」ということなども含み置きながら、文化財庭園というものを幅広く捉えながら、お話ししたいと思っております。

さて、毎年ここでは、新しい情報と話題のご提供ということでお話をさせていたただいておりますけれども、本日は「文化財庭園保護の考え方」ということで、資料に掲げましたとおり、「日本における歴史的庭園保護の沿革」、「文化財庭園の範囲」、「名勝（名勝地）の指定・登録状況」、「文化財庭園に対する措置」、「指定地域の追加」、「広い視野からの文化財庭園保護」の六つの柱に沿ってお話しさせていただきます。最後に最近の動向などを補足したいと思います。

日本における歴史的庭園保護の沿革

まず、広く歴史的庭園の保護ということが日本においてどのように行われてきたかというところですが、先ほどご挨拶でもご紹介いたしました通り、皆さんが日頃大切にされておられる庭園を名勝に指定するという制度は、大正八年（一九一九）に制定・施行され

た史蹟名勝天然記念物保存法から始まり、現在は文化財保護法にその制度が引き継がれて一〇〇年ということになります。これもそもそものは明治六年（一八七三）の太政官布達第一六号による取組がその嚆矢と言えます。これは、これから近代国家において公園というものが必要なので、調査して、その候補地を知らせなさいということをお示ししたものです。これによって、旧大名庭園や城跡、社寺境内など、そういうものが公園として開設されていって、その中で歴史的庭園が残されてきたということが最初になるかと思えます。それが明確に「庭園」ということで取り組まれたのが、史蹟名勝天然記念物保存法からということになります。

本協議会は、そういう流れの中で、昭和三年（一九六〇）に設立され、先ほど亀山会長からもお話がございましたが、来年で六〇年を迎えるというほど、非常に長い期間にわたって発展してきているものです。それから、文化財庭園の関係ですと、文化財庭園保存技術者協議会が平成一四年（二〇〇二）に設立されております。これは、文化財保護法の中で、文化財を保存するために必要な技術を選定する制度（選定保存技術）がありますけれども、その「選定保存技術」のうちの「文化

財庭園保存技術」の保存団体として認定されているのが、文化財庭園保存技術者協議会です。それから、大正八年以来の指定制度に加えて、平成一六年（二〇〇四）の文化財保護法の改正で創設されました登録記念物制度においても文化財庭園の関係が対象となっております。

史蹟名勝天然記念物保存法で名勝の指定が始まったのは大正一一年（一九二二）で、三月八日に一一件が指定されました。そのうち、今日「庭園」としてご紹介させていただいているのがこのスライドの六件（現在の、史跡及び名勝常磐公園「茨城県」、史跡及び名勝平等院庭園「京都府」、名勝大沢池附名古屋滝跡「京都府」、特別名勝兼六園「石川県」、特別名勝岡山後楽園「岡山県」、特別名勝栗林公園「香川県」）です。これらの指定当初の説明を見ますと、常磐公園、兼六園（当初指定名称は「金澤公園」）、岡山後楽園（当初名称は「後楽園」で、明治時代に公開されたときに東京・小石川の「後楽園」に肖った公園の名称）、栗林公園の四つは、それぞれ所管の県が経営する公園であること、そして、その起源は大名庭園にあると述べられておりまして、今日の指定基準の名勝の一部が「公園、庭園」として、公園と庭園を併せて

取り上げていることと符合致します。すなわち、今日における文化財庭園保護の取組は、先ほどご紹介いたしました太政官布達第一六号に基づいて、明治の初めから明治の半ばにかけて、これらの広大な旧大名庭園が公園として開設され、存置された取組がひとつの重要な契機となり、史蹟名勝天然記念物保存法による名勝指定を経て、今日に受け継がれているというわけです。

### 文化財庭園の範囲

一方、今日、保護の対象とされている「文化財庭園」の範囲というところで、基本的には地上に伝世されている「現存庭園」を対象としてきたわけですが、特にこの半世紀余りの間に発掘調査によって発見された「発掘庭園」でありますとか、あるいは、例えば福井県福井市に所在する一乗谷朝倉氏遺跡という中世城館遺跡に残されている庭園遺構（特別名勝一乗谷朝倉氏庭園、最初、昭和五年に指定）のように庭園の形は残っているけれども遺跡化しているような「遺跡庭園」のほか、特に二〇世紀の終わりのころから近代に属する文化財の保護ということが検討され、庭園の分野でもこの二〇年程の間に「近代庭園」に対する取組が活発化して来しました。

それから個別の庭園に関しましては、古い指定ですと石組などの造作や狭い意味での庭園の雰囲気がある部分だけが保護の対象として指定されているものがありますが、今般はその庭園がどのような成り立ちの中で造られてきたのかを踏まえながら、風致景観の構成としてある土地の全体を一体のものとして取り扱うことが定着して来ています。それから、一体を成している眺望でありますとか、さらには、関連する遺産との関わりなども視野に入れて、例えば旧大名系の庭園では城郭や墓所などを一体の文化遺産として捉える取組もあります。

それから、いわゆる庭園は不動産の文化財というように理解されていますが、先ほど会長からお話があった文化庁長官への要望書にも取り上げられました「お手入れ」など、庭園そのものが成り立っていくうえで欠くことができない無形の要素として極めて重要であると言わなければなりません。あるいは、そもそも日本の庭園は、自然現象の移ろいとともに観賞するということを大切な目的として作られていることを踏まえれば、観賞無き庭園は庭園ではないとすら言えるのではないかととも思われますので、そういう中で、所有者、技術者、それから来訪者、そういう人々との



繋がりでありますとか、そういう人々の存在や活動そのものも庭園の一部であると、そういう風に考えるべきではないかということがあります。

### 名勝（名勝地）の指定・登録状況

現在、文化財保護法に基づき指定されている名勝の総数が四一五件、一件の指定の中に複数の名勝地を含む場合がありますので、その指定の件数は必ずしも保護している名勝地もしくは庭園の数そのものを表していませんが、法律上の措置の件数としてはそういう数字があります。名勝の指定については、一般に、庭園を含む人文的名勝と、主として自然風景地を対象とする自然的名勝とに分けて紹介しておりますが、人文的名勝が二三七件で、そのうち庭園が二二六件を占めます。

四一五件のうち二二六件ですから、庭園は指定されている名勝の半数以上を占めています、謂わば、日本の名勝保護施策の枢要を成しているということになります。この二二六件のうち、先ほどお話しいたしました「遺跡庭園」、「発掘庭園」の類は二九件、「近代庭園」は四〇件が指定されています。特にこの「近代庭園」四〇件のうちの半数以上はこの二〇年のうちに指定されたものです。また、

いわゆる「登録記念物」について、現在一〇八件が登録をされておりますが、一〇八件のうち九三件が名勝地の関係で、そのうちの六八件が庭園でありまして、記念物の登録制度においても庭園が重要な対象として取り組まれています。

### 文化財庭園に対する措置

私たちが文化財庭園の保護に取り組むときに講じる代表的な措置としては、「調査」、「計画」、「修理」の三つがあります。「修理」は、公開するにあたって必要な施設をつくることなども含んで、総称的に「保存整備」とも言います。

「調査」には、全国に、あるいは、或る地域にどのような庭園又は庭園遺構があるのかを把握するための「所在調査」と、それぞれの庭園の内容や特徴を把握し、さらには保存整備の方針や方法などを見定めるための「個別調査」とがあります。

「所在調査」には、最近のものですと、文化庁が都道府県教育委員会を通じて全国の地方公共団体に照会した結果をまとめた『近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書』（平成二四年三月）や『名勝に関する総合調査――全国的な調査（所在調査）の結果――報告

書』（平成二五年四月）などがあり、全体の状況を一定程度示しております。一方で、これらは調査協力を求めた照会によるもので、回答が得られていない地方公共団体の状況は反映されておらず、また、今後において発掘調査等によって発見されるものなどもあるもので、日本においていまに至るまで遺されてきた歴史的庭園の実態については、まだまだ調査の余地を相当に残しておりますから、今後もこれを補足していく必要があります。

「個別調査」には、純粋に学術的な興味に基づくものもありますが、例えば、法令に基づく保護措置を講じることが検討するために、対象とする庭園の具体的な内容や特徴を把握し、保護すべき価値を明らかにするものほか、名勝に指定されている庭園などにおいては、適切な保護方策や保存整備の在り方を検討するために実施するものがあります。庭園の個別調査の要は現況の実測図作成にあります、これに記録類に関する調査成果などを合わせて、その庭園の有形無形の内容や特徴とそれらの推移などを理解することになります。調査方法では、遺跡整備事業の発展に伴って、発掘調査も定着して来ましたので、皆さんの庭園でも地元地方公共団体教育委員

会の埋蔵文化財調査員などの協力が不可欠と言えます。

文化財庭園の保護事業は、これらの「調査」の成果を基礎とするのですが、なお適切に実施していくためには「計画」を検討することが重要です。文化財に関するこのような「計画」には、大きく二つあります。すなわち、現状を把握し、将来に向けた保護方針を検討するための「保存活用計画」と、そうした検討において明らかにされた課題を事業的に解決するための具体的な内容や方法、そしてその実施の手順や期間の見通しなどを整理した「整備計画」です。これらのほか、「植栽管理計画」や「管理運営計画」などの具体的な計画がありますが、それらは広い意味で「整備計画」に含まれるべきものです。

そして、実際に庭園を保護していくために実施されるのが「修理」や「保存整備」ということとなりますが、一世紀に及ぶ庭園の保護事業において、今日では、これらの「調査」と「計画」を踏まえて実施されるのを通例としています。「修理」や「保存整備」には、小規模で個別的なものも少なくありませんが、基本的には、「調査」と「計画」によって、現在の観点からの庭園の状態や位置付けなどを十分に理解した上で実施することが

重要です。

### 指定地域の追加

以上のようなことを踏まえつつ、この度は、特に既に名勝に指定されている庭園における指定地域の追加の具体的な事例を通じて、文化財庭園保護の考え方についてさらにお話ししたいと思います。

特に今回はここ名古屋での開催ということで、先ほどお配りいただいた今年の会報に目を通しておりましたら、名勝名古屋城二之丸庭園の追加指定については昨年にもご紹介しておりましたことを確認しましたけれども、成り立ちや風致景観の構成を含む土地の全容というところを捉えて、文化財庭園保護の取組において、国庫補助事業をもっと有効に活用して一体的に実施できるようにするというところで、最近の事例がいくつかございますので、そのうちから、金沢の成巽閣庭園、名古屋城二之丸庭園、そして、奥能登の上時国氏庭園と時国氏庭園についてご紹介いたします。

#### 【成巽閣庭園】（石川県金沢市）

成巽閣庭園は、幕末に作庭された飛鶴庭を中心としてごく限られた範囲が、昭和四年四月二日に指定されたものですが、この

度、平成二九年二月九日には、特に近代を通じて昭和にかけて作庭された範囲を含めて追加されました。ご承知のとおり、成巽閣庭園は、スライドにお示した空中写真から判別するのは難しいほどに、兼六園と一体的な地域にある庭園です。この図の青い線で囲った部分が昭和四年に指定された範囲です。すな

わち、成巽閣の一部（清香軒）と、その前に広がる部分（飛鶴庭）になります。そして、近代になって、「つくしの縁庭園」と「万年青の縁庭園」、「前庭」を整えました。昭和四年の名勝指定は、幕末までに整えられた飛鶴庭を含む庭園の一部と内露地を備えた清香軒の部分だけが指定されておりました。ちなみに、清香軒の内露地ですが、雪が相当降りますので、冬になるとそこに板戸を立てて、この内露地と茶室を含めた空間を屋内として茶事を行うという独特の構成で、そこに兼六園からの分水した流れを潜らせていたわけです。一方、その手前での別に分水していた流れを審美的に造形し直して「つくしの縁庭園」と「万年青の縁庭園」の二つの中庭を整えました。これは、それぞれ「つくしの間」と「万年青の間」の縁先に整えられた庭園ということ、

今日、そう呼んでいるものです。それから表玄関には車回しを備えた「前庭」が大正から

昭和にかけて整えられました。兼六園は石川県が、そして、この成巽閣庭園は公益財団法人成巽閣が所管しておりますが、そうした具体的な経過や追加すべき内容に関する調査については、金沢市が、公益財団法人成巽閣のご理解とご協力を得て、ここにいらつしやいます丸山先生等のご指導も受けながら実施されました。

今回、そうした調査成果において、当初の作庭以降、五期の変遷を確認し、現在の空間構成の一体性を踏まえ、特に近代の仕事も新たに評価して、名勝庭園の価値付けに含めたわけです。

〔名古屋城二之丸庭園〕（愛知県名古屋市）

名古屋城二之丸庭園については、先ほどからのご紹介にありますとおり、昭和二十八年三月三十一日に名勝に指定されましたところ、平成三〇年二月一三日に指定地域が追加され、二之丸御殿があった区域を一部含んで、そのいわゆる二之丸の庭園と言われる区域の全域を含む形で二之丸の北側一部が名勝の指定範囲となりました。

スライドでは、皆さん明日行かれる予定の名古屋城の位置と特別史跡名古屋城跡の指定範囲をお示ししています。この二之丸の北側一部が、いま名勝の指定範囲となっているわ

けです。ここは陸軍の駐屯地にもなっていますし、名古屋城内側の部分は離宮として使われていました。名古屋城の正門の方には旧名古屋離宮跡という大きな石柱の標識がありますけれども、二之丸の辺りは陸軍兵舎などがあつて、戦後になると名古屋大学の敷地としても使われていました。地上に豪壮な石組みなど庭園が残っている部分について、大蔵省から文部省が引き継ぐことになり、昭和二十八年にその部分を名勝に指定したかたちです。

この二之丸庭園については、文政年間に描かれた『御城御庭絵図』というものがありまして、これは縦横5mほどもある非常に大きな絵図でして、かつての様子が仔細に描かれております。この辺りのことにつきまして

は、丸山先生のご講演の中でも詳しくお話いただけると思いますが、もともとその頃には広大な庭園の風致景観があつたということがわかっていましたので、発掘調査の結果とも照らし合わせながら、資料の調査を進めてきたところです。スライドで、昭和二八年の指定がこういう範囲でしたけれども、二

之丸庭園の全体はこういう範囲であつたわけですので、平成三〇年の追加指定はその範囲を網羅するかたちになっています。昭和二八

年の指定範囲には一部近代になって新たに造作した部分があり、また、追加指定した範囲には近代の兵舎跡の遺構などが地下にありますが、平成二五年三月に策定された『名勝二之丸庭園保存管理計画書』では、そうした近代の造作も評価して保護していく方針が示されています。また、別のところに移築されて残っている余芳などの茶室の移築再建も含めて、現在、名古屋市では整備計画を検討しながら、修理を実施しているところです。発掘調査では、このスライドでお示したように、絵図と照合できる飛石や露地の遺構が良好に保存されている部分があることが確認されています。

この度の追加指定は、名古屋市が二之丸庭園の全体像を回復していこうという取組を進めておられるのを踏まえ、そうした保存整備事業について一体的に実施していく状況を整えたものになります。

〔上時国氏庭園、時国氏庭園〕（石川県輪島市）

それから、奥能登の輪島市にあります上時国氏庭園と時国氏庭園について、これらは町野川がつくった河岸段丘上にある庭園で、平成一三年一月二十九日に指定されたものですが、その時に指定されたのは、いわゆる屋敷地内にある池などの造園的造作が目立つ



た範囲に着目されたものでしたけれども、所有者さんのご意向もあって、改めて保護すべき範囲について輪島市が調査することになりました。名勝庭園として保護すべき十分な範囲を確保できてないと考えられる部分を特定しまして、平成三十一年二月二六日に追加されたところ です。

時国氏庭園については、最初、屋敷の主屋となる建物とこれに面する池などの部分を指定していたわけですが、屋敷全体の構成としては段丘上に上がっていて、そこに傾斜路が取りついでいて、屋敷前面には田んぼがあったり、敷地続きにはため池があったりという、庭園の成り立ちに関わる風致景観をなす部分があるわけで、そういう部分を含んで指定地域を追加するという事になったわけ です。

下時国氏庭園についても、背景になる森林の部分、それから森林の中に造営された墓所がありますので、そういうところも取り込みつつ、それから池の水がこちらからこの中に取り込まれて水路がありますけれども、その部分も含むかたちになっています。

時国氏庭園と下時国氏庭園は新しい指定ですが、昭和初期など、特に古い指定のものには、庭園に面する建物の範囲すらも含まれ

ずに、いわゆる造園的造作の部分を中心に指定していて、今日的観点からは保護範囲が十分とは言えない事例がありますので、そういうところについては、改めて庭園として一体をなす範囲を調査、検討していただき、保護の万全を図っていくべきものと考えておりますので、機会あるごとにご相談を投げかけて進めているところです。

### 広い視野からの文化財庭園保護

さらに、広い視野からの文化財庭園保護ということもさらにお考えいただきたいと思えますけれども、亀山会長からのお話の中にもありますように、文化財庭園は、地域の風致景観の基調を成す文化資源としてもとても重要です。

昨年に一部改正された文化財保護法がこの春から施行されておりますけれども、この度は、法律の中に、個別の「保存活用計画」、それから地域の総合計画としての「文化財保存活用計画」というものが規定されました。地方公共団体では、これからこれらの法定計画に取り組みられていくので、そうした地域的な観点での文化財の取組にも積極的に関心を持っていただきたいと思います。その他にも、この春から国土交通省の公園緑地景観課の中

に日本庭園係ができたそうで、これは公園のみならず庭園の関係で海外との交流も含めて取り組んでいくという風に伺っていますけれども、その中で「ガーデンツーリズム」登録制度という事業もこの春から始まったということです。事業の行政上の名前としては「庭園間交流連携促進計画登録制度」ということですが、これは相互に関連する庭園のグループを世の中知ってもらうことで登録制度を設けているということですので、このようなことについても情報を得て、文庭協の会員間の中でもそういうことにも取り組むことで、活発な活動にも繋がるのではないかと思います。

先ほどの追加指定の話ですとか、関係する国庫補助事業としては「調査」については「名勝地調査費」、また、特に「保存活用計画」については「史跡等保存活用計画等策定費」、そして、「整備計画」や「修理」を含む「保存整備」についても国庫補助事業を私共の所で所管しておりますので、地元の方公共団体の文化財所管部局を通じて積極的にご相談いただければと思います。

先ほどお話ししました追加指定の際には、例えば図面を作ったりとか、専門家と協議するための委員会を開催したりする経費



については、「名勝地調査費」として補助事業をご用意しております。ただこの「名勝地調査費」については、補助事業者が地方公共団体と規定されておりますので、いずれにしても、まず地元の地方公共団体とよくご相談をしていただきたいと思います。

それから、「史跡保存活用計画等策定費」や保存整備等に係る経費については、地方公共団体のみならず、所有者も補助事業者になりますので、個人や法人等で所有されている庭園についても所有者として、よろしくご活用ください。一方、こうした国庫補助事業の予算規模等はいまだ十分とは言えない状況で、その確保・拡充等につきましては、史跡整備市町村協議会が毎年活発な要望活動を実施されておられますが、この文化財指定庭園保護協議会におかれましては、先ほどの要望書に示されましたとおり、特に文化財庭園保護に必要な具体的な措置内容につき、引き続き活動を普及いただければと思います。

### 最近の動向など

最後に今年の参考情報ですけれども、昨年度に指定・登録された庭園、それから、文化財庭園保存技術者協議会、「記念物一〇〇年事業」について少しお話をさせていただきます

す。

昨年は文化庁の組織改編などもありまして、指定、登録の関係については些か手続きが進まなかったところもありましたけれども、庭園の名勝としては、兵庫県洲本の旧益習館庭園が平成三〇年一〇月一五日に指定されました。それから庭園の登録記念物としては、平成三〇年一〇月一五日に島根県仁多郡奥出雲町の絲原氏庭園、それから、平成三一年二月二六日に青森県弘前市の丹藤氏庭園と長野県木曾郡の興禅寺庭園が登録されました。

旧益習館庭園は、徳島藩の筆頭家老稲田氏の別荘に作られたものです。もともとここは洲本城の關係で石垣を構築したりする石切り場であったところで、そういう石を産出するところをうまく利用して、そこに露頭した巨石を中心として、さまざまな修景を加えて庭園として構成したところ です。

絲原氏庭園は、鉄師頭取を務めた絲原家の住宅に営まれたもので、結構山深いところにありますけれども、大正末期の主屋新築の際に造営された庭園が保存されているものです。

丹藤氏庭園は、大石武学流に關係する庭園で、特に「庭造三神石紀念」という石碑に、

明治一五年に造営し、昭和八年に池田亭月によって手が加えられたことが刻まれています。ここは現在、丹藤さんと言う方がお持ちですけれども、もともと三上家が作ったという意味で旧三上氏庭園ということも併記した登録名称となっています。丹藤さんとしては来訪者に食事を提供されるなど、そういう取組をされていますので、特に積極的な活用を通じて将来に伝えようとする登録制度の趣旨とよく合致したものであると思います。

興禅寺庭園は、特に中心となる地割りを「看雲庭」と別称するものですが、これは重森三玲によって昭和三八年に造られた庭園です。例えば、龍安寺方丈庭園では、白砂敷に配石して、海の中に島が浮かんだ様子を優れて表現していますけれども、この「看雲庭」では、雲海の中にその山々が浮かんでいるような、そういう風景を造形したものです。技術的には、その雲海の雲型の模様をモルタルとセメントで象ったところに特徴がある庭園です。

それから、文化財庭園保存技術者協議会の關係ですが、「文化財庭園フォーラム」について、最近文庭協と近い日程で開催するところが最近多かったわけですが、先程、加藤末男代表からご紹介のありましたとおり、今年

は来月六月の一五、一六日に茨城県の常陸大宮市におきまして、「地域との調和が育む文化財庭園」というテーマで開催されます。今回開催の岡山家住宅が登録有形文化財でして、その庭園は「養浩園」と呼ばれています。それから総会の関係が今年はしばらくぶりに京都府京都市に戻って参りまして、鹿苑寺さんの方で開催される件もありますし、それから実技技能研修が石川県小松市の「法師」という旅館の庭園で実施されます。

最後に、「記念物一〇〇年事業」ですけれども、文化庁では組織改編前の記念物課で企画して、いま文化財第二課で所管していますけれども、この一〇〇年の機会をとらえて三年間にわたって記念事業を展開することになります。史跡名勝天然記念物の保護制度、あるいは指定保護されている数々の物件、もしくはその意義や将来に向けた取組などを普及していこうということです。明後日、六月一日から、江戸東京博物館で「発掘された日本列島」展が始まりますけれども、そのオープニングに合わせて、先ほどもご挨拶の中で申し上げましたキックオフイベントを開催いたします。配付資料に記載させていただいたように、江戸東京博物館の五階、常設展示室の中村座の前で、宮田亮平文化庁長官

と、文化審議会長の佐藤信先生、それから長野県などで遺跡の関係で活動されていますシンガー・アーティストの葦木ヒロカさんの鼎談などをしていただくことになっておりまして、また、「発掘された日本列島」展の中でも、記念物一〇〇年に関係する企画展示を実施することになっています。

最近の動向も含めて、今回、特に追加指定ということについてお話しさせていただきました。このように、保護すべき地域の拡大ということにも取り組んでおりますので、この文庭協の総会の中で、そういうところについても積極的にご相談いただければと思いますし、先ほどご紹介いたしました名勝調査事業で、現在は滋賀県の名勝多賀神社奥書院庭園と名勝西明寺本坊庭園について追加指定のための調査を進めていますので、そういうところも併せてご相談いただければと思いますので、改めましてご遠慮なきよう、どうぞよろしくお願いいたします。

私の方からは以上でございます。ありがとうございました。

令和元年5月30日(木) 文化財指定庭園保護協議会・第57回総会  
名古屋クレストンホテル 9階 (愛知県名古屋市)

## 文化財庭園保護 の考え方

文化庁文化財第二課 名勝部門 平澤 毅

### 文化財庭園保護の考え方

- 日本における歴史庭園保護の沿革
- 文化財庭園の範囲
- 名勝（名勝地）の指定・登録状況
- 文化財庭園に対する措置
- 指定地域の追加
- 広い視野からの文化財庭園保護

## 日本における歴史的庭園保護の沿革

- \* 太政官布達第16号 (明治 6年、1873)
- \* 史蹟名勝天然紀念物保存法  
(大正 8年、1919) ※名勝指定制度
- \* 文化財保護法 (昭和25年、1950)
- \* 文化財指定庭園保護協議会設立  
(昭和35年、1960)
- \* 文化財庭園保存技術者協議会設立  
(平成14年、2002)
- ◆登録記念物制度 (平成16年、2004)





### 文化財庭園の範囲

- 現存庭園
- 遺跡庭園・発掘庭園
- 近代庭園
  
- 成り立ちや風致景観の構成を含む土地の全容
- 関連する遺産
- 無形の要素(手入れ、観賞など)  
→所有者・技術者・来訪者

### 名勝（名勝地）の指定・登録状況

- 指定 415件
- 人文的名勝 237件
    - 公園 9件、庭園 226件、橋梁 2件
    - 遺跡庭園・発掘庭園 29件、近代庭園 40件
  - 自然的名勝 178件
- 登録 93件
- 庭園 68件、公園 14件、景勝地 11件

### 文化財庭園に対する措置

- 調査(個別調査・所在調査)
- 保存活用計画(保存管理計画)
- 保存修理・整備

### 指定地域の追加

- 成り立ちや風致景観の構成を含む土地の全容

#### 近年の事例

- 名勝成巽閣庭園 [石川県金沢市]
- 名勝名古屋城二之丸庭園 [愛知県名古屋市]
- 名勝上時国氏庭園 [石川県輪島市]
- 名勝時国氏庭園 [石川県輪島市]

昭和 4年 4月 2日名勝指定  
平成29年 2月 9日追加指定

### 成巽閣庭園【石川県金沢市】



指定範囲



飛鶴庭(既指定地)



中庭(万年青の縁庭園)



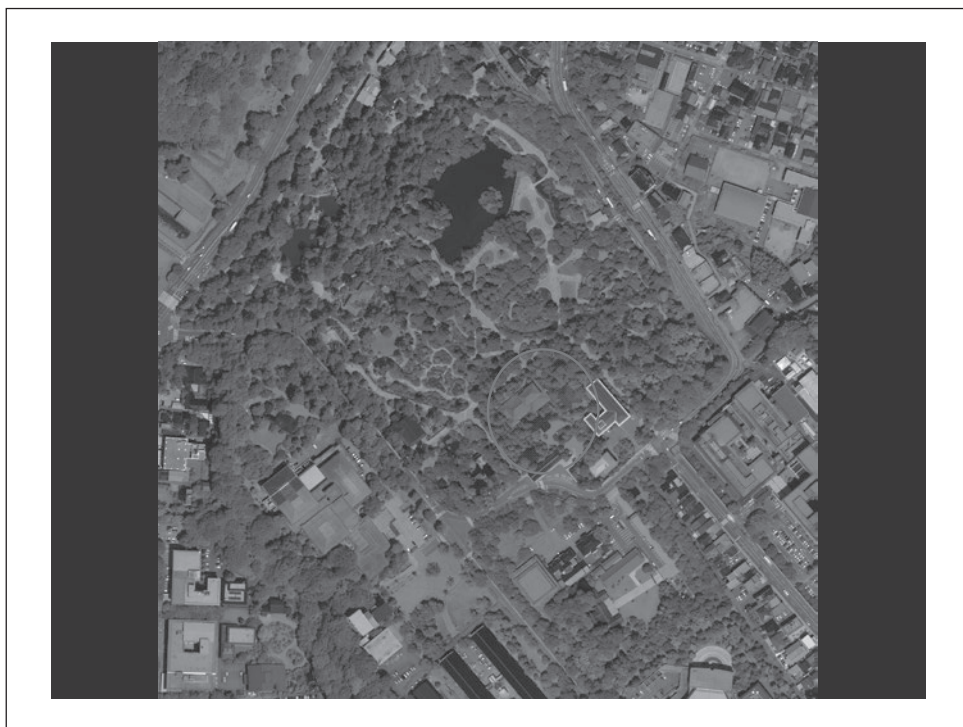
前庭

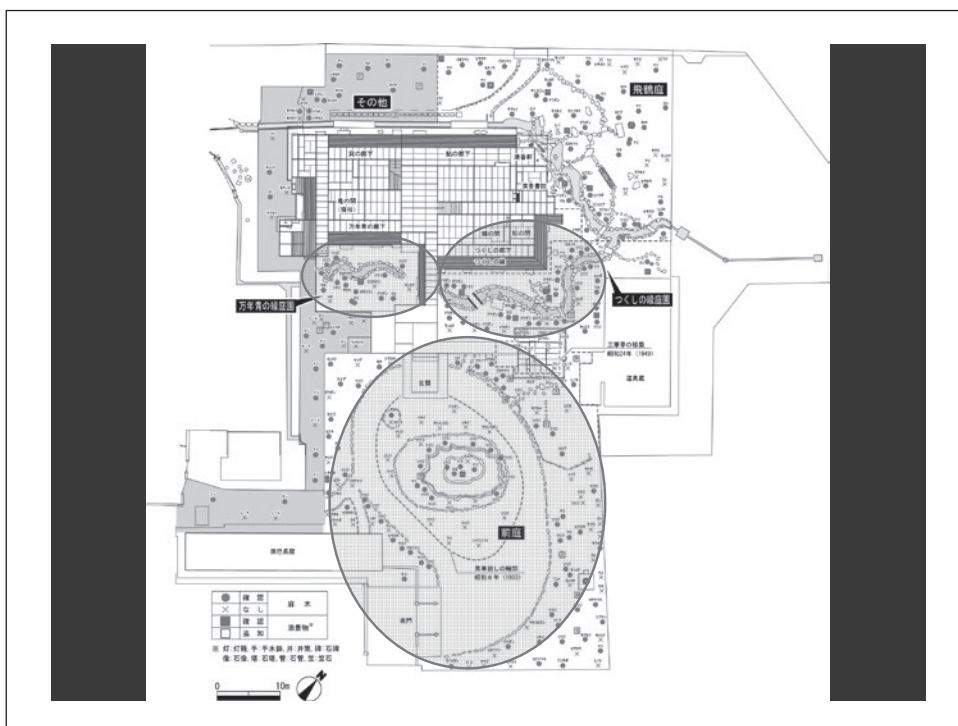
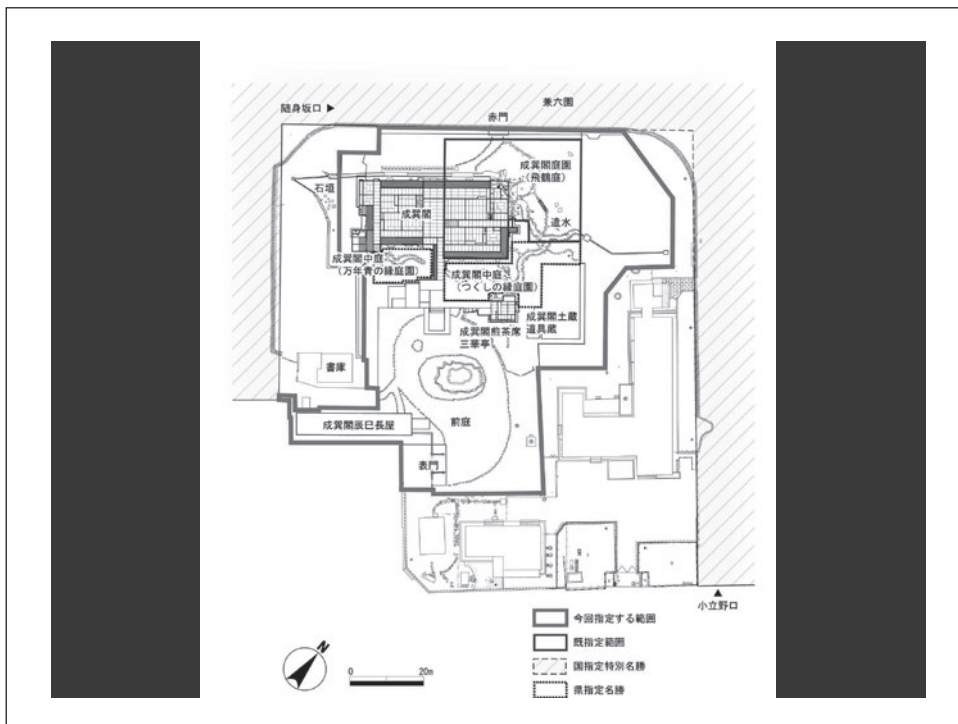


中庭(つくしの縁庭園)



幕末・明治維新期に作庭された既指定の飛鶴庭の区域に、近代を通じて作庭された万年青の縁及びつくしの縁の中庭並びに玄関の前庭を含む区域を追加指定する。



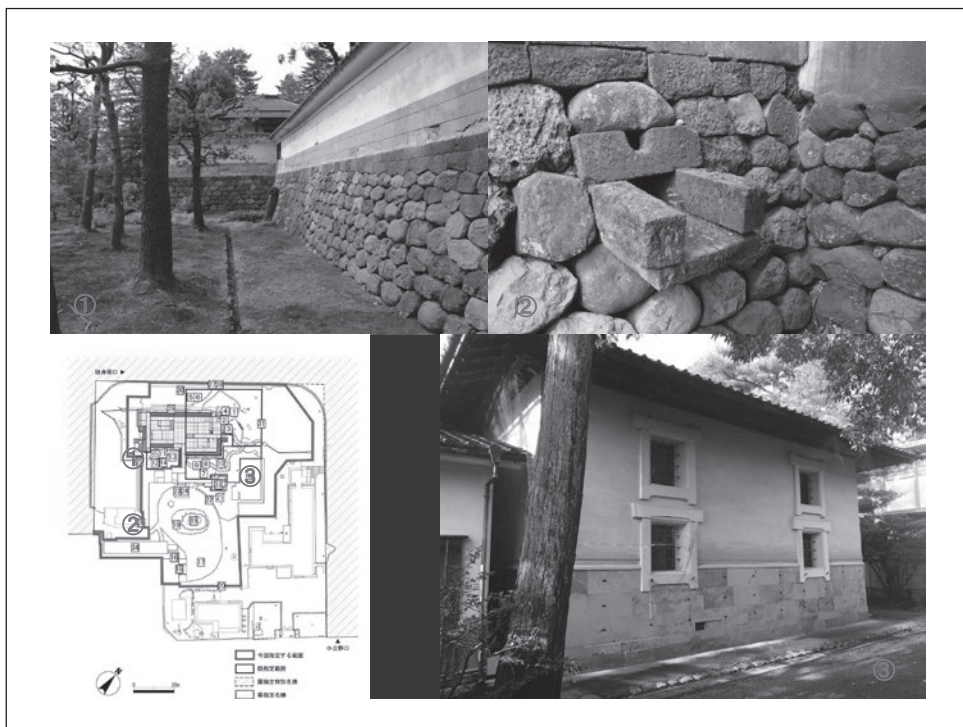
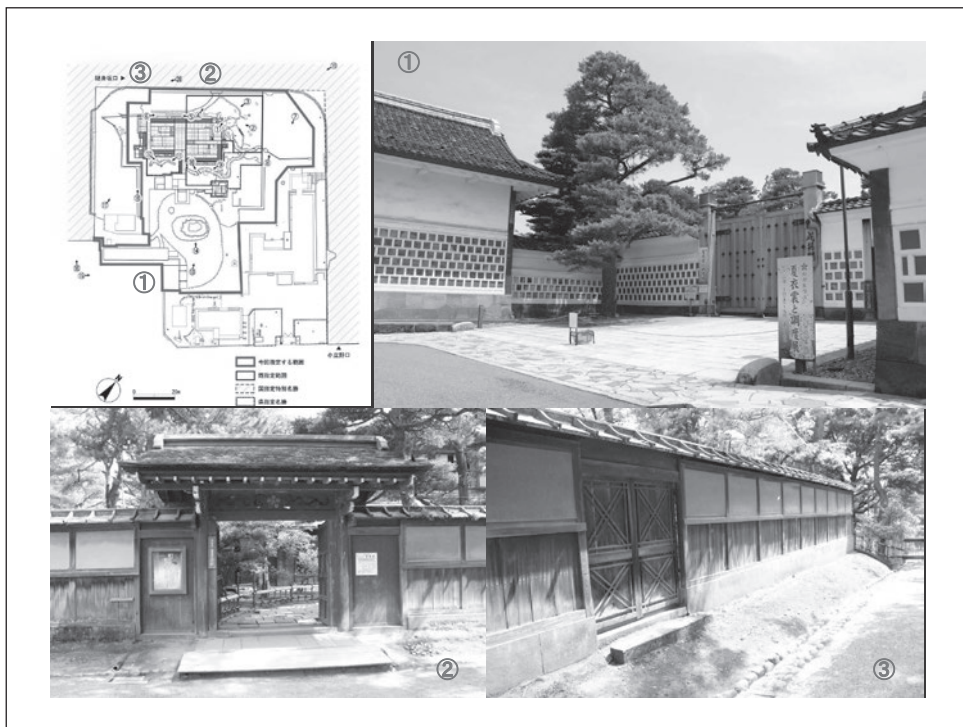


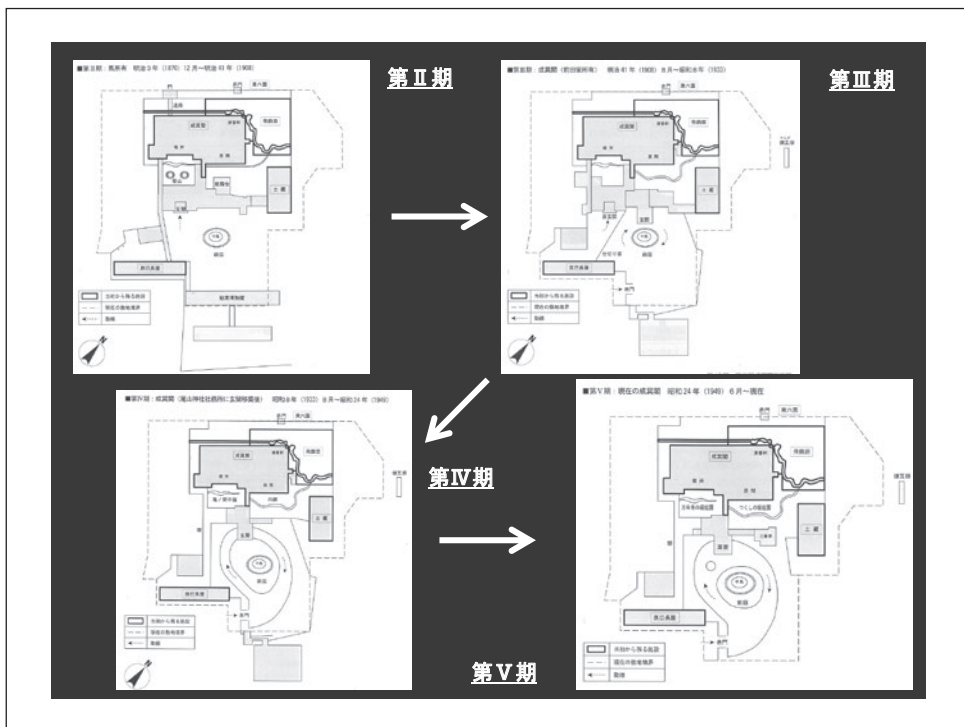
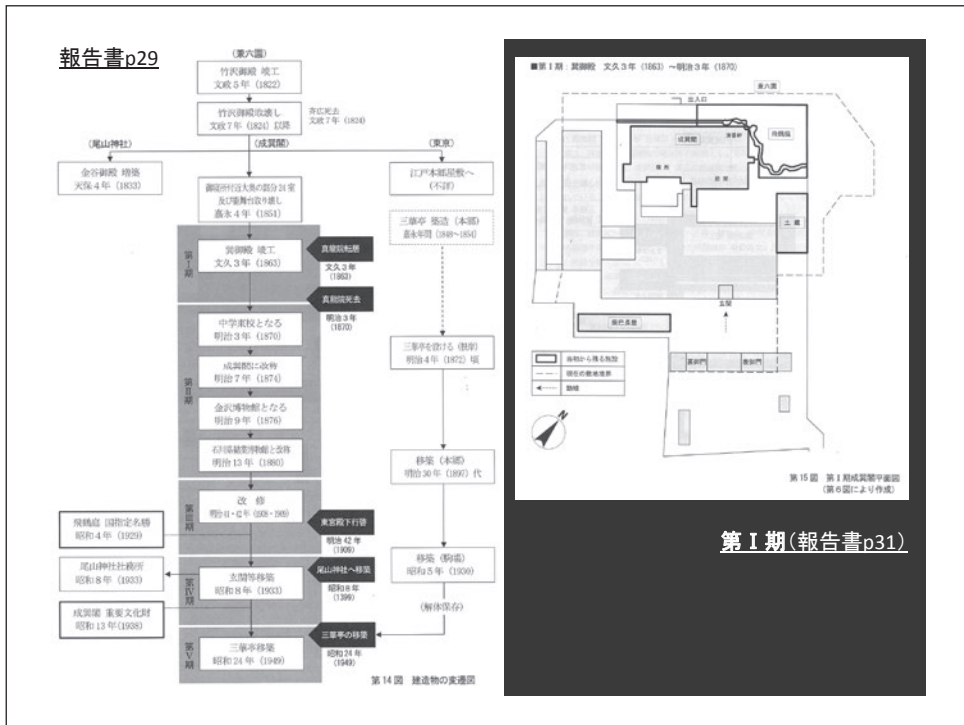














昭和28年 3月 1日名勝指定  
平成30年 2月13日追加指定

## 名古屋城二之丸庭園 【愛知県名古屋市】



追加指定範囲

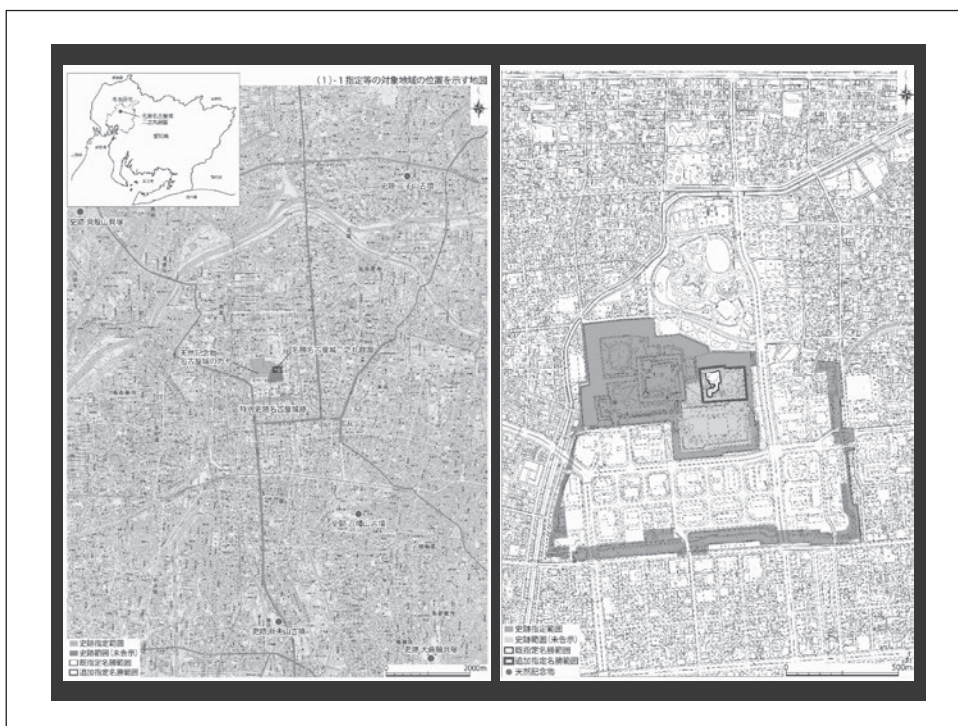
昭和28年(1953)に豪宕多彩な景趣を維持していた一部の範囲が名勝指定されたが、近年の発掘調査等の成果により、文政期の『御城御庭絵図』等とよく照合する庭園遺構が良好に遺存していることが明らかとなったため、追加指定して庭園全体の区域を保護するもの。

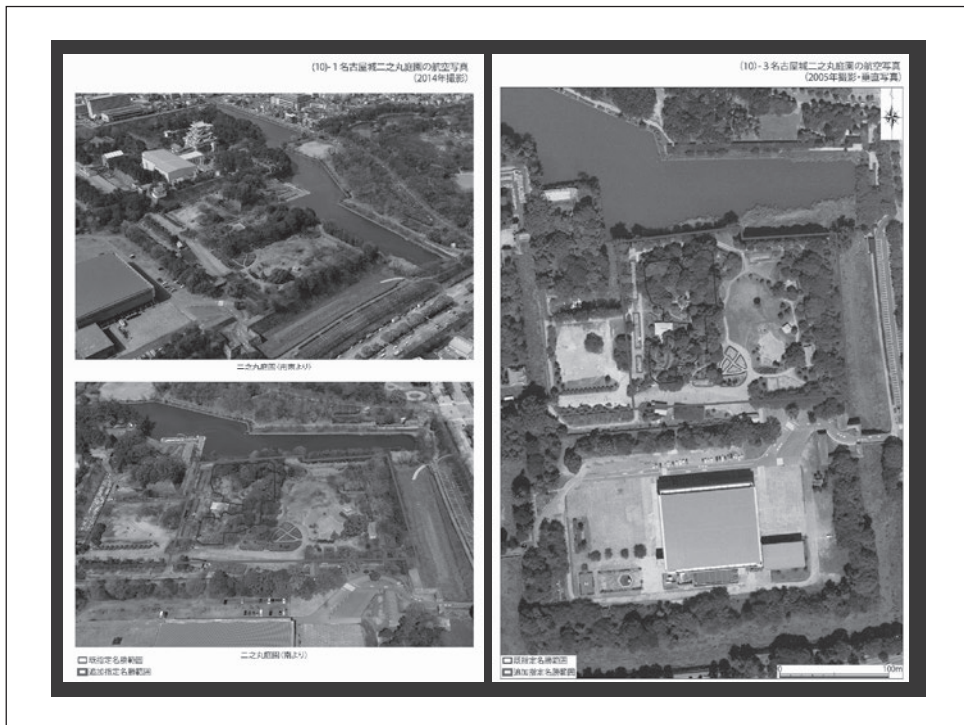
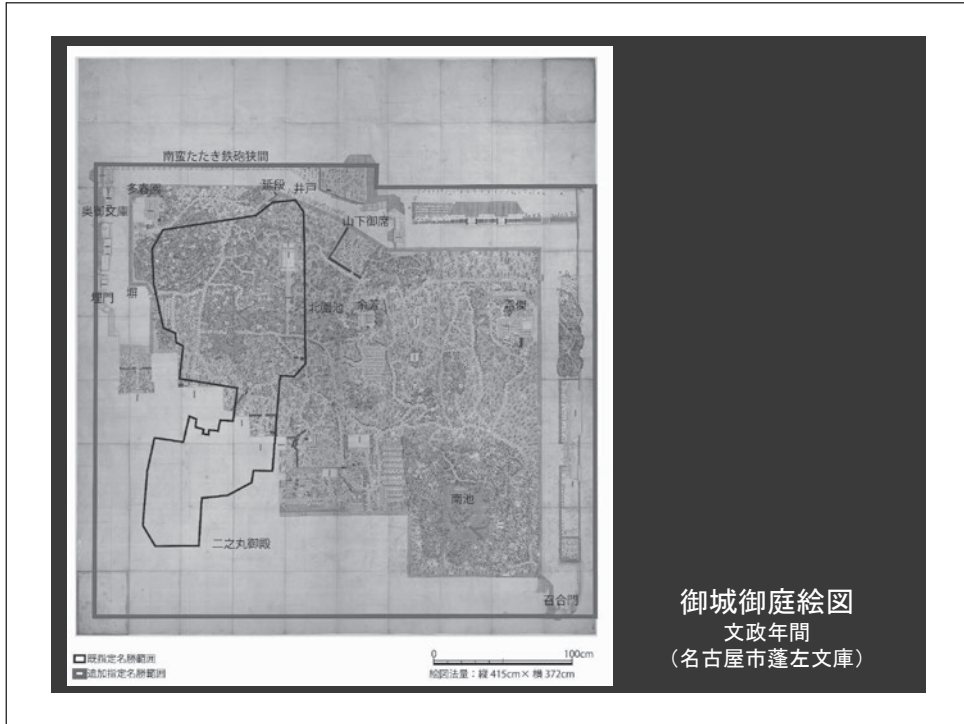


北御庭 池及び石組(既指定地)      奥御文庫礎石(追加指定地)

北御庭 栄螺山(既指定地)      石垣 南西から(追加指定地)

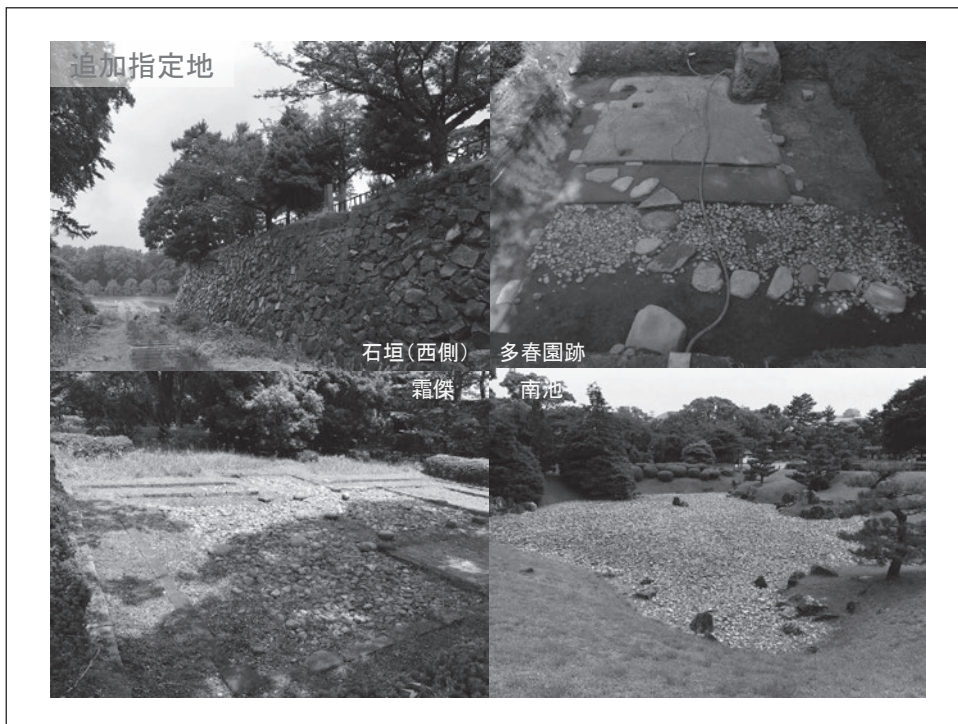
前庭 枯池(既指定地)      南池(追加指定)













平成13年1月29日名勝指定／平成31年2月26日追加指定  
 かみときくにしていえん  
**上時国氏庭園【石川県輪島市】**





追加指定地(屋敷地正面)

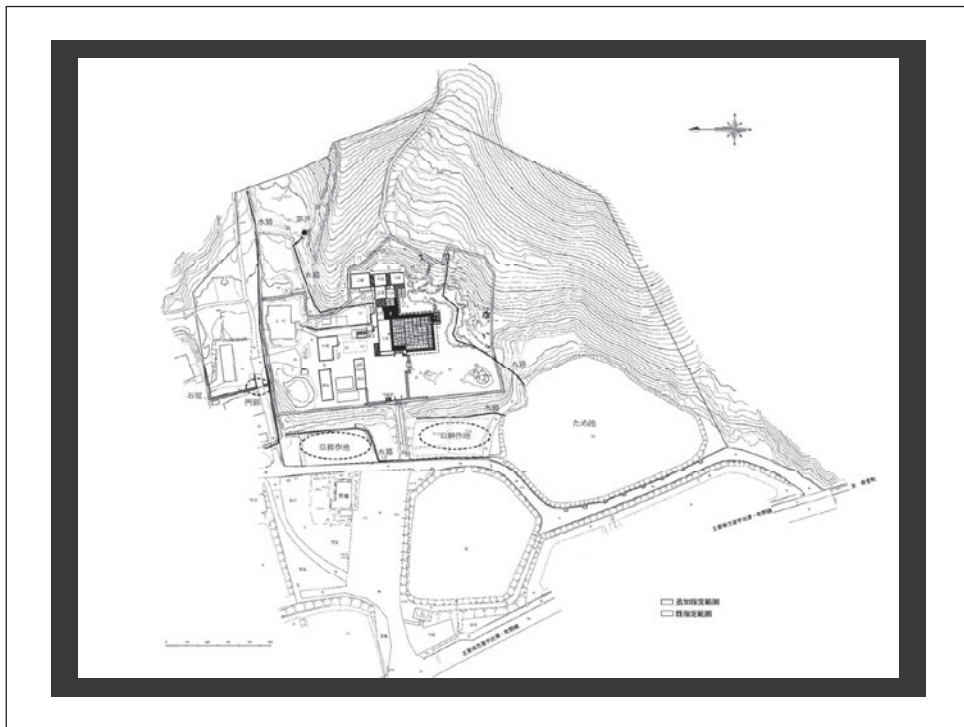


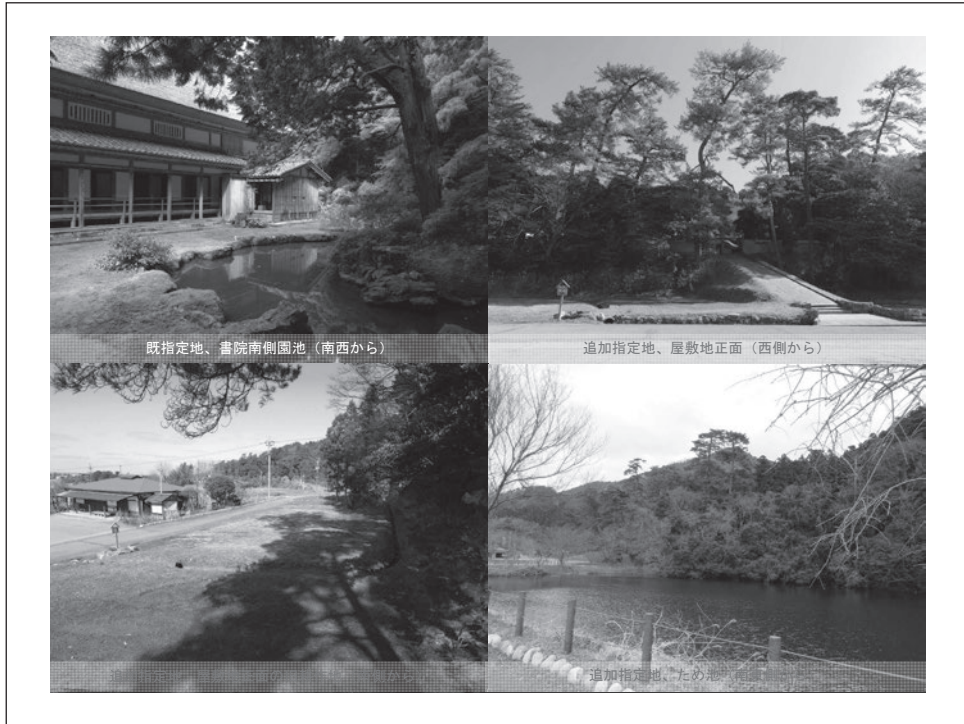

ため池

追加指定範囲

既指定地(書院南側)

能登半島の町野川右岸に位置する江戸時代後期に造営された豪農の庭園で、池の護岸や築山の豪快な石組みや、背後の山腹から書院前庭に至るまで苔と樹林に覆われた幽邃な雰囲気の特徴がある。既指定地に背景を成す山林のほか、旧耕作地やため池などを追加するもの。





平成13年1月29日名勝指定  
平成31年2月26日追加指定

### 時国氏庭園【石川県輪島市】

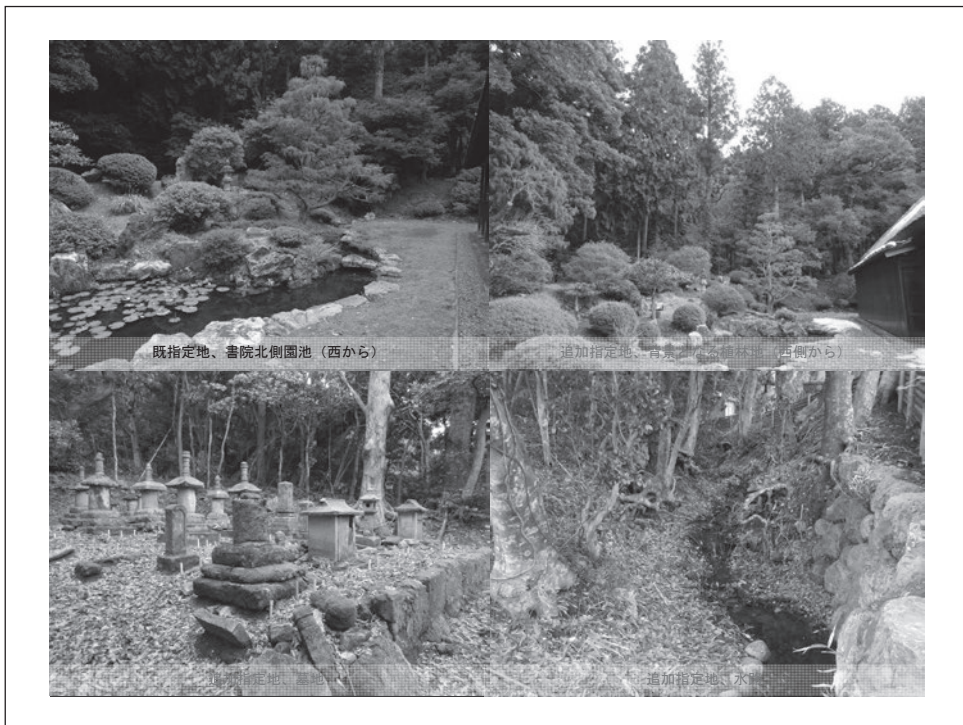
追加指定範囲

追加指定地（背景となる植林地）

追加指定地（墓地）

庭園（主屋南側）

能登半島の町野川右岸に位置する江戸時代初期に造営された豪農の庭園で、背後の山腹に展開する露窟とした樹林と明るい園池が対比を成し、入江と滝石組の遠近感や高低感などに特徴がある。既指定地に背景を成す山林のほか、導水路や墓所などを追加するもの。



## 広い視野からの文化財庭園保護

- \* 文化財庭園は地域の風致景観の基調を成す重要な文化資源

### [文化財保護行政]

- 個別の保存活用計画
- 文化財保存活用地域計画

### [参考]

- 庭園間交流連携促進計画登録制度  
(通称「ガーデンツーリズム登録制度」)

## 関係する国庫補助事業

- \* 名勝地調査費  
追加指定等に必要の実測図作成を含む調査費  
専門家等を含む検討のための委員会開催費等  
補助事業者: 地方公共団体
- \* 史跡等保存活用計画等策定費  
保存活用計画策定に必要な調査費等  
補助事業者: 地方公共団体・所有者等
- \* 歴史生き生き! 史跡等総合活用整備事業費  
保存整備及び必要な整備計画・設計等を含む  
補助事業者: 所有者・管理団体等



## 参考情報

- 平成30年度の指定・登録庭園
- 文化財庭園保存技術者協議会  
(庭技協)
- 「記念物100年」事業

## 平成30年度 春・秋の指定・登録庭園

### 指定

- 平成31年2月26日指定  
旧益習館庭園 [兵庫県洲本市]

### 登録

- 平成30年10月15日登録  
絲原氏庭園 [島根県仁多郡奥出雲町]
- 平成31年2月26日登録  
丹藤氏庭園(旧三上氏庭園) [青森県弘前市]  
興禅寺庭園(看雲庭) [長野県木曾郡木曾町]

【名勝の新指定 平成30年10月15日指定】

きゅうえきしゅうかん ていえん

旧益習館庭園【兵庫県洲本市】



遠景



正面



指定範囲



庭園山側の矢穴



江戸期の絵図

江戸前期の徳島藩筆頭家老稲田氏の別荘庭園を始まりとする池泉庭園。洲本城下町武家居住区の石切場跡に造られ、幕末に稲田氏の私塾益習館が移設された。<sup>まがたやま</sup>曲田山を背に、石材切り出し時の矢穴の残る巨岩が園池に面して並び、特徴的な景観を形成している。

【登録記念物の新登録(名勝地関係) 平成30年10月16日登録】

いはらし ていえん

絲原氏庭園

【島根県仁多郡奥出雲町】



主庭



主庭から見た主屋



登録範囲



主庭

江戸時代に松江藩の鉄師頭取を務めた絲原氏の住宅に造られた庭園。大正末期の主屋新築の際に庭園も整備されたと考えられ、その主要な部分が現在まで残る。主屋の南東部に面し、山の斜面を取り込みつつ、滝、池泉、茶室等を設けている。

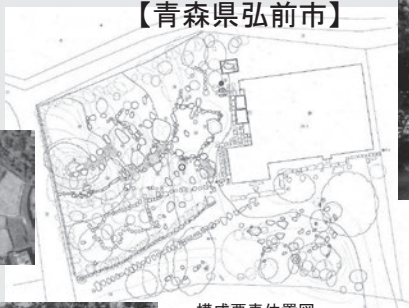
【登録記念物の新登録(名勝地関係) 平成31年2月26日登録】

たんどう していえん きゅうみ かみし ていえん  
**丹藤氏庭園(旧三上氏庭園)**

【青森県弘前市】



登録範囲



構成要素位置図



主屋より岩木山を望む



主屋座敷からの眺め

くずはら 葛原の素封家で代々「源造」  
 を名乗った三上氏により明治  
 15年(1882)に造営され、昭  
 和8年(1933)に池田亭月に  
 「庭造三神石記念」の石碑  
 より手が加えられた庭園で、明治初期から昭和にかけての  
 武学流宗家の作庭手法の系譜を知る上で意義深い事例である。



「庭造三神石記念」の石碑

【登録記念物の新登録(名勝地関係) 平成31年2月26日登録】

こうぜん じていえん かんうん てい  
**興禅寺庭園(看雲庭)**

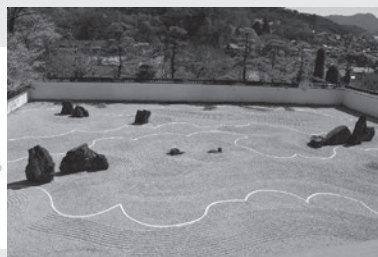
【長野県木曾郡木曾町】



登録範囲



延段



看雲庭全景



雲紋を作成する重森三玲



鐘楼周辺の石組



テラス

かみやま 関山を借景とする枯山水庭園で、山間部に所在する禅宗寺院に作庭  
 家重森三玲によって昭和38年(1963)に造られた。白砂に15の石を  
 配し、雲海と山岳を表現する。施工に際しては、重森本人も鏝を持って  
 作業に当たった。

## 文化財庭園保存技術者協議会

- 文化財庭園フォーラム(第16回)  
「地域との調和が育む文化財庭園」  
茨城県常陸大宮市 6月(8～)15・16日
- 平成31年度総会 京都府京都市 7月20日
- 実技技能研修(第1回) 石川県小松市



文化庁  
記念物100年

## 「記念物100年」事業



- 記念物制度100年を迎えたこの機会を捉え、広く国民に「記念物」について改めて周知し、その保護の重要性について理解してもらうため、3年(2019～2021年度)にわたって「記念物100年」事業を実施予定。
- キックオフイベント  
令和元年6月1日(土)10:30～11:30  
江戸東京博物館 5階常設展示室中村座前  
『発掘された日本列島展2019』特集展示  
※その他、フォトコンテスト、シンポジウムなどを企画中



令和元年5月30日(木)文化財指定庭園保護協議会  
於：名古屋クレストンホテル 9階(愛知県名古屋市)

## 文化財庭園保護の考え方

文化庁文化財第二課  
名勝部門 平澤 毅

### ■日本における歴史的庭園保護の沿革

- \* 太政官布達第16号 (明治 6年、1873)
- \* 史蹟名勝天然紀念物保存法 (大正 8年、1919) ※名勝指定制度
- \* 文化財保護法 (昭和25年、1950)
- \* 文化財指定庭園保護協議会設立 (昭和35年、1960)
- \* 文化財庭園保存技術者協議会設立 (平成14年、2002)

### ■文化財庭園の範囲

- 現存庭園・遺跡庭園・発掘庭園 / 近代庭園
- 成り立ちや風致景観の構成を含む土地の全容
- 関連する遺産 (e.g. 眺望対象、旧大名庭園と近世城郭跡・大名家墓所など)
- 無形の要素 (手入れ、観賞など cf. 選定保存技術「文化財庭園保存技術」)

### ■名勝(名勝地)の指定・登録状況 (最新告示：平成31年2月26日)

指定	人文的名勝：237件(公園：9件、庭園：226件、橋梁：2件)	
	自然的名勝：178件	合計 415件
登録	庭園：68件、公園：14件、景勝地：11件	合計 93件

### ■文化財庭園に対する措置

- 調査(個別調査・所在調査)  保存活用計画(保存管理計画)  保存修理

### ■指定地域の追加(近年の事例)

成巽閣庭園 [石川県金沢市]	昭和 4年(1929)	4月 2日	名勝指定
	平成 29年(2017)	2月 9日	追加指定
名古屋城二之丸庭園 [名古屋市]	昭和 28年(1953)	3月 1日	名勝指定
	平成 30年(2018)	2月 13日	追加指定
上時国氏庭園 [石川県輪島市]	平成 13年(2001)	1月 29日	名勝指定
	平成 31年(2019)	2月 26日	追加指定
時国氏庭園 [石川県輪島市]	平成 13年(2001)	1月 29日	名勝指定
	平成 31年(2019)	2月 26日	追加指定

### ■広い視野からの文化財庭園保護

- \* 文化財庭園は地域の風致景観の基調を成す重要な文化資源
- 個別の保存活用計画
- 文化財保存活用地域計画

令和 元年5月30日(木)文化財指定庭園保護協議会  
於：名古屋クレストンホテル 9階(愛知県名古屋市)

### 参考1 庭園・名勝地の所在調査

『近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書』(平成24年6月)

[http://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/teien\\_koen\\_chosa.html](http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/teien_koen_chosa.html)

『名勝に関する総合調査－全国的な調査(所在調査)の結果－報告書』(平成25年4月)

[http://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/meisho\\_chosa.html](http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/meisho_chosa.html)

→ 国庫補助事業「名勝地調査」(平成27年度～)

### 参考2 平成30年度春・秋の指定・登録庭園

旧益習館庭園	[兵庫県]	平成31年	2月26日	名勝指定
絲原氏庭園	[島根県]	平成30年	10月15日	登録記念物
丹藤氏庭園(旧三上氏庭園)	[青森県]	平成31年	2月26日	登録記念物
興禅寺庭園(看雲庭)	[長野県]	平成31年	2月26日	登録記念物

### 参考3 文化財庭園保存技術者協議会(庭技協)

○文化財庭園フォーラム(第16回) 「地域との調和が育む文化財庭園」

於：茨城県常陸大宮市 令和 元年6月15日(土)・16日(日)

養浩園(登録有形文化財岡山家住宅)

○令和元年度総会

於：京都府京都市 令和元年7月20日(土)

特別史跡及び特別名勝鹿苑寺(金閣寺)庭園

○第1回実技技能研修

於：石川県小松市 令和元年10月25日(金)～27日(日)

法師旅館庭園ほか

### 参考4 記念物100年事業(令和元年度から3ヶ年の予定)

キックオフイベント 令和元年6月1日(土) 10:30～11:30

江戸東京博物館 5階 常設展示室 中村座前

『発掘された日本列島展2019』にて特集展示「記念物100年」

#### 【参考文献】

文化庁監修, 第一法規

○月刊文化財 平成12年 3月号 特集「名勝の保護」

○月刊文化財 平成18年 4月号 特集「庭園の保護」

○月刊文化財 平成24年10月号 特集「名勝の保護」

○月刊文化財 令和 元年 7月号 特集「史蹟名勝天然記念物保存法100年」(近刊)

#### 【参考配布】

平澤毅(2018):歴史的庭園の生きた保存と活用;『都市公園』,第221号, p.p.16-19

〈特集 東京の文化財庭園—魅力と価値の発信〉、東京都公園協会

# 歴史的庭園の生きた保存と活用

Living Preservation and Utilization of Historical Gardens

平澤 毅

文化庁 文化財部 記念物課 主任文化財調査官(名勝部門)

## 1. はじめに

庭園は生き物である。

そうしたことは、フィレンツェ歴史的庭園憲章<sup>1)</sup>において「生きている記念物」として強調されるところでもあるが、そこに示された観点は、「建造物と植物からなる複合物であり、歴史的・芸術的観点から公衆の関心を引くもの」(第1条)として、そして、「主として植物という、つまり消滅しかつ再生可能なものという意味で生きた材料からなる建築的複合物」(第2条)としての理解に重点を置いたものである。一方、そのような観点が強調されたとき、例えば、殆ど植物を用いずに構成されている庭園は、あたかも庭園ではないかのようにも理解されかねない。

しかし、さらに踏み込んで、庭園の本質について、庭園そのものが「生きている」ということだと気が付けば、「庭園は生き物である」とする主張は、その重要な構成要素に生きた材料としての植物を含んでいるというだけの意味に止まるものではないことが分かる。

歴史的庭園の保存と活用を考えると、庭園そのものが「生きている」という本質は、その視点と方策への反映も検討されるべきである。ここでは、遺産保護の多様な観点からの歴史的庭園の捉え方を示し、その生きた保存と活用ということについて考えたい。

## 2. 歴史的庭園の射程

日本における庭園文化、あるいは、「日本庭園」の文化は、世界においても特に固有なものである。それは、単にその造形的な特徴のみならず、千年以上に亘る連続した歴史性とそれを伝える数々の実例に窺うことができる。

一方、一般にgardenの訳語に対応させている「庭園」という用語は、「公園」などととも、早くも明治時代初期に使われ始めた比較的新しい言葉で、そのイメージは、近代日本において「造園学」分野が成立し、展開する中で定着して来たものである。私たちが今日的な明証性を以て庭園と認め得るものの最も古い遺構は、奈良時代の平城宮や平城京においてその実例を確認することができるが、いわゆる「日本庭園」が文化として定着してゆくのは平安時代のことである<sup>2)</sup>。そうしたことから、日本固有の庭園文化は平安京における多様化と異質化の過程を基礎として、いまの京都に傑出した事例が多いのは歴史上の必然である。

しかし、日本庭園に係る沿革に見るべきは、寝殿造系から浄土式の庭園、禅宗寺院の庭園、中世武家の庭園、大名庭園、近代の別荘や邸宅の庭園へと、そして、池泉に加え、枯山水、露地の技法から、回遊式の複合的な庭園へ、さらには、地勢や湧泉、借景・眺望等

を求めて平地や山腹、海浜等の様々な立地環境へと展開し、いまや日本全国に個性有る様々な庭園を認めることができるということである。

日本における庭園史のこのような検討は、横井時冬の『園藝考』<sup>3)</sup>以来、『日本書紀』に史料上の濫觴を認めて来たが、近年においては、考古学的な知見の発展をも踏まえた多角的な観点から、その淵源を先史時代にまで遡る可能性についても検討することがひとつの学術的水準となって来た<sup>4)</sup>。

さらに、1960年代以降、実測図作成に基づく庭園の調査研究や、考古学的遺跡の保存整備が進展するのに伴って、特に保護対象としての歴史的庭園には、現存している庭園(現存庭園)、遺跡となった庭園(遺跡庭園)、そして、発掘された庭園(発掘庭園)にまで至る様々な存在形態を含むようになった。

有形物としての庭園は、屋外にあって、様々な変容する諸要素の集合体であり、それらが全体を成して、時とともに複雑な変化を呈する。歴史的な遺産については、「歴史的」という言葉の印象から、旧態を保持していることが本質のように思われるかも知れないが、庭園は、その本質に変化を含み、また、その変化の現象を楽しむところに文化表象としての顕著な特質を有すると考えれば、その歴史性は時の流れの中に把握されるべきものといえる。

例えば、地上に伝世してきた最も古い庭園遺構のひとつとして著名な平泉の毛越寺の庭園は、発掘調査によって、現存最古とされる作庭書『前栽秘抄』(作庭記)に示された遣り水の具体的な姿を私たちに知らしめた。それは古代中国における庭園の初期的風格をもよく伝えるものとして世界的にも極めて貴重な事例といえることができる<sup>5)</sup>が、往時の伽藍は失われ、現在の風致景観は、奥州藤原氏の二代基衡が築いた平安時代後期の姿そのものではない。

あるいは、夢窓疎石が禅寺として再興した西芳寺に造営した庭園は、その美しい風致によって感動の余り仏道へ帰依する人々も少なくなかった程と伝えられるが、その後の戦乱や自然災害、復興などが度重ねられ、現代にその傑作を讃えられる庭園は、もとの確かな地割りが支えるものとしても、苔寺と呼ばれる美観の極致は創建の意図したところではない。また、足利將軍家の3代義満がその舍利殿の荘厳に心打たれて造営した北山殿も、8代義政が戦禍に失われた西芳寺の指東庵を再建するとともに北山殿にも触発されて造営した東山殿も、その情趣はいまの鹿苑寺と慈照寺の庭園が織り成す空間とは同じではない。しかし、西芳寺も鹿苑寺も慈照寺も、その傑出した庭園はいまに至る歴史性が創り上げてきたものであり、それぞれの履歴の上に成り立っているものである。同様に、それ以前、夢窓疎石が創造した多治見の永保寺や甲斐の恵林寺、鎌倉の瑞泉寺の庭園においても、私たちは時代を経て育まれてきた景勝の態様を享受している。

そうした観点から、私たちが或る庭園を歴史的な存在として「歴史的庭園」と呼ぶとき、その歴史を繕きながらも、いまの庭園であることが主題となる。

### 3. 生きている庭園

時代を通じて重ねられる創造の営みは一般に他の様々な文化の遺産にも窺われるものであり、刻まれた履歴が今日における遺産としての本質の一部を成していることも少なくない。

しかし、遺産としての庭園において、なお特徴的なのは、その本質が、いわば全機性、連関性、遷移性ともいうようなことに求められるべき点にある。

優れた事例としての歴史的庭園において、全機性とは、人工の行為と天然の営為の交渉と融合が一連一体のものとして構成されていることであり、連関性とは、空間を構成する諸要素の態様と動態がその全機性を実現すべく巧妙に配置されていることであり、また、遷移性とは、庭園全体がそれ自体として時々の履歴を刻みながらなお繰り返して変容し続けていることである。

それらの特徴は、相互に関係して、さながら庭園を一個の生き物のように成り立たせている原理ともいうべきものである。では、そのような全機性、連関性及び遷移性に表象される庭園としての生命は、いったいどのようなようにして発現するのであろうか。

日本における庭園の空間は、一般に、その選地を基本として、地割や石組、園池や植栽のほか、様々な構造物や建造物その他の諸要素の組合せから成る。一方、それらの諸要素は、それ自体として庭園そのものではないし、しかも、土、石、水のほか、生物や加工物など、変化の有り様や度合いが一樣ではないものからできている。それらは、ただ無作為にそこにあるだけでは、庭園とはならない。それでは、如何にして庭園は庭園たり得るのか。それを支えるのは、人々の有形・無形の営みである。

庭園は、単にそこにある複合的な造形物ではない。特に日本において、そこには、繰り返し変わりゆく季節、一日の中での光の変化、天候の具合など、いつでも天然の現象によって多様な表情を呈し、私たちはその時々の中での有り様とともに、その風致景観の豊かさを味わうことができる。あるいは、常に様々に変化する諸要素を調整する種々の手入れは、庭園を現に庭園たる状態に調整するために欠くことができない上、それ自体が庭園固有の風情を演出していることも少なくない<sup>6)</sup>。

そういった観点からすると、庭園は、その空間を構成している形あるモノとしてのみならず、天然の現象のほか、人々の観賞行為や手入れなど、庭園をめぐって時々生成されるコトを密接不可分なものとして含んでおり、多分に無形的な存在ともいえる。

時の流れとともに、そこに、全機性、連関性、遷移的なコトがあって、それが私たちに庭園の生命を感じさせるのだと考えてみる。そして、庭園は私たちの観賞等の行為を伴って実現することを踏まえ、そのことによって初めて庭園がそこに存在するとの観点に立てば、そのように生き続けていることは、庭園の重要なメルクマールと理解することができる。そのことは、遺産としての歴史的庭園を考える上でも極めて重要な示唆を提供する。

一方で、庭園としての具体的な内容や特質の顕現は、個別の歴史的庭園において千差万別であり、その状態はそれぞれに検討されなければならない。

今日において歴史的庭園の概念は、変容しつつも地上に伝世している現存庭園に加え、遺跡庭園や発掘庭園をもその視野に入れている。特に発掘庭園は、時の流れを私たちとまったく共有



すること無く、いわば、仮死状態にあることからすると、それを如何にしてまた蘇生させ得るのかは、保護上の本質的な課題のひとつとして指摘できる。それは、庭園史の生きた証拠として保存されながらも、生きている庭園として、現代に暮らす私たちとの関係を築き直し、再び将来に向けて時の流れと文化を創造する取組でもある。

しかし、現存庭園や遺跡庭園を含め、いまは失われたり、壊れて部分的な遺構となったり、あるいは、地下に埋もれたりした諸要素について、有形物として修理したり、復元したり、整備したりすることが、即、生きている庭園を実現することに繋がるのかといえ、必ずしもそうとは限らない。それは、また、それぞれの庭園について慎重に検討されるべきことでもある。

例えば、それらのことがその庭園の過去を展示することを目的に取り組みられるならば、そこには、いまの庭園としての生命は宿らないかも知れない。なぜならば、過去の履歴から切り取ったその時の様子は、特に日本の庭園において、植物の成長や枯死、造成地形や石組の動き、周辺環境の変化などに伴って変容しているから、その場所にだけ取り残された過去が演出されることによって、いまに生きている庭園としての全機性、連関性、遷移性を損なうことになる場合もあるからである。

過去からの履歴を知り、その保存と活用を図ることは極めて重要である。しかし、過去に囚われすぎると、庭園ではなく、庭園の遺跡を将来に継いでいくことにもなりかねない。

そこで、大切なのは、歴史的庭園を生きた庭園とするため、庭園の不可欠な一部としての生きた取組を、将来への文化として認識することと考えたい。

#### 4. 生きた保存と活用

現代の日本における歴史的庭園の保護措置は、文化財保護法による名勝への指定に代表される。その指定件数は、2018年5月現在で225件、1件の名勝指定に複数の庭園を含むことがあるのでそれを勘案すると250余りの庭園(うち、30余りの発掘庭園・遺跡庭園を含む)がその保護措置の下にある。

それらの保護措置の基本は、主として芸術上、観賞上、学術上の観点から、庭園の具体的な構成や様態に関する「調査研究」を行って内容と価値の表出及びそれらの状況を詳細に確認し、その成果に基づいて「保護のための計画」を策定し、必要に応じて「修理・整備」を実施し、そして適切な「管理・運営」を継続していくことにある<sup>7)</sup>。

それぞれの文化財の具体的な内容や特質に応じた違いはあるにしても、こうした枠組みは、庭園を含む記念物のみならず、いまや文化財の保護措置として広く普及しているものでもある。それは、経年変化や災害による素材と形態の毀損を抑制し、貴重な文化的価値を広く普及することによって、将来に永く伝えていくための取組である。

さらに今日では、広く地域に含まれる種々の遺産との関係の中でマネジメントの意義が徐々に検討され<sup>8)</sup>、実践されようとしている<sup>9)</sup>。世界遺産に象徴されるそうした取組の普及は、地域における遺産に対する様々なプロセスや相反する主張と解釈、さらには危機に瀕した地球社会の維持可能性とも密接に関連付けられている<sup>10)</sup>。そうした中で特に注目されているのは、多様なステークホルダーの存在と役割である。

新たに造営される庭園の場合、そのステークホルダーは、それを企図した

施主であり、その意を汲んでかたちにした庭師であり、また、そこに招かれる客達であるが、歴史的庭園では、そのいずれもが過去の社会の人々である。現代の歴史的庭園において、それは、所有者、管理者、技術者のほか、地域住民や観覧者等であり、都市公園や観光資源として経営されているものや文化財として保護措置を講じられているものにおいては、行政や種々の専門家、有識者等の役割も極めて重要となる。

加えて、昨今では観光を促進するための効果的な資源として様々な文化財の公開活用の重要性が改めて強調され、特に歴史的庭園に寄せられる期待は大きく、私的空間を起源とするその文化的価値を社会に対して積極的に提供することを求められることも少なくない。観光資源としての文化財の活用については、しばしばその保存との相克が議論の俎上に載せられるが、歴史的庭園の多くはそもそも観賞や宴遊等を目的として造営された空間で、もともと観覧に供していなかったものに文化的価値を見出されたのとは異なり、公開活用はその本質の延長上にあるといえる。そのことは、近代日本における公園史が示すところでもある<sup>11)</sup>。一方、私たちが歴史的庭園と呼ぶものの多くは限られた人々のために造営されたもので、現代のような不特定多数の来訪者を想定して設えられたものではないことにも十分に留意する必要がある。

そうしたことを改めて検討するために着目すべきは、現在に至る庭園空間の履歴が、どのような生活誌を反映してきたのかということである。それは、様々な人々によって、それぞれの歴史的庭園がどのように楽しまれてきたのかを知り、その庭園の生きていることの何たるかを理解することでもある。

もうひとつ、歴史的庭園において、生きている庭園を楽しむために注目すべきは、手入れである。歴史的庭園の活用の基本は、そこで時を過ごすことであり、大小の結構に仕掛けられた様々な遊びを楽しむことである。それは、庭園の存在事由そのものであるとともに、作庭意図に導かれ育まれた結構に倣って営まれる弛みのない手入れによって実現される庭園の本質であり、歴史的庭園の保存の基本でもある。そしてまた、行き届いた手入れは、それ自体が庭園の楽しみともなったりする。そういった意味において、庭園の手入れは、一般に文化財の状態を保ち展覧に供するために取り組まれる所謂「維持管理」とは性質が異なるもので、庭園そのものの一部を成しており、それはむしろ、芸能や工芸技術、風俗慣習や祭りなどの無形の文化財と同様に、人々によって弛まざる営まれながら絶えず推移していく生きた本質である。

私たちは、ふつう、様々な地物から成る独特の空間構成を指して「庭園」という。しかし、ここで「庭園は何からできているのか?」と改めて問えば、それだけでは生きた本質を備えた庭園とは成らないことがわかる。そうした空間構成に、天然の現象と人々の活動が絡まり合って常に生成され続けるのが「庭園」だと理解すれば、むしろ、いつでも「庭園はどのようにできているのか?」と問うべきである。天然の現象はいわゆる敷地の内外に広く及び、しかも、そのものを制御することはできない。生きている庭園で起きているのは、それらを演出する様々な人々の種々の活動である。生きた保存と活用とは、そうした空間構成と天然の現象、人間の活動がひとつとなって、いまに生きている庭園を実現することである。

## 5. おわりに

歴史的庭園の生きた保存と活用には、様々なステークホルダーがそれぞれの価値観にも応じてその庭園を慈しみ楽しむ心の認識が不可欠である。しかし、価値観が複雑に多様化している現代にあって、それを確認することは容易ではない。何よりも、都市公園となっている現存庭園や、保存された発掘庭園・遺跡庭園においては、行政機関等の公的組織が公の財産として所管していることが多いため、来訪者をもてなす庭園の主人の心延えをそのままに実現するのは一般に難しい。

一方、歴史的庭園の保護は、従前、空間構成や地物遺構を保存回復する整備事業を中心に取り組まれて来たが、近年では、その庭園の具体的な沿革と現状を確認し、様々な観点からの価値認識と将来に向けた方策を示す計画の策定と実践が推進されている<sup>12)</sup>。その中では、変容し続ける社会における適切なマネジメントの観点から、様々なステークホルダーとの関わりを検討するのが今日の新たな水準ともなりつつある。

そうした計画の検討においては、様々なステークホルダーにとって、自分たちの関わりが表現されていることが重要である<sup>13)</sup>。特に歴史的庭園という文化表象の顕現を将来に継承していくという観点からは、現に庭園であることとその保存と活用とは密接不可分であること、そして、そこにはそれぞれの履歴に応じた様々なステークホルダーの存在とその営みが必要不可欠であることを改めて認識すべきである。

そのような観点から、様々なステークホルダー自らがその庭園の一部を成していることが実感できるような生きた計画の策定と実践を期待したい。

### 参考文献

- 1) ICOMOS (1982) The Florence Charter (Historic Gardens) [イコモス(国際記念物遺跡会議)(1982)フィレンツェ歴史的庭園憲章], <http://www.japan-icomos.org/charters/florence.pdf>
- 2) 平澤毅(2010) 古代庭園の世界, 田辺延夫・佐藤信編 古代の都2『平城京の時代』, 吉川弘文館, pp191-210.
- 3) 横井時冬(1889)『園藝考』: 1940年改版『日本庭園発達史』, 創元社, 231pp.
- 4) 平澤毅(2011) 奈良時代までの庭園—平安時代庭園検討の前提として—, 『平安時代庭園の研究—古代庭園研究Ⅱ—』(研究論集17, 奈良文化財研究所学報第86冊), pp9-39.
- 5) 奈良文化財研究所(2009)『東アジアにおける理想郷と庭園』, 163p, <http://repository.nabunken.go.jp/dspace/handle/11177/6617>
- 6) 青木達司(2017) 庭園の魅力, 『盛岡の庭園—庭園の楽しみ方』, 盛岡市教育委員会, pp3-22.
- 7) 平澤毅(2006) 歴史的庭園の保存管理における視点と方策, 月刊文化財511号, pp30-33.
- 8) 奈良文化財研究所(2011)『地域における遺跡の総合的マネジメント』, 137p, <https://www.nabunken.go.jp/org/bunka/pdf/site-sympo2011.pdf>
- 9) 文化庁文化財部記念物課(2015)『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』, 214p, [http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hokoku/pdf/management\\_hokokusho.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hokoku/pdf/management_hokokusho.pdf)
- 10) 日本イコモス国内委員会 [JAPAN ICOMOS National Committee] (2014) NARA+20: on Heritage Practices, Cultural Values, and the Concept of Authenticity [http://www.japan-icomos.org/pdf/nara20\\_final\\_eng.pdf](http://www.japan-icomos.org/pdf/nara20_final_eng.pdf)
- 11) 平澤毅(2014) 公園に生きる歴史文化資産: 公園緑地75(2), pp5-9.
- 12) 平澤毅(2012) 記念物の保存管理計画—特に名勝について—, 『文化財論叢Ⅳ』(奈良文化財研究所創立60周年記念論文集, 奈良文化財研究所学報第92冊), pp1257-1292.
- 13) 奈良文化財研究所(2014)『計画の意義と方法—計画は何のために策定し、どのように実施するのか?—』, 192p, <http://reporary.nabunken.go.jp/dspace/handle/11177/2858>

## 「記念物 100 年」事業について

文化庁文化財第二課  
令和元年 5 月

「記念物」(史跡名勝天然記念物)保護の取組が始まってから、2019 年で 100 年を迎える(史跡名勝天然記念物保存法成立施行(1919 年 6 月 1 日)から 100 年)。文化庁では、この節目に当たって、『発掘された日本列島展』において特集展示する(2019 年度のみ)。また、広く国民に「記念物」について改めて周知し、その保護の重要性について理解してもらうため、3 年(2019 ~2021 年度)にわたって「記念物 100 年」事業を実施予定。これまで 100 年間、どのような形で保護が図られてきたかを振り返りながら、多様性豊かな「記念物」のこれからの 100 年に向けた保護の取組の形を創造していく。

東京都江戸東京博物館における『発掘された日本列島展』のオープニングの日にあたる 6 月 1 日には、3 年に亘る「記念物 100 年」事業のキックオフイベントを以下のとおり実施予定。

### 【「記念物 100 年事業」キックオフイベント】

日 時：6 月 1 日(土) 10:30~11:30

場 所：東京都江戸東京博物館 5 階常設展示室 中村座前

出演者：佐藤信(東京大学名誉教授・人間文化研究機構理事・博士(文学))

葦木ヒロカ(シンガー・アーティスト、長和町黒曜石のふるさと親善大使・茅野市縄文ふるさと大使)

宮田亮平(文化庁長官・金工作家)

※3 名による対談が中心。対談の前後に、史跡などをフィールドとして活動を続ける  
葦木ヒロカさんに歌を披露していただく。

### 【その他関連イベント等について】

- \* 記念物 100 年特設ホームページ (<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/1417023.html>) を新設。地方公共団体が実施する「記念物 100 年参加事業」を特設ホームページで発信するなど、3 年に亘って実施する様々な関連イベント情報等を順次掲載していく。
- \* その他民間事業者等との連携事業など参加型のイベント等も幅広く実施していく予定。



「記念物 100 年」ロゴ



史跡・名勝・天然記念物ロゴ

講演会

（名勝名古屋城二之丸庭園の復元に向けて）  
名城大学農学部教授（現在、名城大学名誉教授）

丸山 宏



講演会（丸山教授）

先ほど平澤主任調査官から名古屋城二之丸庭園の追加指定というお話がありました。丸庭園の追加指定というお話がありましたが、いろいろ文化庁でも考えていただいで、元の指定面積の六倍になったというので、我々は喜んでいて一方で、これから大変だなということもあります。関係者の方はご存じのように、名古屋城は天守閣の方がえらく話題となっております。私としては多少そちらにも関わってはいるのですが、二之丸庭園

をぜひ復元整備していきたいと思っております。京都から来られている方もおられると思いますが、私見ですけれども、名古屋城二之丸庭園が復元されれば二条城より遥かに素晴らしいものができると思います。それではざっと述べていきたいと思います。お配りしたレジュメが二枚ありますが、一枚目の方はじめにという所だけ少しスライドにはありませんので、ここだけご説明したいと思えます。

明治六年の、先ほど公園設置に関する太政官第一六号についてご説明がありましたけれど、同じく一月に日本中のお城の存廃が太政官の方で決まり、名古屋城は残る方になりました。廃止するといっても別に突然それがなくなるというわけではなくて、いずれ処分しますよ、ということですよ。明治七年に陸軍省の管轄になって、歩兵第六連隊が入り、後に軍のために名古屋城二之丸に新たに庭を造ろうということになります。二之丸御殿のある場所です。現在の二之丸茶屋の南側です。この庭園は吉田昭和という、これは表千家の師匠さんが設計されました。名古屋といいますが尾張というのは結構茶人さんが日本庭園を設計しているということが特徴的だなと思っておりますが、例えば鶴舞公園、これも一

〇年ほど前に国の登録記念物になりましたけれども、そこを設計したのが茶人さんで、村瀬玄中ともう一人は松尾宗見、そのような方が設計をされております。さて、二之丸庭園に話を戻しますが、吉田昭和のもとで、この庭園を実際に施工した植木屋さんは大島嘉吉さんで、今も大島造園土木として家業を引き継いでおられます。実はここができた経緯などが何か書類で残っていないかと聞いてみたのですが、戦災で焼けてしまっていないということでした。その庭園が明治一二、一三年頃に作られました。後で少しか重森三玲さんの『日本庭園史図鑑』に掲載された写真などもお見せします。

その後、先ほどご説明もございましたように、名古屋城が明治二六年に名古屋離宮になります。二之丸庭園のところは離宮から除外され、陸軍省がそのまま管轄しておりました。昭和五年になって離宮が廃止され、用地・建物名古屋市に下賜されました。その後、史蹟名勝天然記念物保存法（大正八年四月公布）に基づき昭和七年に史蹟指定されました。この時二之丸は除外されておりましたが、狩野力という愛知県の都市計画地方委員になっておられた方で、後に愛知県庁の技師にもなりますが、その狩野力が昭和八年に二之丸庭園



の調査報告書を書いております。この方は非常に優秀な方で名古屋市の都市計画公園、日本で初めてだと思われませんが、そういった大きな計画も立てられて、石川栄耀という同僚がいたこともあり作られたのですけれども、昭和八年三月にこの報告書が作成されました。翌四月に今度は名古屋市に請われて初代公園課長になりましたが、残念なことに半年ほど経って病に伏せて亡くなります。この狩野力という人物は都市計画公園と庭園、そういうものを両方できた方だったので、その後の経緯を見ていくと、非常に残念なのですが名古屋市の公園行政と文化財というのはちよつと分岐してしまつたかなと思えます。狩野力のことをもう少し申し上げますと、狩野力は東京帝国大学の農学部出身で、今日先ほど講演されました平澤主任調査官の大先輩になると思われる方です。昭和八年に調査がありました、実際に名勝に指定されるのは昭和二八年ということになります。非常に時間がかつたのですが、この成果がようやく昭和二八年に出たということです。

スライドをご覧いただきますと、これが名古屋城の立地です。熱田台地のちよつど北西の角の地でございます。名古屋城二之丸庭園の沿革ですが、細かいところはいろいろあり

ますがスライドの「名古屋城二之丸庭園の沿革（江戸期）」の年譜に赤い丸が付いているところが二つあります。これは先ほどご説明がございましたが、絵図が作成された時期です。寛永年間と文政年間の絵図です。これが名古屋城の二之丸庭園の復元整備においては非常に重要な資料だと思います。現在まで私が二之丸庭園に関わりだして九年ぐらいたつております。平成二二年によく庭園部会ができました。実は名古屋城は本丸御殿を復元するというので、委員会ができたのがその時期なのです。文化庁としても本丸御殿だけではなく名古屋城には国の名勝があるじゃないかということで調査をし、将来的な展望をちよつと考えるということだったと、噂に聞いております。

次は先ほど申し上げました二之丸庭園の絵図、ちよつと見にくいかもしれませんが、復元に当たっては、文政期の御城御庭絵図と同時期の尾二ノ丸御庭之図というのがスライドの「名古屋城二之丸庭園関係絵図等」の年譜の赤丸の二つ目にあります。これはまた後ほどスライドでお見せします。復元にあたってはこれらの絵図と発掘調査ですね、この両輪で整備計画を立てようということになっております。お渡ししたレジュメの二枚目の絵図

を見ていただきますと、赤の点線で囲んだところが昭和二八年、最初に指定されたところで、そこを含め大きく拡大、これは六倍位になったんですが、赤の実線で囲われたのが、これは昨年の二月に追加指定された区域です。先ほど明治一二、一三年位に狩野力が調査したというのがこの図、「旧二之丸北之御庭平面図」です。狩野力の図面の南部分が将校のために作られた近代の庭です。北側は文政期の庭園が残存されているところです。現在、南御庭ということが残っておりますが、これは重森三玲が当時南御庭の写真を撮つたものです。『日本庭園史図鑑』第五巻）写真の背後には兵舎があつたわけですけれども、今はもうここは広場になっております。

先ほど申しましたように、江戸初期の寛永初年の頃の図面、これは内藤昌先生の資料から借用しました。そしてここがいわゆる二之丸庭園、まだ、江戸後期、文政期の拡大する前です。さらに、これは先ほど出ておりました絵図、これをよく見ていただくと、庭園部の左の方、左というか西の方ですね、非常に広場的な空間があります。従来大名庭園といいますが、実は言うのを忘れていましたが、大名庭園はいろいろあります。下屋敷や別邸もあるのですが、郭内ですね、城郭内に作ら

れた例というのはあまり多くありません。京都の二条城ももちろんそうですが、あと和歌山城とかがありますが、名古屋城二之丸庭園も数少ない城郭の中に造られた日本庭園です。左の方を見ていただきますと非常に低木類がばら植えられていて、ここに花壇もあるんですが、右側は非常に密度の濃い庭で、左側は割と造園的なデザインがされています。これは実は堀側に埋門というのがあります。これには実は堀側が何かあったときに逃げ出す非常時の出口があったのではないかと言われています。ここにはソテツが植えられているのですが、ソテツはあまり根が張らない植物です。だから取っ払うには便利だということもあつたようです。これを、あの絵図ではわかりにくいので、こういう略図にしたのがこの図ですけれども、これを見ていただくとわかりやすいかと思えます。まだ江戸初期ですから、饗宴の庭園という意味ではなくて、やはりある程度まだ緊張感があつたのかなという気はしております。寛永期は徳川義直初代の尾張藩主の時代なのですが、すわ戦となると兵が屯集する場所であつたのではないかと。中央によく見ると矢場があります。こういうものもあつたと、弓術というのでしょうか、弓道の場を設けているんですね。遊びについて

は、この右下の方に鞠場があります。そういうものがあると。この図面で面白いのは、石材についても記されています。伊豆石であるとか、大磯石であるとか、ここに勝川まき石とあります。これは地元の勝川という所の砂利だと思われませんが、こういうものを使ったということですね。絵図の中に描かれた建築物を具体的にちよつと見ていきますと、どういうことがわかるかと言うと、庭園の中の建築物としては重要なのはこれ、ここですね、「金声玉振閣」と記された建物は、従来ここが御祠堂ではないかと言われていたんですが、最近井上光夫さんの研究でこれは書庫であるということが明らかにされました。それとここが「祠堂」と書いてあるのですが、ここが孔子廟というか孔子堂というかそういう孔子を祀つたところではないかと。全体的に言うとは非常に儒教的な影響のある空間であつたということがわかります。

この祠堂と書いてある周りに瑞垣が回っていて、ここが四脚門ですね、ここを細かく見ていくと唐様というのでしょうか、中国風のデザイン、建築様式になっていることが建築の専門家から言われております。この庭の西と東、北西と北東の角にこういう楼閣が設けられています。北西が「迎涼閣」、

北東が「逐涼閣」です。これは見てもらいますと寛永期ですけども、その後文政期の庭にも残っております。「迎涼閣」、これが「逐涼閣」、屋根の庇を見ていただきますと、中国風であるということがわかります。もう一つは絵図では南西のところにあります。これは御座の間です。藩主がここから、庭を見ていたと。ただしこの前は先程言ったように、庭の枢要なものはないのですが。

もう一つ「四達堂」、「迎達堂」とも言われておりますが、四阿ですねこういうものも庭の中に、池に面して作られておりますが、非常に中国的な建物で、土間には四半敷と言いますが、四半敷の瓦ですね、埴瓦のようなものが使われております。

今までが前期の分で寛永期の庭ですが、次は文政期の庭のです。かなり広くなりました。このスライドは「御城御庭絵図」です。先ほど平澤さんからも出されましたが、これが基本的に復元整備のベースになっているものです。略図を見ていただきますと、スライドの図面の方にも書いていますようにすごく大きいものですね。四一五 × 三七〇センチで、大体畳九畳半位というものすごく大きな絵図になっております。これを見てもらいますと、庭の豊富な意匠が見て取れます。例えば寛永

期とは違っているんな築山を設けています。レジュメのほうに書いておりますが、山として「権現山」、頂上には熊野権現、愛宕権現が祀っており、「にし山」というのはこの「螺山」のことで「栄螺山」ともいうのですね、他に「双子山」、「赤松山」、「四ツ代山」というように、この庭園内に山をいっぱい築いてそれを巡るといふ、これこそが饗応の庭といふのでしょうか、遊びの庭、戸山荘ほどではありませんが、非常に大きなといふかいろいろな仕掛けが設けられています。下の方も「植木屋」といふ実際に植木屋がいたかどうかは分かりませんが建物があります。あるいは「植木屋」、植木の室を作ったりしております。

これが北西の拡大したスライドです。今見ました権現山があつて双子山、栄螺山(螺山)、栄螺山というのは栄螺の形にあわせて小径をぐるっと回している趣向です。これは一応今の整備の中で復元し終わつたところですが。それとここが後で写真に出ますけれども権現山にのぼる階段を復元したところです。栄螺山の北西部に多春園というのがあります。このスライドは栄螺山の頂上から、まだ完成はしておりませんが、南の方を見たところですが。権現山と言うのはここも軍隊時代には、絵図にあるような直線の階段はもうなくなつてお

りました。権現山の麓に鳥居があるんですね、このところにあるのが鳥居の脚の礎石です。二つ残っております。鳥居を復元というのはいろいろ宗教的なことがあるかもしれませんが、そういうものも残っております。ちょうどこの権現山の東側に「山下御席」というのがあります。お茶をやつたようなところもあります。これが発掘されたところです。発掘調査では延段と丸瓦が確認されています。あとは漆喰が出てきております。ここなどはこの絵図ではわからないのですが、非常に凝つた作りで、少し角度をつけて矩形の敷石に面取りをしております。建物の前の所かもしれません。次は「双子山」、絵図の中にはソテツなどが植栽されています。このスライドは発掘時のものです。現状は土砂で埋まつており高低差が無かつたのですが、発掘してみると園路はかなり深いところを通つていました。飛び石もあつたみたいで、双子山を仰ぎ見るような感じですね。こういうものも復元したいなと思つております。これは一部発掘されておりますので、現場に行つていただくと分かると思います。

これは先程言つた寛永期の「迎涼閣」と比べると非常に日本的な建物に変わつております。寛永期から大分経つておりますので、一七世紀前期と一八世紀の中頃まで大分建て替わつていふと思われまふ。非常に日本的と言つたらいいのか、中国的な要素がちよつとなくなつていふのかなと。「逐涼閣」の周りの庭にはいろいろな樹木が植えられたりしております。寛永期と大分変わつていふます。「植木屋」の北には「張出外御席」といふものがあります。ちよつとした茶屋ですね、そういうものが描いてあります。レジュメのほうではいろいろ茶屋について、「風信」、「余芳」とかずつと五つほど書いてありますが、そのうちの一つです。

このスライドは東南の新池です。現在は枯れ池として一応整備はされておりますが、今回もう一度ちゃんと調べないといけないかと考へております。絵図を見ていただくと、池の中に二見岩といふ名前がついていふところがあります。二見ヶ浦の風景を模すといふのか、そういうものを作つていふたといふことですね。「風信」といふのがちよつと北池の南側にあるのですけれども、まだ場所がこちら辺り少し小高くなつていふ築山の上だろうといふことになつておりますが、まだ確定はしておりません。先ほど申しましたように、「御城御庭絵図」だけではなく「尾二ノ丸御庭之図」といふのが同じ文政期少し下るみ

たいなのですが、ここにいろいろな面白い情報が出ております。「笹巻山」には桜とかそういうものが描かれております。笹巻というから笹があるのかと思つたらそうではなくて桜、いわゆる山桜だと思われませんがそういうものが植栽されています。スライドを見ていただきますと修復前の笹巻山は最初樹木が鬱蒼とした感じでした。この辺は樹木管理がされていなくて、実生のクスノキの胸高直径が三〇センチ位くらいのもが生えていて、それ以外の樹木も全部切っていたいたんです。切ると崩れてはいけないので土嚢で止めて最終的には芝を貼ったんですが、ここにちよつと筋芝が見えると思ひますが、ここは非常に急だったので、鋼土（はがねつち）と言つて各務原の方でとれる粘土を含む真砂土なんです。それを使つて施工してもらいました。これはなかなか収まっているので明日行かれたら見ていただければと思ひますが、これが伐倒した後の笹巻山ですが、今はこんな状況です。

多春園は先ほど出ております赤い三和土ですが、ベンガラを入れているのかどうかという事も今後の課題ですが、こういうものをどう、このまま露出展示はできないので、工夫して、この上に覆土して同じようなもの

を復元するのかもしれないという課題も残っております。これは遠くから見たとこです。飛石の中に赤い朱色の三和土があります。

「余芳」という御茶屋が、北池の東側にありました。兵舎が建てられたところですが、運良くその痕跡が残つておりました。余芳は名古屋市の文化財に指定されており、余芳自体は確保しております。いずれここに復元して、再建したいと思ひます。これが先ほど述べました権現山です。権現山の東側の写真で、発掘調査で「余芳」の跡が出てきました。こちよつと赤っぽいのが見えておりました。場所が確定されたということですが、ベンガラだと思われませんが、赤い漆喰が使われていました。まあ割と派手ですね。これがアップです。

さて北池の東部の所の発掘の状況ですが、そのちよつと淵にこういうものが出てきました。亀です、河原石で胴体、それに足と頭と尻尾をつけたなかなか洒落たものが出てきました、これ自体は絵図には載っていないのですが、こういう遊び心があったということがわかっております。なかなかうまいと思つておりますが、この池護岸の特徴はもちろん後でスライドでお見せします。自然の石、あるいは様々な石を組み合わせております。こ

れは擬岩です。三和土といひますか漆喰で作られた擬岩がこの周囲ずっと回つております。これが非常に特徴的です。他のところでは見たことがありません。この図は発掘時期別の色分けしたものです。このスライドは発掘前の状況です。河原石を池の底に敷いていました。名勝指定が昭和二八年ですから、その時、慌てて河原石を敷いたのではないかと

思われます。これが発掘の前です。発掘で河原石を取り除き池に溜まっていた土砂を取り除きました。発掘で土砂を掘り取る前でも擬岩が池護岸の周囲をめぐっているのが確認できます。すべてが擬岩ではありませんが、造園の仕事とかどちらかという左官の仕事でしょうか。これはシガラです。シガラを漆喰あるいは三和土で作っております。これも擬木です。下側の乱杭の擬木ですね。次のスライドですが、これは何だということになりましたが、画面の左側の方に書いていますように常滑焼の土管ですね。近代になり、将校用の庭ということもあり、ここに水生植物、花菖蒲か何かを植えたのではないかと思われます。

これが発掘の途中です。次のスライドが発掘が終わったところです。池底は漆喰の三和土と言ひますか一〇センチから六センチ位の



厚さですがしっかりと固められております。立ち上がった壁は漆喰で作られております。これを見ていただくとわかります。こういうところはどうも水生植物を植えていたみたいですね。池底の漆喰の中に二つ礎石があります。これは藤棚の礎石です。藤棚は絵図に描かれております。このスライドを見てもらうと分かりますが、池全体の中に土管があちこちに埋められておりました。これが土管を断ち割ってもらったところ、先ほど申しました常滑焼の土管です。こういう状況のところには河原石を敷き詰めたという感じですかね、これが土管の下の状況です。これだけこう丸くへこませてあるというような作業をしていたみたいですね。これは擬岩の写真です。この真ん中のこの辺は全部擬岩です。漆喰できておきます。これはアツプですね。当初、近代のものじゃないかなと言う方もおられたのですがよくよく見るとこれはここを見ていただくとシガラと乱杭のこういう表現があつてここもどうも漆喰ではないかと、これが擬木の乱杭ですね、こういうものがある、ここが先ほどのシガラです。それとも一つ植物のとがわかる絵図があります。「桜御間南御庭四季之図」というのがありまして、スライドではちよつとわからないのですがこの中にど

ういう木が植えられているというのが丹念に見るとわかります、これはちよつと図面が不鮮明でもう一つなのでわからないですが。後で出てきます。場所はどこかというところ、ここです。「桜の間」というところですが、「中奥」と書いてある所ですね。これはざつと見ていただくと常緑落葉とこういうものが読み取れます。かなりいろんなものを入れていた中庭ですね、坪庭と言うよりはかなり広いのでこういうものがあります。

これが「尾二之丸御庭之図」です。これも大きくて三一三×三七四センチです。これには描かれた樹木の凡例が載っております。庭木が丸で書いてあるのは大木とか、イワツツジとかドウダンとか、いろいろこういうもので描き分けております。これをよく見ていくと、何かというのがわかるわけですが、これも「逐楼閣」の中の、この松の丸というのは大木だったようです。これは『金鯰叢書』の第一六巻に写真が掲載されています。徳川慶勝は幕末から明治にかけての頃の殿様で、写真が趣味でいっぱい写真が残っております。徳川美術館にあります。これはその見せてもらえないのですけれども、これはその叢書の中で撮られたものをお見せしています。ちよつとここが丑寅櫓ですが、ここが逐

楼閣ですね。このスライドには先ほど説明した「植木屋」とか「植木室」などがありますが、この周辺には花壇を作っております。これは菊かなと思われませんが、そういう花壇であるとか石灯籠を並べたりしています。これは藤ですね。これが花壇です。「尾二之丸御庭之図」を我々は見せてもらいましたが、著作権の問題があるのでスライドを見ていただくだけにしていただきたいと思います。撮影してSNSで発信してもらおうと困りますので、そういうことを言えと言われておりました。よろしくお願いします。これは延段ですね、いろんな延段です。これは扇子があつて、そういう延段、これなんかは瓢箪から駒とか、そういう延段が作られております。これは鼓とか横笛とかこれはまだ発掘では見つからずお見せしますが、こういうことがされておると。これは植木屋ですね、これも面白い。手水鉢に蛙が上つていくような。これが池の周辺ですが、見てもらえばわかるように擬木です、そういうものが描かれています。

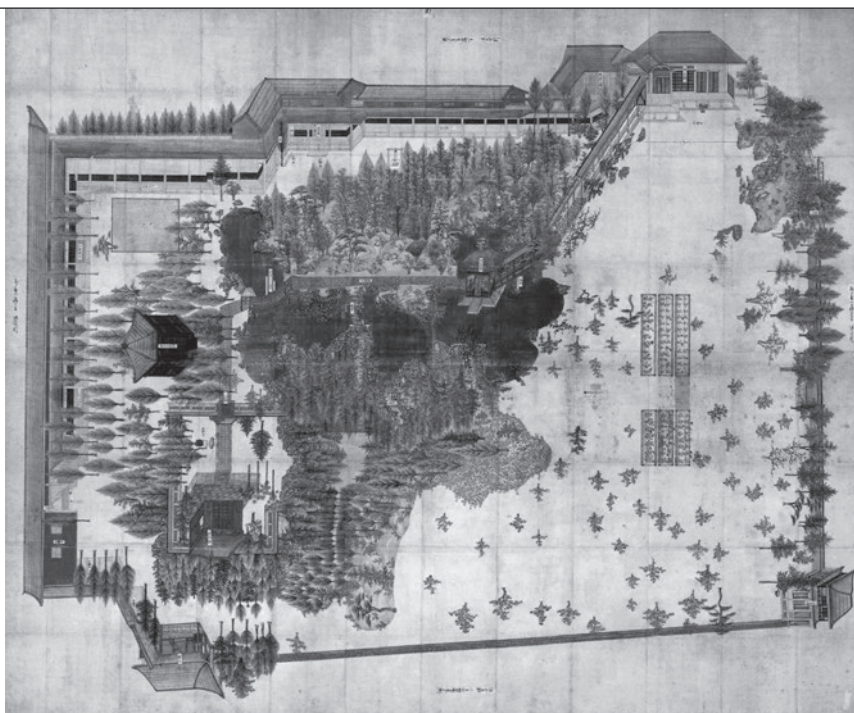
最後になります。石はどこから持ってきたのかというと、横井時綱さん、この方が二之丸庭園に使われた石について詳しく記しています。この横井時綱という人は初代の植物園の園長、東山の園長さんで先ほど最初に

言いました狩野力の部下でした。この人が造園関係のことをいろいろ書いておられまして、その中を拾っていくと岩崎石、これ河戸と書いて「こうづ」と読むんですが河戸石、この辺りが佐久島石、ここに桃取とありますが、これが篠島石、名古屋城の石垣を作るときに篠島から持ってきた石ですけども、こういう石の矢穴が残っているものが、場内に入る前に展示されております。佐久島石は凝灰岩系の石で穴がボコボコ空いています。穴がなぜ空いているかと言うと貝が穴を空けていくということです。それを持ってきたということですよ。今は佐久島では採れませんが。これは明治期に作られた吉田昭和が設計した庭の佐久島石、そして最後の写真は揖斐石でチャート等、揖斐川水系で採れるものは全部揖斐石なんですが、唯一、名古屋城の石材で使われたのは先ほど述べた揖斐川水系の河戸石です。もちろん庭園にも使われました。木曾川を下って持ってきたという石というのはないようです。

これで終わりたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

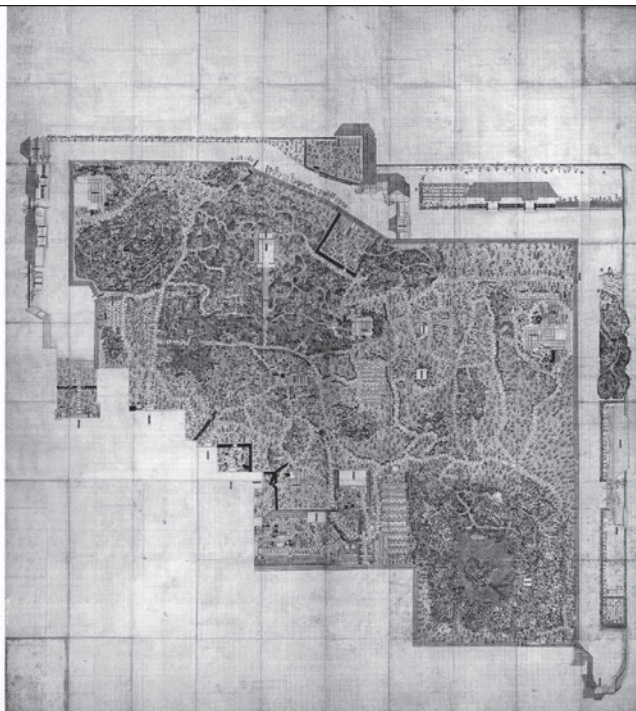
中御座之間北御庭惣絵  
(寛永期)

※名古屋市蓬左文庫所蔵



御城御庭絵図  
(文政期)

※名古屋市蓬左文庫所蔵



権現山の復元さ  
れた石段

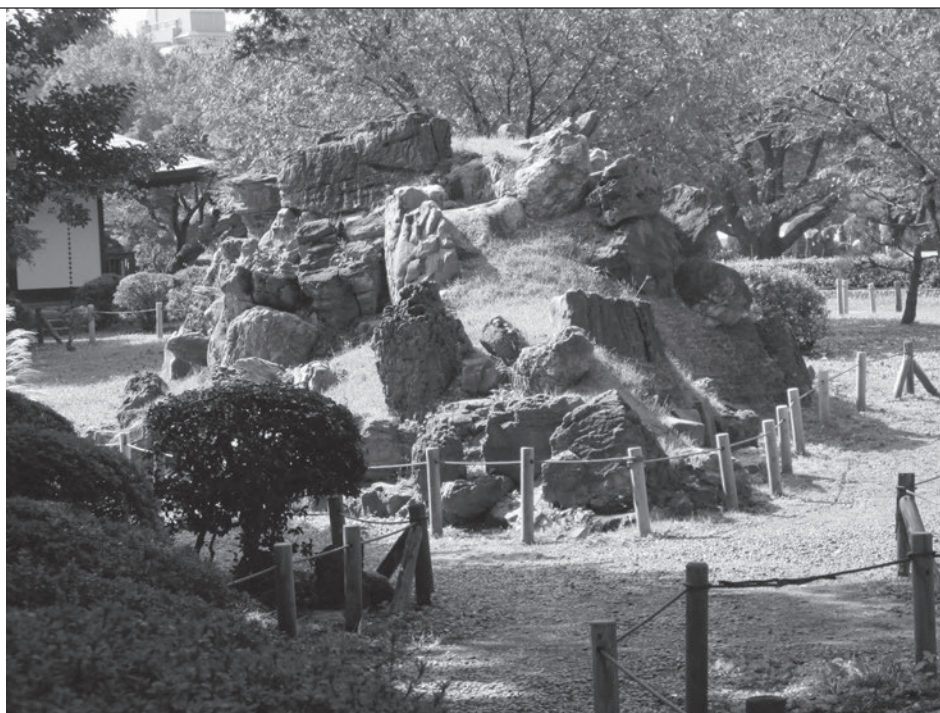




整備前の  
笹巻山



現在の笹巻山





北池発掘前



北池発掘後





擬岩(漆喰/三和土)



擬木(漆喰/三和土)



名古屋城二之丸庭園の復元に向けて

20190530  
於：文庭協

名城大学 丸山 宏

1. はじめに—名古屋城の近代—

明治6年：城郭の存廃／明治7年：陸軍省の管轄／明治14年：「南御庭」新造  
／明治26年：名古屋離宮設置（二之丸は陸軍省管轄）／昭和5年：離宮廃止、用地・建物、  
名古屋市に下賜／昭和7年：史蹟指定（二之丸は除外）／昭和23年：二之丸名古屋大学用  
地、兵舎を校舎に転用／昭和27年：名古屋城特別史跡に／  
名古屋城二之丸庭園の名勝指定（昭和28年3月31日）

2. 寛永期と文政期の絵図を見る

(1) 中御座之間北御庭惣絵（寛永期） 418×345cm

- ・ 儒教的空間の庭→御祠堂（孔子廟）・金声玉振閣（書庫）・四達堂（迎達堂）  
・ 長廊下
- ・ 御居間の前庭→大磯石・勝川まき石→広砂庭→非常時

(2) 御城御庭絵図（文政期） 415×372cm

尾二ノ丸御庭之図（文政期） 313×374cm

- ・ 饗応の庭→戸山荘的  
山：権現山〔熊野権現（東）・愛宕権現（西）〕・螺山（にし山）・双子山・赤松山  
四ツ代山・笹巻山・赤坂山・妙義山・高原山・田楽山・石巻山・莪原山  
御茶屋：風信・余芳・霜傑・多春園・山下御席  
その他：二見岩・行者越・植木屋・御四ツ堂
- ・ 庭園の石材  
篠島石・岩崎石・河戸石・佐久島石・桃取石他
- ・ 庭木（『尾二之丸御庭之図』より）  
大木：松・榎・樅・杉・楠・冬青（冬青）  
ツツジ・サツキ、キリシマツツジ、ドウダン、紅葉、冬木（常緑樹）、松、樅、  
ヒノキ、榎、百日紅、枝垂れ梅、梅、桜、ソテツ、藤
- ・ 護岸→三和土→擬岩、擬木杭、擬しがら柵（擬竹粗朶柵）

3. 発掘からの知見

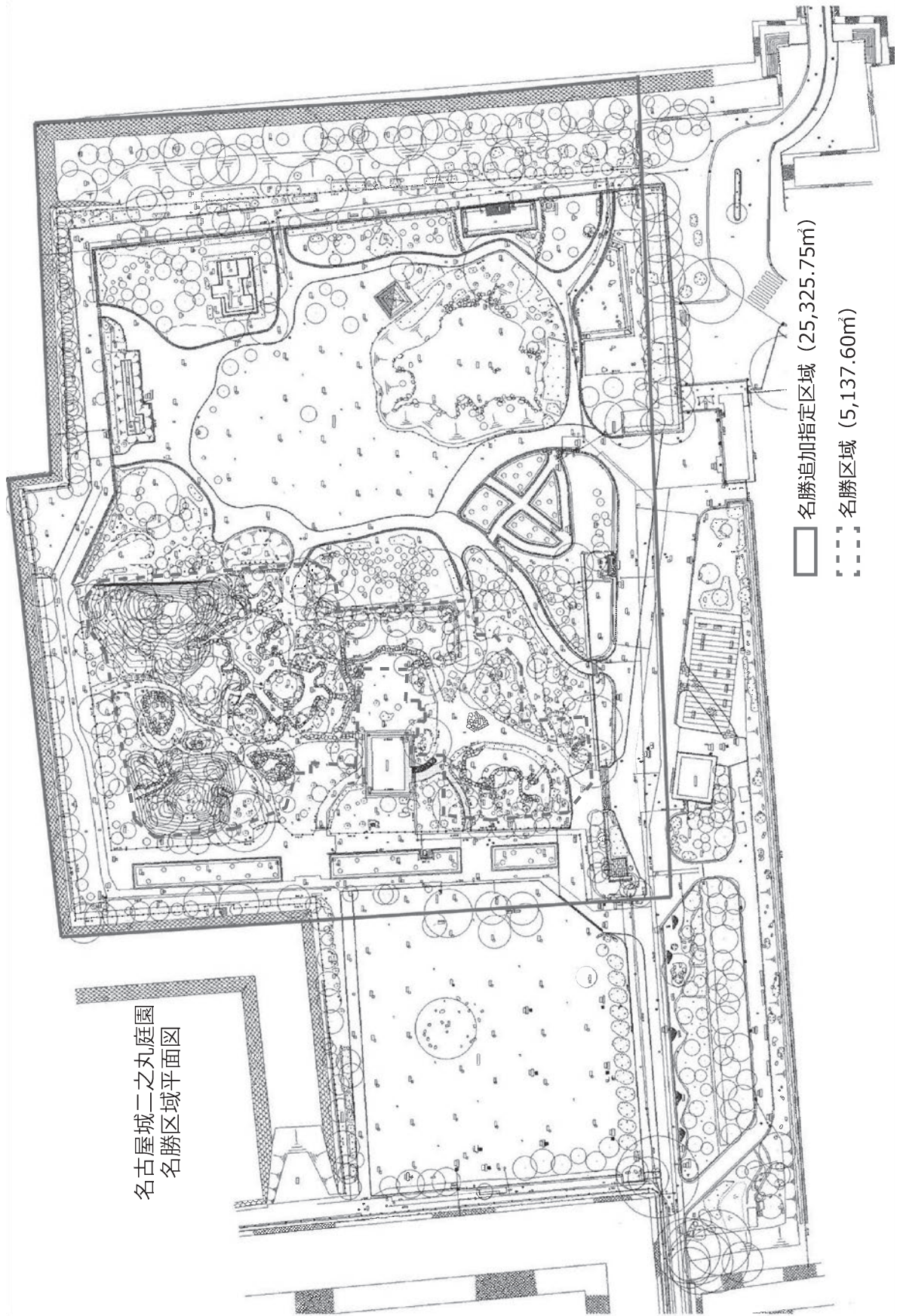
4. おわりに

---

参考文献

- 吉川 需：名古屋城二之丸庭園の資料と「寢覚の御庭」について（『造園雑誌』18-1、1954）  
狩野 力：名古屋城二之丸御庭（『愛知県史蹟名勝天然記念物調査報告 第11』1933）  
横井時綱：名古屋城二之丸庭園—名古屋城再建にあたって—（『日本庭園』第14号、1959）  
織茂三郎：名古屋城庭園の古絵図（『名勝史蹟 名古屋城の庭園』所収、1980）  
名古屋市：『名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書』（2013）  
井上光夫：『中御座之間北御庭惣絵考』（文化財叢書第97号、2013）







閉会挨拶

文化財指定庭園保護協議会

副会長（毛越寺庭園）

藤里 明久

みなさまには長時間に渡りまして、総会並びに講演会にご参加をいただきまして、誠にありがとうございました。ご講演をいただきました文化庁の平澤様、それから名城大学の丸山先生には、厚く御礼を申し上げたいと存じます。

さて、私は遠く岩手の平泉でございますけれども、東北にも最近海外の方がおいでになる機会が増えております。あらかじめ、そういう対応として、多言語のパンフレット、案内板、そういうものの設置や、あるいは、通訳ガイドの養成なども地道に行ってきたわけでございますけれども、それでも増えつつある海外の皆様にもどのように日本庭園を理解していただくかということ、大変難しいことだという風に思っております。いくら言葉で、あるいは説明板で理解を深めようとしても、なかなか言語の壁もありますし、難しいな、という風に思っております。庭園をどのよう

に味わっていたか、これはとても大事なことで、庭園を見て、古くからある日本人の感性、日本の感性といったものに触れ、そしてそこで何かを感じていただくということだろうと思いますけれども、じゃあ何をやったらいいかということについては、あまり、決

定的なことはわかりません。よくよく考えてみて、庭園を地道に手入れし、整えていくことがやはり大事だと、要するに手入れがやっぱり原点だということ、改めて感じております。私の方では、庭石の劣化を保存するためにいろんな方策もやっておりますし、樹木もこれまでほとんど手のいれていない大きな杉の木がありますが、そういう危険木を伐採したり、あるいは大枝を剪定したりですね、さまざまな工夫をして、これまで何も手を入れていなかったそういう樹木についても手を入れ始めております。そういう中で全体的な庭園の雰囲気浸っていたかという風なことも大事なような気がしております。そういうことで、日々試行錯誤しておりますけれども、いろんな先進的な取り組みをなさっている庭園もあろうかと思っております。いろんな情報を交換して、さらに日本庭園の理解を深めていくことが我々に課せられた一つの使命ではないかなという風に思っております。現在も海外の方々大勢いらつしやる、これはバブルのようなものではないかなと私は感じております。世界的に大きな事件、紛争などがあればピタッと来なくなる可能性もある。ですが、その手入れということは、海外の人向けではなくて実は日本人、我々にとっても、理解を深めていくうえでとても大事なことだという風に感じておるところでございます。そういう意味でこの協議会の中でいろんな情報を交換でき

ばという風に思っているところでございます。明年は、青森県津軽ということでございます。私も弘前には度々お邪魔しておりますけれども、というところ、独特の文化と言いますか、独特の雰囲気があるところでございまして、特に人情の厚いところでございます。全国からほとんどですね、弘前へおいでくださいますよう、私からもお願いを申し上げます。と思います。

最後に申し上げますけれども、本総会を受け入れてくださいました名古屋市の皆様、そして、毎年事務局としてご尽力をいただいております東京都公園緑地部の皆様方に厚く感謝を申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。本日は皆様、ご苦勞様でございました。



閉会挨拶（副会長）

第57回文化財指定庭園保護協議会総会 開催風景

● 総会（令和元年5月30日）



会場：愛知県名古屋市中区栄 名古屋クレストンホテル



開会挨拶  
東京都建設局公園緑地部（事務局）  
管理課長 園尾 学



主催者挨拶  
文化財指定庭園保護協議会  
会長 亀山 章



開催地挨拶  
名古屋市名古屋城総合事務所  
所長 佐治 独歩



来賓挨拶  
文化庁文化財第二課  
主任文化財調査官 平澤 毅



次回開催地挨拶  
弘前市教育委員会  
教育部長 鳴海 誠

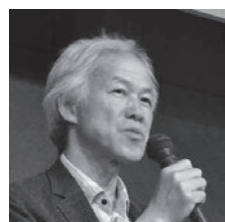


閉会挨拶  
文化財指定庭園保護協議会  
副会長 藤里 明久

● 講演会（令和元年5月30日）



文化財庭園保護の考え方  
文化庁文化財第二課  
主任文化財調査官 平澤 毅



名勝名古屋城二之丸庭園  
名城大学生物環境科学科  
教授 丸山 宏

第57回文化財指定庭園保護協議会総会 開催風景

● 懇親会（令和元年5月30日）



挨拶  
文化財指定庭園保護協議会  
会長 亀山 章



乾杯挨拶  
名古屋市観光文化交流局  
局長 松浦 俊憲



中締め挨拶  
弘前市教育委員会  
教育部長 鳴海 誠

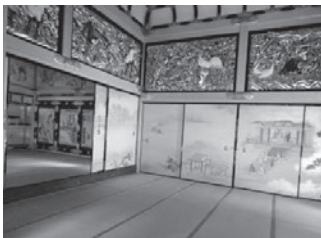


名古屋おもてなし武将隊



● 現地見学会（令和元年5月31日）

(1) 「名古屋城本丸御殿」「名古屋城二之丸庭園」国指定名勝



(2) 「徳川園」



(3) 「白鳥庭園」





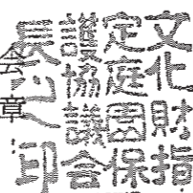
令和元年 5 月 30 日

文化庁長官

宮田 亮平 様

文化財指定庭園保護協議会

会長 亀山 章



要 望 書

平素より文化財保護行政にご尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

私共、文化財指定庭園保護協議会は、国指定名勝の庭園と国登録記念物の庭園の所有・管理者を会員とする団体であり、庭園の保存と管理を通じて会員相互の交流と研鑽につとめております。毎年、庭園の所在する都道府県と市町村のご協力をいただき、各地の名勝庭園において総会を開催し、庭園の保存と管理の実態を現地視察して意見交換をしております。

私共が所有・管理する文化財庭園は、つぎの3つの価値をもっています。

- 一、庭園の来訪者には、美しさを観賞し感動できる文化財であり、史実にもとづいて歴史を体験できる文化財です。
- 一、庭園の所有・管理者は、庭の手入れを通じて来客をもてなすことができる生きた文化財です。
- 一、地域の自然と文化を結びつけ、地域の景観を特徴づける庭園は、地域のアイデンティティを共有する場となる文化財です。

近年、わが国では外国人観光客が急増しておりますが、日本観光の魅力の最上位に日本庭園の観賞があげられており、文化財庭園が日本文化を代表するものとして高く評価されていることがわかります。

本年は、大正8(1919)年に文化財保護法の前身である史蹟名勝天然紀念物保存法が制定されてから百年を経過した記念すべき年であり、ここに文化財庭園の関係者が集うことは誠に意義深いものと考えております。

私共は、文化財庭園を子孫に継承するために、これまでも自助努力を重ねてまいりましたが、文化庁におかれましては、上に述べた生きた文化財としての庭園の価値とその特殊性を考慮して、以下の3点につき格段のご支援を賜りますよう、切に要望いたします。

- 一、文化財庭園の存立に欠かせない「手入れ」の財政上・技術上の支援の充実
- 一、文化財庭園の保存修理費補助金の拡充
- 一、文化財庭園に係る相続税・固定資産税等の税制優遇措置の確保



## 運営委員会規則

第1条（目的） この規則は、文化財指定庭園保護協議会（以下、協議会という）の会則第2条の目的および第3条の事業を円滑に進めるため、理事会のもとに運営委員会を設置することに関し、必要な事項を定める。

第2条（委員） 運営委員会委員（以下、委員という）は、第1条の目的を達成するために会長が委嘱する。

第3条（会議） 運営委員会の会議は、必要に応じて、会長が召集する。

2. 会議は、委員の半数以上の出席を原則とする。

3. 会長は、必要と認めるときに、委員以外の専門家を参考人として、会議への出席を招請することができる。

4. 会議の結果、議決された重要な事項については、理事会の議を得て実行する。

第4条（任務） 運営委員会は、第1条の目的に合わせて、会務運営のための情報収集、調査研究、企画の検討・立案・実施の実働体制の構築などについて検討し、その一部を実践することを任務とする。

第5条（議事録） 会議の議事については、その経過および結果の概要を記録した議事録を作成する。

第6条（委員会の事務） 委員会の事務は、協議会の事務局に置く。

第7条（改廃） この規則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

### 附 則

第8条（施行） この規則は、2014年（平成26）年6月5日から施行する。（平成26年6月5日理事会議決）

## 運営委員会委員

理事会：亀山 章（会長）、藤里明久（副会長、毛越寺）

民間所有者・管理者：諸戸公子（諸戸財団）、藤井 清（養翠園）

公共の管理者：（公財）東京都公園協会文化財庭園課

学識者および技術支援者：吉村龍二（文化財庭園保存技術者協議会）

事務局：東京都建設局公園緑地部管理課

## 令和元年度会務報告

### 1 第57回通常総会の開催

開催日 令和元年5月30日(木)、31日(金)  
 主催庭園 名古屋城二之丸庭園  
 総会会場 名古屋クレストンホテル(愛知県名古屋市中区栄)  
 総会構成 出席74会員(他に委任状提出58会員) 出席者総数129名(来賓・事務局含む)

#### 5月30日(木)

理事会 10時50分から11時45分  
 通常総会 14時00分から17時30分

開催挨拶	東京都建設局公園緑地部管理課長	園尾 学
主催者挨拶	文化財指定庭園保護協議会会長	亀山 章
開催地挨拶	愛知県名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所長	佐治 独歩
来賓挨拶	文化庁文化財第二課主任文化財調査官	平澤 毅
出席会員紹介		
議 事	議長 文化財指定庭園保護協議会会長	亀山 章
議 題	①平成30年度 会務報告・会計報告・会計監査報告 ⇒ 承認	事務局
	②令和元年度 事業計画案・予算案 ⇒ 承認	事務局
	③役員を選任 ⇒ 承認	事務局
	④第57回文化財指定庭園保護協議会総会要望書案 ⇒ 承認	亀山 章
	⑤新規加入会員の報告	事務局
次回開催地挨拶	青森県弘前市教育委員会教育部長	鳴海 誠
講演会	文化財庭園保護の考え方 文化庁文化財第二課主任文化財調査官 名勝名古屋城二之丸庭園 名城大学生物環境科学科教授	平澤 毅 丸山 宏
閉会挨拶	文化財指定庭園保護協議会副会長 毛越寺庭園	藤里 明久
懇親会	18時00分から19時30分	

#### 5月31日(金)

現地視察 「旧堀氏庭園」「亀井氏庭園」「永明寺庭園」

### 2 会報の発行(第55号)

令和元年5月30日(木)発行、配付  
 (総会欠席会員には令和元年6月4日送付)

議題 (2)

令 和 元 年 度 会 計 報 告

(平成31年4月1日から令和2年3月31日)

[ 収 入 の 部 ]

単位：円

科 目	予算額 (A)	摘 要	決算額 (B)	摘 要	差額 (B - A)
一般会費	1,100,000	@ 10,000×110	1,140,000	@ 10,000×112	40,000
賛助会費	420,000	@15,000×28	420,000	@15,000×28	0
雑収入	100	預金利子	11	預金利子	△ 89
繰越金	750,797		750,797		0
合 計	2,270,897		2,310,808		39,911

[ 支 出 の 部 ]

単位：円

科 目	予算額 (a)	摘 要	決算額 (b)	摘 要	差額 (a - b)
会報作成費	300,000	第55号会報印刷費	294,624	第55号会報印刷費	5,376
資料作成費	10,000	理事会・総会資料作成費	0		10,000
通信費	120,000	開催案内・会報送付等	98,887	開催案内・会報送付・ 入会案内等	21,113
総会費	280,000	総会運営助成	280,000	第57回総会運営助成	0
会議費	40,000	理事会会議費	40,000	第57回理事会会議費	0
消耗品費	20,000	文房具等購入費	0		20,000
旅費	350,000	会長及び事務局旅費・次 回開催地との連絡調整等	199,090	事務局旅費・次回開催 地との連絡調整等	150,910
報償費	40,000	講師謝礼	40,000	講師謝礼	0
視察費	40,000	見学庭園入場料補助	40,000	見学庭園入場料補助	0
活動費	760,000	H P 作成、文化財庭園保 存技術者協議会会費等	869,590	H P 英語版制作費、文化財庭 園保存技術者協議会会費	△ 109,590
予備費	310,897		3,564	開催地事務局手土産代 等	307,333
合 計	2,270,897		1,865,755		405,142

2,310,808-1,865,755= 445,053

次年度へ繰越



議題(3)

## 監 査 報 告

本日、本協議会の令和元年度会計報告書に従い、預金口座及び領収書等について監査したところ、いずれも適切に処理されており、良好なるものと確認したので、ここに報告します。

令和 3 年 5 月 6 日

文化財指定庭園保護協議会監事

仙巖園（附）花倉御仮屋庭園

安川 周作



養翠園 藤 井 清



令和 2 年度会務報告

第 5 8 回総会について、令和 2 年 6 月 2 5 日、2 6 日の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を受け、延期を決定した。

会 員 各 位

2 文 庭 協 第 3 号  
令和 2 年 5 月 19 日

文化財指定庭園保護協議会  
会 長 亀 山 章

「第 5 8 回文化財指定庭園保護協議会 総会」  
開催延期について

新緑の候、この度のコロナ禍にあって何かとご苦勞なことで拝察いたしております。

「第 5 8 回文化財指定庭園保護協議会 総会」につきましては、青森県弘前市の「瑞楽園」を主催庭園として、6 月下旬の開催を予定していたところです。

しかし、今後も新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大・終息の見通しが立たないことや、政府による緊急事態宣言の延長や感染拡大防止策等を鑑み、**第 5 8 回の総会は今年度の開催を取り止め、来年度に延期することといたしました。理事会も同様に延期いたします。**

皆様にはご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。また、ご連絡が遅くなりましたことを深くお詫び申し上げます。

来年度の開催日程は未定ですが、今後の感染拡大・終息の状況も踏まえ、改めて決定のうえ、ご案内いたします。その際には、万障お繰り合わせのうえ、ご参加賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、別紙の住所確認票の返送及びホームページ公開に向けた最終確認につきまして、大変お手数ですが、ご協力の程宜しくお願いいたします。

末筆ながら、皆様のご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

【事務局・問い合わせ先】  
東京都建設局公園緑地部  
管理課事業普及担当 新井 弘道  
TEL 03-5320-5365（直通）

令 和 2 年 度 会 計 報 告

(令和2年4月1日から令和3年3月31日)

[ 収 入 の 部 ]

単位：円

科 目	予算額 (A)	摘 要	決算額 (B)	摘 要	差額 (B - A)
一般会費	1,120,000	@ 10,000×112	1,080,000	@ 10,000×108	△ 40,000
賛助会費	435,000	@15,000×29	405,000	@15,000×27	△ 30,000
雑収入	100	預金利子	12	預金利子	△ 88
繰越金	445,053		445,053		0
合 計	2,000,153		1,930,065		△ 70,088

[ 支 出 の 部 ]

単位：円

科 目	予算額 (a)	摘 要	決算額 (b)	摘 要	差額 (a - b)
会報作成費	300,000	第56号会報印刷費	0	第58回総会延期のため作成中止	300,000
資料作成費	10,000	理事会・総会資料作成費	0	第58回総会延期のため支出なし	10,000
通信費	120,000	開催案内・会報送付等	34,020	第58回総会案内・会費請求等	85,980
総会費	280,000	総会運営助成	0	第58回総会延期のため支出なし	280,000
会議費	40,000	理事会会議費	0	第58回総会延期のため支出なし	40,000
消耗品費	20,000	文房具等購入費	0	第58回総会延期のため支出なし	20,000
旅費	350,000	会長及び事務局旅費・次回開催地との連絡調整等	0	第58回総会延期のため支出なし	350,000
報償費	40,000	講師謝礼	0	第58回総会延期のため支出なし	40,000
視察費	40,000	見学庭園入場料補助	0	第58回総会延期のため支出なし	40,000
活動費	760,000	H P 作成、文化財庭園保存技術者協議会会費等	10,000	文化財庭園保存技術者協議会会費	750,000
予備費	40,153		0		40,153
合 計	2,000,153		44,020		1,956,133

1,930,065-44,020= 1,886,045

次年度へ繰越



議題(6)

## 監 査 報 告

本日、本協議会の令和2年度会計報告書に従い、預金口座及び領収書等について監査したところ、いずれも適切に処理されており、良好なるものと確認したので、ここに報告します。

令和3年5月6日

文化財指定庭園保護協議会監事

仙巖園（附）花倉御仮屋庭園

安川 周作



養翠園

藤井 清



議題(7)

令 和 3 年 度 予 算 ( 案 )

[ 収 入 の 部 ]

単位：円

科 目	予算額	前年予算額	比較増減	摘 要
一般会費	1,120,000	1,120,000	0	@ 10,000×112会員
賛助会費	435,000	435,000	0	@15,000×29会員
雑収入	100	100	0	預金利子
繰越金	1,886,045	445,053	1,440,992	
合 計	3,441,145	2,000,153	1,440,992	

[ 支 出 の 部 ]

単位：円

科 目	予算額	前年予算額	比較増減	摘 要
会報作成費	300,000	300,000	0	第56号会報印刷費
資料作成費	10,000	10,000	0	理事会・総会資料作成費
通信費	120,000	120,000	0	開催案内・会報送付等
総会費	280,000	280,000	0	総会運営助成
会議費	40,000	40,000	0	理事会会議費
消耗品費	20,000	20,000	0	文房具等購入費
旅費	350,000	350,000	0	会長及び事務局旅費・次回開催地との連絡調整等
報償費	40,000	40,000	0	講師謝礼
視察費	40,000	40,000	0	見学庭園入場料補助
活動費	760,000	760,000	0	H P (英語版)作成等
予備費	1,481,145	40,153	1,440,992	
合 計	3,441,145	2,000,153	1,440,992	

(注) 予算執行上必要があるときは、会長は理事会と協議して費目間流用することができる。

## 令和3年度事業計画 (案)

### 1 通常総会 (第58回:今回実施分)

- (1) 開催日 調整中
- (2) 開催方法 書面開催
- (3) 内 容 理事会・総会

### 2 会報の発行 (第56号)

- (1) 発行予定 時期未定
- (2) 発行部数 400部

### 3 ホームページの公開

### 4 活動の指針

#### (1) 庭園の普及宣揚と管理の充実

指定庭園の普及宣揚及び保存管理に万全を図るため、その環境作りのための情報発信や交流の活性化を図る。

#### (2) 「景観対策」の取りまとめ

機会あるごとに意見交換を行い、今後庭園が望ましい景観を保つための対応策をまとめて行く。

#### (3) 庭園利用の活性化

庭園がより一般に親しまれるために、各園が取り組んでいる活性化策の収集及び情報発信を行う。

#### (4) 会員間の交流の活性化を図る

会員間の情報交換など、交流の活性化を図る。

#### (5) 会員の拡充を図り、会の活性化を図る。

#### ※参考

会員数 (令和2年度末現在)	合計141会員
①正会員 (文化財指定庭園管理者等)	112会員
②賛助会員 (本会の目的に賛同する個人及び団体に理事会の承認を得たもの)	29会員

### 5 次回通常総会 (第59回) 開催計画

- (1) 開催予定地 未定
- (2) 開催予定日 未定



会員の皆様から、令和三年五月に寄せられた近況報告をご紹介します。

**盛美園**

保存整備事業が終了しました。

**揚亀園**

日本一の桜で有名な弘前では四月一三日にソメイヨシノが開花し、弘前公園外堀の桜と揚亀園がマッチした光景を今年も見ることができました。岩木山もきれいに顔を出し、青森らしい春到来です。

**旧池田氏庭園**

昨年度、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、旧池田氏庭園も国の緊急事態宣言にともない、一般公開開始日の四月二十八日から休園措置を取らせていただきました。

宣言が解除された五月二十九日からは、十分な感染予防対策を取りながら公開を始めまし

たが、園内の行事やイベントが中止になり、前年度と比べると来園者が約半数でございました。

令和三年度も十分な感染予防対策を取りながら、下記の日程で一般公開いたします。

期間…令和三年四月二十九日(木)〜

令和三年十一月一日(日)

※月曜日休園(月曜日祝日の場合、

翌日火曜日休園)

時間…午前九時〜午後四時

(午後三時三〇分最終受付)

昨年度に引き続き、一般公開期間中に特別公開期間を設けて、米蔵企画展やガイドツアーなどを実施します。皆様のご来園をお待ちしております。

**本間氏別邸庭園(鶴舞園)**

今年には庭園の太鼓橋の欄干と橋板の取り替え作業と、枯死した黒松の伐採作業を実施する予定です。黒松の伐採は景観に影響を与えそうで心配です。

**小石川後楽園**

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、イベント開催は困難でしたが、二〇二〇年十一月には「雪吊り」の製作過程

を撮影し、YouTubeにて配信しました。新しい日常に合わせたイベント内容、情報発信に努めています。

二〇二〇年三月、調査開始から数えると約十年をかけて東京都が修復工事を行った「白糸の滝」の工事が完了し、久しぶりに滝の水音が響くようになりました。また、二〇二〇年十一月には、戦災で焼失した「唐門」の復元整備工事が終わり、一二月から一般公開しております。「唐門」は水戸徳川藩邸の内庭から後楽園へと向かう正式な門で、この門が復元されたことで、往時の庭園鑑賞のルートで「お庭拝見」いただけるようになりました。また、東門にも窓口を開設し、JR水道橋からのアクセスも至便になっていきます。

日常の維持管理に加え、大堰川の「洲浜」全域のぐり返し、蛇籠の更新により、「川の景」を引き締めました。また、当園の重要な要素である大泉水「蓬萊島」では二年をかけて枝葉を透かし、低木を整理することで絵図にある、かつての姿に復元しました。

**六義園**

「しだれ桜・紅葉と大名庭園のライトアップ」等のイベントは新型コロナウイルス感染



症の感染拡大防止のため中止となりましたが、三菱創業一五〇周年を記念して岩崎家についてのパネル展示を行いました。来園できない方のためにSNSで雪吊り等の伝統技能を動画配信し、普及啓発に努めました。

また、六義園八十八境の吉野の景を連想させる「衣手岡」では、築山全体の樹林の密林化が進行し、本来の樹林を構成するモミジ、サクラ等が被圧されていたため、適切な密度となるよう、中低木実生木を処理し、笹、アオキ等の下草、低木の間引き手入れを行いました。これにより、築山の稜線が顕れ、山々が織りなす樹林地景観は史資料に描かれた姿へと近づくことができました。築山に配された園路の補修とともに、山間の回遊時における庭園景観の魅力が向上しました。

### 旧浜離宮庭園

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、これまでに経験したことのない長期休園をはさむこととなりましたが、その間、ツイッターを活用して利用者の願い事を短冊に代筆し笹に飾り付ける「リモート七夕」の実施や、渡航制限を受けてご来園いただけい海外の利用者に向けて制作した、英語による庭園ガイドの動画を配信等、SNSを活用したオンラ

インコンテンツの充実に取り組みました。

また、園内に今も残る鴨場をテーマに、ガイドブックを作成しました（A5版・カラー一六ページ）。二〇一九年度に更新した叉手網（離宮時代、水鳥を捕えるために使用した網）は、製作に必要な材料の安定した確保を実現するとともに、製作手法を図面化し、長期的で確かな伝統技能の伝承の基盤を整えました。

### 旧芝離宮庭園

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、二〇二〇年度は約七か月間の開園となりました。維持管理面では、二〇一九年度に引き続き、芝生地の切り下げ、護岸の補修、大山の法面の笹の芝への張り替え、園路の二和土舗装、飛び石を損傷する恐れのある支障木の伐採、都市公園型ベンチの撤去と縁台の設置などを実施。往時の景観に近づけるとともに、池を囲む広がりある景観の向上に努めました。二〇二一年度は六月四日から待望の開園となり、開園にあたっては、キャッシュレスシステムと事前予約制の導入、園内が密にならない工夫、入園時の検温と手指の消毒をさせていただくなど、感染予防対策を徹底しております。また、竹芝デッキの建設な

ど、庭園を取り巻く環境が大きく変化していますが、庭園景観を重視した維持管理を行い、魅力ある庭園づくりに取り組んで参ります。

### 向島百花園

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、イベントの開催のなどは難しい中ですが、初代園主の「佐原鞠塙」が書き残した史料「梅屋花品」を基に、かつて存在した銘木「寿星梅」を復元するため、寿星梅の条件を満たす「白滝枝垂れ」の補植を予定し、江戸時代の「新梅屋敷」と言われた頃の景観を目指します。同時に当園は「四季百花の乱れ咲く園」として、桜草や大輪朝顔・変化朝顔、古典菊の展示等、地域団体等と力を合わせ園芸文化の保存・発展のため力を注ぎ、また四季折々の花が咲く花園の維持のため、藤棚や蔓物棚、萩のトンネルの支柱の径を小さく更新し、草庭らしい景観の向上に取り組んでいます。

園内のトイレや入口のスロープも建て替えて補修が完了し、車いすの方でも安心してお楽しみ頂けるようになりました。

### 旧古河氏庭園

旧古河氏庭園は、大正期の邸宅庭園であり、ジョサイア・コンドル設計の洋館と洋風

庭園、七代目小川治兵衛作庭の日本庭園で知られ、国の名勝に指定されています。

昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、多くのお客様がいらつしやる春バラの時期の休園を余儀なくされました。これを受け、バラの夏季剪定の時期をずらして秋のバラと紅葉のタイミングを合わせることで、和と洋の調和する庭園の魅力を向上させるとともに、バラ園に滞留しがちな人の流れを解消することにも繋げました。

また、近隣マンションと隣接する老朽化した万年堀の補修工事を行い、都市公園風の固定式ベンチを文化財庭園の景観に馴染む可動式の縁台に変更するなどの維持管理のほか、休園期を利用した園路舗装等も行い、安全管理にも努めました。

### 殿ヶ谷戸庭園（随宜園）

三菱創業者岩崎家ゆかりの殿ヶ谷戸庭園は、主屋前に広大な芝生地の洋風庭園、東側には湧水からなる池を中心とした和風庭園が広がっています。二〇二〇年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休園をさむこととなりましたが、継続事業である庭園南東部の花木園の修景を行い、低木と灌木類（花木）の補植を行いました。多様な花々が

見られるようになり、俳句の題材としても充実するなど、より魅力的な空間となりました。その花木園を含む庭園全域で、武蔵野由来の山野草の調査と保護を行い、庭園の魅力を向上させる取り組みを続けています。一方、複数年に亘る案内板・看板補修事業が完了し、統一感ある仕様は品格をもたらし、庭園景観

によくなじんでいます。案内板・看板類は多言語化に対応し、庭園景観についての解説のほか、蔵の改修や便所の様式化など多様化する利用者のニーズに対応しています。

### 瑞泉寺庭園

ここ二年台風被害が出て、崖崩れ、倒木等、その処理にご指導、補助をいただき感謝しています。

### 三溪園

新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言をうけ、二〇二〇年四月八日～五月三十一日まで、臨時休園を行いました。その後、対策を行いながら公開を行っております。

また、昨年は、松くい虫やナラ枯れによる被害が多く発生し、一〇〇本を超える樹木の伐採処理等を余儀なくされました。現在、園

内では重要文化財二棟（臨春閣・旧東慶寺仏殿）の大規模修理を実施しております。

### 渡辺氏庭園

年初の近年にないドカ雪により、樹木の枝折れ、石灯笼の転倒等がありました。大きな被害が無く、安堵しています。

替わりに雪囲い材の折損・損壊がはなはだしく、今年には雪囲いの効果を実感しました。見所の杉苔の一部が這苔に覆われるようになり、対応に苦慮しています。

### 旧新発田藩下屋敷（清水谷御殿）庭園

近江八景を取り入れた大名庭園の唐崎の松に見立てた松が枯れ、唐崎神社を管理する日吉大社に願い出て、その実生を授与され（平成三年四月）、本家本元の唐崎の松が蘇った。

### 兼六園

兼六園が「兼六公園」として明治七年（一八七四年）に開園してからまもなく一五〇年を迎えます。古絵図や古写真を見直しながら、保存管理計画に基づき、景観の保全、修復を行うべく、職員、庭師が一体となって取り組んでいます。

**西福寺書院庭園**

二〇二〇年の紅葉は大変あでやかで、コロナ禍にも関わらず各地域より個人の方々がお越しになり、特に若い方が熱中して撮影されていました。四修回廊での特別茶会では、庭園を眺めながら、滝の音をききながら、偶然ブライダル撮影も重なり、参加された方皆さんが寿ぐ気持ちとなった良き時間となりました。今後も寺と供に皆様から好まれる庭園管理を目指してまいります。

**旧玄成院庭園**

気候変動、コロナ禍にあっても青苔は雪の下からあらわれ、山は緑陰し、静寂な庭園に変わりがございません。

**江馬氏館跡庭園**

令和二年度より、地域の観光団体と協働で活用事業に取り組み、三年度も状況が許す範囲で会食体験やPR事業を展開する予定です。

**柴屋寺庭園**

庭の池の気に森青蛙が巣を作っています。庭のさつきが咲き始めました。五年間の整備期間が本年三月で終了し、大変良くなりました。ありがとうございました。

**龍潭寺庭園**

令和三年二月一日～一五日に庭園護岸工事を青木達司調査官、亀山章会長指導の元無事完了いたしました。赤松のくいを二一〇本調達するのに兵庫県木原木材店に依頼いたしました。

**名古屋城二之丸庭園**

今年度中の名勝名古屋城二之丸庭園整備計画の策定・公表を予定しています。

**旧龍性院庭園**

令和二年度に庭園内の支障木の一部の伐採を行いました。

**旧諸戸氏庭園**

令和三年度より、保存活用計画の策定に取り組み始めます。先駆けて取り組まれておられる皆様、ご指導のほどよろしく願います。

**諸戸氏庭園**

令和三年度も引き続き庭園の保存修理事業を実施いたします。四月二四日～六月三日までは春の一般公開を行っております。

**兵主神社庭園**

令和三年度より、保存活用計画策定事業を開始します。

**玄宮楽々園**

現在、保存活用計画を策定中です。また、池泉護岸の保存整備工事も継続しております。なお、令和二年度から公開や維持管理業務を民間に委託しております。

**妙心寺庭園**

枯松を数本切った程度です。

**玉鳳院庭園**

近年中、経年劣化による方丈屋根葺替（檜皮葺）予定。

**鹿苑寺庭園**

平成二八年度から行っていました鏡湖池南池跡の庭園が令和二年度末に整備完了しました。

**南禅寺方丈庭園**

現況の維持に務めてまいります。

**粉河寺庭園**

庭園に土を入れて以前の姿に復元する予定をしています。

**旧赤穂城庭園**

現在整備中のため部分公開を行っています。令和三年九月から更なる公開範囲を拡大する予定です。

**田淵氏庭園**

今年も一月二〇―二一日(土・日)に一般公開する予定です。

**財間氏庭園**

今年ほどの木も花が咲くのが早くてももう初夏の雰囲気です。

**栗林公園**

開園時においては、新型コロナウイルス感染症対策を実施しております。

今後、新型コロナウイルス感染症の拡大状況により臨時休園となる場合がありますので、開園状況については、ホームページ等でご確認ください。

**旧伊藤傳右エ門氏庭園**

旧伊藤伝右衛門邸(指定名称・旧伊藤家住宅)の重要文化財(建造物)指定答申日に合わせ令和二年十月一六日に旧伊藤伝右衛門邸3Dパノラマビュー(建物版と庭園版)をインターネット上に公開しました。

飯塚市歴史資料館のHPや旧伊藤伝右衛門邸(市)HPにて、アクセスができます。

旧伊藤伝右衛門邸3DパノラマビューURL  
建物：<https://my.matterport.com/show/?m=zt7v08exC5n>

庭園：<https://my.matterport.com/show/?m=UKrQmfAMUML>

**仙巖園(附)花倉御飯屋庭園**

二〇二〇年はコロナの影響で、四月中旬から七月末まで三ヶ月半の休園を余儀なくされ、年間入園者数も前年の三割、二〇万人弱でした。

加えて、九州全域に大きな被害をもたらした九月の台風一〇号により、倒木や落石が多発発生、展望所である集仙台への遊歩道や江南竹林など園内各所が甚大な被害をこうむりました。これら台風被害の復旧と一昨年夏の豪雨で崩落した園内石垣の抜本的修理は、文化庁の支援を得て本年三月に完了、地元マス

コミでも取り上げられて話題になりました。

また、庭園本来の景観を取り戻すために、これも文化庁の補助事業として一昨年からは手している「名勝仙巖園附花倉御飯屋庭園植栽整備計画」の計画書も三月に出来上がりました。

人の動きは二〇二一年も止まったまま、依然厳しい状況が続いています。当園も本年一月中旬から一ヶ月半の再休園を余儀なくされましたが、コロナ終息後を見据え、園内の景観向上のために「植栽整備計画書」に基づいた整備を進めてまいります。



文庭協紀行・名古屋編

賛助会員

高橋 裕一

令和初回となった令和元年五月三〇（木）・三一日（金）に名古屋市で開催された第五七回文庭協総会に参加した。会場のクレストン



ホテル九Fのザ・バンケットは高級感溢れる雰囲気。ここに亀山章会長以下一三二名が集めた。総会は細川卓巳東京都建設局公園計画担当部長（代理・園尾学公園緑地部管理課長）、亀山章会長の挨拶があり、会長からは前回の津和野大会で承認された文化庁への要望書を平成三〇年八月二四日（金）文化庁宮田亮平長官に提出したと、同年九月三〇日付の「文化庁創立五〇周年記念表彰」を受けたことの報告があった。ご来賓の文化庁の平澤毅主任文化財調査官からは『文化財庭園の保護と活用の考え方』に関して、史跡名勝天然記念物保存法成立施行から令和元年六月一日で一〇〇年を迎える「記念物一〇〇年」事業を交えながらお話があった。開催地の名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所長の佐治独歩様からは名古屋城本丸御殿復元公開や天守閣保存改修工事実施中などの御挨拶、名城大学丸山宏先生による「名古屋城二之丸庭園の復元に向けて」の詳細なお話があった。総会等終了後の懇親会では何とフランス料理のフルコースがふるまわれ、また、途中、会場内に「名古屋城おもてなし武将隊」の二名が現れ、「陣笠隊」の前振りに続き、「徳川家康」が名古屋城の概略など、天下人の威厳に満ちた実に堂々とした見事な口上が披露

された。そのせりふの最後には事務局からの要請として、翌日の見学バスの出発時間は各ホテル前午前八時四十五分なのでこれに遅れないように、との案内が盛り込まれ、誠に見事な演出となり、一同大喝采したのは実に印象的だった。

我々が宿泊した「ホテル・ザ・ビー名古屋」は久屋大通りに面し南北に延びる「久屋大通公園」が広がっていた。見学のバスは予定通り八時四十五分に出発。五月としては数日前の記録的な猛暑を乗り越え、爽やかな気候のなかでの見学となった。名古屋市街地の北部に位置する名古屋城を一路目指した。途中、市街地の南部、大須観音や西本願寺別院のある「大須」を通過した。実は私はこの日早朝、この付近に足を伸ばし探索していた。築地本願寺を模した外観の西本願寺別院には葛飾北斎の描いた巨大な「達磨絵」が大きなシートに印刷されて

この付近に足を伸ばし探索していた。築地本願寺を模した外観の西本願寺別院には葛飾北斎の描いた巨大な「達磨絵」が大きなシートに印刷されて

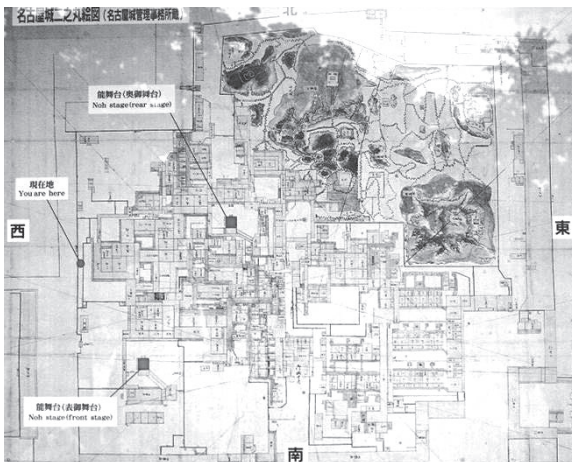




展示されていた。また、バスの車窓を見て気が付いたことは、道路の歩道・自転車道がきちんと区分され、表示を含め交通安全に対する配慮に関心した。

①我々は最初に国指定特別史跡「名古屋城跡」の「本丸御殿」を見学した。名古屋城は尾張藩主の住居兼藩の政庁として慶長二〇（一六一五）年徳川家康の命で建築され、昭和五（一九三〇）年に国宝となったが、同二〇（一九四五）年の空襲ですべて焼失し、後に天守閣初め多くの建物が復元され、本丸御殿は平成三〇年六月完成公開された。入り口で動画による諸注意を受け、いざ内部に。金箔をふんだんに施した障壁画を順々に鑑賞し、学芸員さんのガイドによれば、進むほどに豪華になっていくとのお言葉どおり、大きな何匹もの虎が睥睨する「玄関」から、大きな松や花鳥画の「表書院」、京都や紀州の風物を描いた「対面所」、鶏が太鼓に乗って遊ぶ、善政を象徴する「諫鼓鶏（かんこどり）」を描く透かし彫り彫刻の欄間など、王の正しい行いを譬えたものや將軍を迎える上段の間が付いた「上洛殿」、内部の柱に施された豪華な釘隠し、いずれも目を奪われるものばかりだった。（障壁画の多くが国の重要文化財。）天守閣は修復工事のため、内部見学はでき





なかったが、天守閣の頂上を飾る「金鯱」の  
 実物大見本（寄贈展示品）を前にお話しいた  
 だいた。一対のシャチホコは北側がオス、南  
 側がメスとのこと。オスの方が高さが高く、  
 歯は牙をむき出しており、メスは鱗（うろこ）  
 の数が多くおとなしい表情とのこと。



「笹巻山」付近

続いて、「名古屋城二之丸庭園」の復元保  
 存工事中の現地へ。前日、名城大学の丸山宏  
 先生から講義していただいた寛永年間と文政  
 年間の二種の庭園の絵図で説明いただいた庭  
 園各部を廻り歩いた。（前頁上は嘉永年間に  
 描かれた名古屋城二之丸絵図（実測図）。現  
 地の説明板）各部は発掘・修復が進んでいる



「権現山」下の「北池」の一部

ところと、未着手の所が混在しており、全体  
 の修復が完成するにはまだ長年月を要すると  
 のことであつた。各部は多種の銘石を多用し  
 滝や流れを多く見せていることが印象に残つ  
 た。  
 前日丸山先生からご紹介いただいた「名古屋  
 城」という図書を正門脇の売店で求めるこ





右の建物は昼食会場となった「観仙楼」



西湖の堤



大曾根の瀧

とができた。この図書には丸山先生が二之丸庭園の執筆をされご講義に用いられた資料が収められている。

②次に名古屋城から東方約3kmに位置する「徳川園」の見学を行いました。

ここは元禄八（二六九五）年に尾張藩主二代光友が隠居所として造営した大曾根屋敷の名残で、昭和六（一九三一）年、名古屋市に寄付された後、第二次大戦の空襲で壊滅後、改修整備の後に、平成一六（二〇〇四）年に有料庭園として開園されたもの。ここで耳寄りなお話を伺った。黒門口から入って近くに

ある「龍門の瀧」は平成一〇（一九九八）年

に東京都新宿区戸山町の早稲田大学敷地内での新宿区教育委員会による発掘調査により発見された、旧尾張徳川家下屋敷「戸山荘」の庭園の一部、「龍門の瀧」の遺構の石組の石材を「徳川園」が譲り受け、ここに「龍門の瀧」を再現したとのこと。（下、右の建物は昼食会場となった「観仙楼」。写真奥が再現された「龍門の瀧」写真手前外に跳び石が並んでおり、かつて、瀧の水量を調節して、跳び石を右側から左に渡っていき、渡りきると最後の石が水没するなどの仕掛けが施されて

いたという。）

戸山荘は現在の新宿区戸山町一帯に及んでいた広大な区域で、現在はその中心部の箱根山地区のみが都立戸山公園（箱根山地区）として管理され、かつての面影をわずかに伝えている。

徳川園の中央の池は「龍仙湖」といい、中国式の「西湖の堤」（上）も備え回遊式庭園となっている。この日、結婚式の前撮りの三組（モデル含む）の撮影が行われていた。「龍仙湖」は水もきれいで見通しも良く、快適な景観を楽しむことができた。「龍仙湖」は庭園最東部、「大曾根の瀧」（下）を源としており、この瀧の水源は地下水のポンプアップだった。人工の瀧ではあったが、水量が多く迫力に満ちていた。この瀧に向かう園路は紅葉の頃、さぞ美しいであろうと思われた。

「龍仙湖」の二階席から「龍仙湖」を眺めながら昼食をいただいた。このときもフランス料理のフルコース。二度も本格的洋食を堪能させていただきました。もちろん、和食も大好きですが。

③「徳川園」から南方にバスで三〇分、熱田神宮の西、「白鳥（しろとり）庭園」が最後の見学地。

正門前で概要説明を受け園内へ。白鳥





貯木場の跡地を埋め立てて造成し平成三  
(二九九一)年四月一四日開園。面積三・七  
鈔を誇る。平成元年の「世界デザイン博」の  
パビリオン・日本庭園として整備され、木曾  
川が長良川、揖斐川に合流し伊勢湾に注ぐ雄  
大な中部地方の地形を模した自然を演出して  
いる。広々とした見晴らしの良い風景の中心に  
は、趣深い茶室「清羽亭」や「汐入亭」がア  
クセントを添えている。

驚いたことに、ここにも先ほどの結婚式の  
前撮りの組が撮影にやって来ていた。

今回の旅でも多くの方と交流でき、また、  
多くの収穫を得ることができました。東京都  
建設局公園緑地部の事務局、名古屋市名古屋  
城総合事務所初め関係者の皆様方に大変お世  
話になりました。

文化財指定庭園保護協議会会則

第一章 総 則

(名称)

第一条 本会は、文化財指定庭園保護協議会という。

(目的)

第二条 本会は、文化財保護法により、文化財に指定又は登録された庭園若しくは公園(以下「指定庭園」という。)の所有者若しくは管理者並びにそれらが所在する地方公共団体の教育委員会(以下「管理者等」という。)相互間の密接な連絡を保ち指定庭園の普及宣揚及び保存管理に万全を図ることを目的とする。

(事業)

第三条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

一 指定庭園に関する重要事項について意見の発表を行い又は関係行政機関に建議すること。

二 指定庭園の管理に関する調査研究並びにこれらに関する指導及び援助を行うこと。

三 管理者等相互の連絡、情報及び出版物の交換を行うこと。

四 研究会、協議会、講演等の集会を行うこと。

と。

五 展覧会の開催及びこれに対する援助を行うこと。

六 会報、その他の印刷物を刊行すること。

七 その他、適当と認めた事業

2 公開講演等には会員以外のものも参加することができる。

(事務所)

第四条 本会は、事務局を東京都庁におく。ただし本会支部は、理事会または総会の決議を得て設置することができる。

第二章 会 員

(会員の種類)

第五条 本会の会員は次の二種とする。

一 正会員 管理者等

二 賛助会員 本会の目的に賛同する個人及び団体で理事会の承認を得たもの。

(会費)

第六条 会員は、別に定めるところにより会費を納めるものとする。

2 既納の会費は、理由の如何にかかわらずこれを返納しない。

(入会申込)

第七条 入会を希望するものは、入会申込書に会費を添えて申し込むものとする。

(資格の消滅)

第八条 会員の資格は、次の事由によって消滅する。

一 退会の届出

二 総会における除名の決議

第三章 役員、職員及び顧問

(役員の種類)

第九条 本会に、次の役員をおく。

会 長 一名

副会長 一名

常任理事 若干名

理 事 若干名

監 事 二名

(役員の出)

第十条 会長、副会長は、総会において推挙する。

2 常任理事は理事の中から理事会において選任する。

3 理事及び監事は、総会において会員のうちから選任する。

(役員の仕事)

第十一条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は会長の職を代行する。

3 常任理事は理事会の決定にもとづき、常任事務を処理する。

4 理事は、本会の重要事項を審議する。

5 監事は会務を監査する。

(役員任期)

第十二条 役員任期は、二年とする。再任することができる。

2 補欠によつて選ばれた役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は任期終了後でも後任者が決まるまでは引続きその職務を行うものとする。

(職員)

第十三条 本会の事務を処理するため必要な職員を置くことができる。

2 職員は会長が委嘱する。

(名誉会長及び顧問)

第十四条 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応じ又は、会長に対し意見を述べることができる。

第四章 会議

(総会の招集)

第十五条 総会は、会員をもつて構成し、会長が招集する。

2 通常総会は毎年一回開く。

3 次の場合は臨時総会を開かなければなら

ない。

一 理事会が必要と認めるとき。

二 会員総数の三分の一以上の者が議題と理由を示して要求したとき。

4 総会を招集しようとするときは、少なくとも会期の二週間前に議題を示して、書面で会員に通知しなければならない。

(総会提出事項)

第十六条 通常総会には、次の事項を提出して承認及び決議を経なければならない。

一 会務報告

二 前年度収支決算報告

三 新年度事業計画及び収支予算

四 規約の変更

(総会の議長)

第十七条 総会の議長は、会長がこれに当る。

(総会の定数及び議決)

第十八条 総会は、会員総数の二分の一以上の出席をもつて成立し、議事は出席者の過半数をもつて決議する。

可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会表決権の委任)

第十九条 会員は、あらかじめ書面をもつて、総会における表決権の行使を他の出席委員に委任することができる。

2 前項の委任があつたときは、これを出席者とみなす。

(総会の議事録)

第二十条 総会の議事録には、開会の日時、場所、会員の総数、会員の出席数、付議事項、議事経過の概要その結果及び表決数を記録し、議長指名の出席会員二名が署名押印して保存する。

(理事会の招集)

第二十一条 理事会は、会長、副会長、常任理事、及び理事をもつて構成し、随時必要とき会長がこれを召集する。

(理事会の審議事項)

第二十二条 理事会は次の事項を審議する。

一 総会への提出事項

二 その他事業遂行に必要な事項

(理事会の定数及び議決等)

第二十三条 第十七条から第十八条までの規程を理事会に準用する。

第五章 会計

(経費)

第二十四条 本会の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもつてこれに充てる。

(財産の管理)

第二十五条 本会の財産は、理事会の定めた方法により、会長がこれを管理する。

(会計年度)

第二十六条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

付則

(施行期日)

第二十七条 この会則は、昭和三十五年十一月二十九日から施行する。

(会費の額)

第二十八条 第六条による会費の額を次のとおり定め、平成三十年四月一日より適用する。

- 一 正会員 年額 一〇、〇〇〇円
- 二 賛助会員 年額 一五、〇〇〇円

(但し指定庭園一ヶ所並びに一団体につき)

改正 平成二十九年六月二十二日



理 事 会 名 簿

役 職 名	会 員 名	都道府県
会 長	亀 山 章	
副 会 長	毛越寺庭園	岩 手 県
常任理事	東京都建設局公園緑地部 ・旧浜離宮庭園 ・旧芝離宮庭園 ・六義園 ・小石川後樂園 ・向島百花園 ・旧古河氏庭園 ・殿ヶ谷戸庭園(随宜園)	東 京 都
〃	二条城二の丸庭園 ・京都市文化市民局	京 都 府
理 事	会津松平氏庭園御薬園 ・会津若松市教育委員会 ・(一財)会津若松観光ビューロー	福 島 県
〃	偕楽園 ・茨城県	茨 城 県
〃	兼六園 ・石川県	石 川 県
〃	大沢池(附)名古曾滝跡 ・大本山大覚寺	京 都 府
〃	奈良公園 ・奈良県	奈 良 県
〃	岡山後樂園 ・岡山県	岡 山 県
〃	縮景園 ・広島県	広 島 県
〃	栗林公園 ・香川県	香 川 県
監 事	養翠園	和歌山県
〃	仙巖園(附)花倉御仮屋庭園 ・株式会社島津興業	鹿 児 島 県

文化財指定庭園保護協議会会員及び賛助会員名簿一覽

令和三年六月三十日現在

庭園名	〒	県名	庭園所在地	管理者名	管理者TEL
東北地方					
盛美園	〇三六〇二四二	青森県	平川市猿賀石林一	盛美園	〇一七二一五七二〇二〇
瑞楽園	〇三六一八三四	青森県	弘前市大字宮館字宮館沢二六―二	弘前市教育委員会文化財課	〇一七二一八二一六四二
旧池田氏庭園	〇一四〇八〇五	秋田県	大仙市高梨字大嶋一	大仙市観光文化スポーツ部	〇一八七一六三二八七九二
旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園	〇一〇〇八三四	秋田県	秋田市旭川南町二―七三	秋田市観光文化スポーツ部佐竹史料館	〇一八一八三二一七八九二
毛越寺庭園	〇二九一四一〇二	岩手県	西磐井郡平泉町平泉字大沢五八	(宗)毛越寺	〇一九一四六二二三三一
酒井氏庭園	九九七〇〇三六	山形県	鶴岡市家中新町一〇―一八	(公財)致道博物館	〇三三五一二二一一一九九
玉川寺庭園	九九七〇一三一	山形県	鶴岡市羽黒町玉川三五	玉川寺	〇三三五一六二二二七四六
總光寺庭園	九九九一六八三一	山形県	酒田市字總光寺沢八	(宗)總光寺	〇三三四一六二二二一七〇
本間氏別邸庭園(鶴舞園)	九九八一〇〇二四	山形県	酒田市御成町七―七	(公財)本間美術館	〇三三四一四一四三一
南湖公園	九六一〇八一二	福島県	白河市南湖一―一	白河市建設部文化財課	〇二四八一二七二二三一〇
会津松平氏庭園 御薬園	九六五〇八〇四	福島県	会津若松市花春町八―一	(一財)会津若松観光ビューロー	〇二四二一二七二二四七二
関東地方					
偕楽園	三一〇〇〇三三	茨城県	水戸市常磐町一―三―三	茨城県水戸土木事務所偕楽園公園課	〇二九一二四四一五四五四
西山御殿跡(西山荘)	三一三〇〇〇七	茨城県	常陸太田市新宿町五九〇	(公財)徳川ミュージアム	〇三一三七〇四一五一八八
小石川後楽園	一一二〇〇〇四	東京都	文京区後楽一―六―六	東京都建設局	〇三一三八一一一三〇一五
六義園	一一三〇〇二一	東京都	文京区本駒込六―一六―三	東京都建設局	〇三一三九四一―二二二二
旧浜離宮庭園	一〇四〇〇四六	東京都	中央区浜離宮庭園一―一	東京都建設局	〇三一三五四一―〇二〇〇
旧芝離宮庭園	一〇五〇〇二二	東京都	港区海岸一―四	東京都建設局	〇三一三四三四―四〇二九
向島百花園	一一一〇〇三二	東京都	墨田区東向島三―一八―三	東京都建設局	〇三一三六一―一八七〇五
旧古河氏庭園	一一四〇〇二四	東京都	北区西ヶ原一―二七―三九	東京都建設局	〇三一三九一〇―〇三九四
殿ヶ谷戸庭園	一八五〇〇二一	東京都	国分寺市南町二―一六	東京都建設局	〇四二―三二四―七九九一
旧朝倉文夫氏庭園	一一〇〇〇〇一	東京都	台東区谷中七―一八―一〇	台東区文化産業観光部文化振興課	〇三一三八二一―四五四九
瑞泉寺庭園	二四八〇〇〇二	神奈川県	鎌倉市二階堂七―〇	(宗)瑞泉寺	〇四六七―二二―一一九一
建長寺庭園	二四七―八五二五	神奈川県	鎌倉市山ノ内八	(宗)建長寺	〇四六七―二二―〇九八一
円覚寺庭園	二四七―八五〇三	神奈川県	鎌倉市山ノ内四〇九	(宗)円覚寺	〇四六七―二二―〇四七八
三溪園	二三一〇八二四	神奈川県	横浜市中区本牧三之谷五八―一	(公財)三溪園保勝会	〇四五―六二―〇六三五
中部地方					
貞観園	九四五一―一五〇二	新潟県	柏崎市高柳町岡野町五九三	(公財)貞観園保存会	〇二五七―四一―二二〇〇
渡辺氏庭園	九五九―三二六五	新潟県	岩船郡関川村大字下関九〇四	(公財)重要文化財渡邊家保存会	〇二五四―六四―一〇〇二
旧新発田藩下屋敷(清水谷御殿)庭園	九五七―〇〇五六	新潟県	新発田市大柴町七―九―三二	(一財)北方文化博物館	〇二五―三八五―二〇〇一

庭園名	〒	県名	庭園所在地	管理者名	管理者TEL
旧石崎氏庭園(石泉荘庭園)	九五七—〇〇五五	新潟県	新発田市諏訪町三—一—二二	(株)フオリオ	〇二五四—二四—五五三一
兼六園	九二〇—〇九三六	石川県	金沢市兼六町一	石川県金沢城・兼六園管理事務所	〇七六一—二二—五五〇八
成巽閣庭園	九二〇—〇九三六	石川県	金沢市兼六町一番二番二番	(公財)成巽閣	〇七六一—二二—〇五八〇
那谷寺庫裡庭園	九二〇—〇三三六	石川県	小松市那谷町ユ—二—二二	(宗)那谷寺	〇七六一—六五—二二一一
伊藤氏庭園	九一九—〇一一三	福井県	南条郡南越前町瀬戸二九—二	南越前町教育委員会事務局	〇七七八—四七—八〇〇五
城福寺庭園	九一五—〇〇二六	福井県	越前市五分市町一—二—二六	城福寺	〇七七八—二七—一七七七三
梅田氏庭園	九一〇—二五〇三	福井県	今立郡池田町谷口三三—八—一	梅田氏庭園	〇七七八—四四—六一〇六
瀧谷寺庭園	九一三—〇〇五四	福井県	坂井市三国町滝谷一—七—二五	(宗)瀧谷寺	〇七七六—八二—〇二一六
西福寺書院庭園	九一四—〇八二四	福井県	敦賀市原一三—七—一	(宗)西福寺	〇七七〇—二二—三九二六
旧玄成院庭園	九一一—〇八二二	福井県	勝山市平泉寺町平泉寺五六—六三	白山神社社務所	〇七七九—八八—一五九一
永保寺庭園	五〇七—〇〇一四	岐阜県	多治見市虎溪山町一—四〇	(宗)永保寺	〇五七二—二二—〇三五一
江馬氏館跡庭園	五〇六—一一二一	岐阜県	飛騨市神岡町殿五七三—一	飛騨市長 都竹淳也	〇五七七—七三—七四九六
柴屋寺庭園	四二二—〇一〇三	静岡県	静岡市駿河区丸子三三—二六	吐月峰柴屋寺	〇五四—二五九—三六八六
龍潭寺庭園	四三二—二二二二	静岡県	浜松市北区引佐町井伊谷一九八九	龍潭寺	〇五三—五四—二〇四八〇
臨濟寺庭園	四二〇—〇八八五	静岡県	静岡市葵区大岩町七—一	(宗)臨濟寺	〇五四—二四五—二七四〇
名古屋城二之丸庭園	四六〇—〇〇三一	愛知県	名古屋市中区本丸一—一	名古屋市中区観光文化交流局名古屋城総合事務所	〇五二—二二—二四八八
旧龍性院庭園	四七〇—〇三六一	愛知県	豊田市猿投町瀬戸田一—一	豊田市生涯活躍部文化財課	〇五六五—三二—六五六一
近畿地方					
旧諸戸氏庭園	五一一—〇〇〇九	三重県	桑名市大字桑名六六三—一五	桑名市役所市長公室ブランド推進課	〇五九四—二四—一三六一
諸戸氏庭園	五一一—〇〇〇五	三重県	桑名市太一丸一八	桑名市役所市長公室ブランド推進課	〇五九四—二四—一三六一
多賀大社奥書院庭園	五二二—〇三四一	滋賀県	犬上郡多賀町多賀六〇四	多賀大社	〇七四九—四八—一一〇一
青岸寺庭園	五二二—〇〇一二	滋賀県	米原市米原六六九	(宗)青岸寺	〇七四九—五二—〇四六三
光浄院庭園	五二〇—〇〇三六	滋賀県	大津市園城寺町二四六	(宗)園城寺	〇七七—五二—二二三八
善法院庭園	五二〇—〇〇三六	滋賀県	大津市園城寺町二四六	(宗)園城寺	〇七七—五二—二二三八
兵主神社庭園	五二〇—二四二四	滋賀県	野洲市五条五六六	(宗)兵主神社	〇七七—五八—九二〇七二
玄宮楽々園	五二二—〇〇六一	滋賀県	彦根市金亀町三	彦根市歴史まちづくり部文化財課	〇七四九—二六—五八三三
普門寺庭園	五六九—〇八一四	大阪府	高槻市富田町四—一〇—一〇	(宗)普門寺	〇七二—六九—四二〇九三
平等院庭園	六一一—〇〇二一	京都府	宇治市宇治蓮華一—一—一〇	(宗)平等院	〇七七四—二二—二八六一
大沢池(附)名古曾滝跡	六一六—八四一一	京都府	京都市右京区嵯峨大沢町四	(宗)大覚寺財務部管財課	〇七五—八七—一〇〇七一
醍醐寺三寶院庭園	六一〇—一三二五	京都府	京都市伏見区醍醐東大路町二二	総本山醍醐寺	〇七五—五七—一〇〇〇二
慈照寺(銀閣寺)庭園	六〇六—八四〇二	京都府	京都市左京区銀閣寺町二	(宗)慈照寺	〇七五—七七—一五七二五
妙心寺庭園	六一六—八〇三五	京都府	京都市右京区花園妙心寺町一	(宗)妙心寺	〇七五—四六—一五二二六
玉鳳院庭園	六一六—八〇三五	京都府	京都市右京区花園妙心寺町六〇	(宗)妙心寺	〇七五—四六—一五二二六

庭園名	〒	県名	庭園所在地	管理者名	管理者TEL
不審菴(表千家)庭園	六〇二—〇〇六一	京都府	京都市上京区小川通寺之内上る本法寺前町五九七	(一財)不審菴 総務担当	〇七五—四三二—二一九五
今日庵(裏千家)庭園	六〇二—〇〇六一	京都府	京都市上京区小川通寺之内上る本法寺前町六一三	(一財)今日庵	〇七五—四三二—三一一一
二条城二の丸庭園	六〇四—八三〇一	京都府	京都市中京区二条通堀川西入二条城町五四一	京都市元離宮二条城事務所	〇七五—八四一—〇〇九六
本願寺大書院庭園	六〇〇—八五〇一	京都府	京都市下京区堀川通花屋町下る	本願寺 内務室(財産管理担当)	〇七五—三七七—一五一八
本願寺滴翠園	六〇〇—八五〇一	京都府	京都市下京区堀川通花屋町下る	本願寺 内務室(財産管理担当)	〇七五—三七七—一五一八
涉成園(東本願寺)	六〇〇—八一九〇	京都府	京都市下京区下珠数屋町通間之町東入東玉水町	真宗大谷派(東本願寺)財務部	〇七五—三七七—一九一八六
鹿苑寺(金閣寺)庭園	六〇三—八三六一	京都府	京都市北区金閣寺町一番地	(宗)鹿苑寺	〇七五—四六一—〇〇一三
大仙院書院庭園	六〇三—八二三一	京都府	京都市北区紫野大徳寺町五四—一	(宗)大仙院	〇七五—四九一—八三四六
聚光院庭園	六〇三—八二三一	京都府	京都市北区紫野大徳寺町 五八	聚光院	〇七五—四九二—六八八〇
南禅寺方丈庭園	六〇六—八四三三	京都府	京都市左京区南禅寺福地町八六	(宗)南禅寺	〇七五—七七七—〇三六五
照福寺庭園	六二九—二六六三	京都府	綾部市鷹栖町小丸山三三三	照福寺	〇七七三—四六〇—一八五
旧大乘院庭園	六三〇—八三〇一	奈良県	奈良市高畑町一〇八三—一	(公財)日本ナショナルトラスト	〇三一六三八〇—八五一
依水園	六三〇—八二〇八	奈良県	奈良市水門町七四	(公財)名勝依水園・寧楽美術館	〇七四二—二五〇—〇七八一
天徳院庭園	六四八—〇二一一	和歌山県	伊都郡高野町高野山三七〇	(宗)天徳院	〇七三六—五六—二七一四
粉河寺庭園	六四九—六五三一	和歌山県	紀の川市粉河二七八七	(宗)粉河寺	〇七三六—七三—三二五五
根来寺庭園	六四九—六二〇二	和歌山県	岩出市根来二二八六	新義真言宗総本山根来寺	〇七三六—六一—一四四
養翠園	六四一—〇〇三六	和歌山県	和歌山市西浜一六四	株式会社 養翠園	〇七三—四四四—一四三〇
和歌山城西之丸庭園	六四〇—八一四六	和歌山県	和歌山市一番丁三	和歌山市和歌山城整備企画課	〇七三—四三三—一〇四四
琴ノ浦温山荘園	六四二—〇〇〇一	和歌山県	和歌山県海南市船尾三七〇	ニッタ株式会社総務CSRグループ	〇七四三—五六一—一八二〇
旧赤穂城庭園	六七八—〇二三五	兵庫県	赤穂市上飯屋一	赤穂市教育委員会	〇七九一—四三—六九六二
田淵氏庭園	六七八—〇二二五	兵庫県	赤穂市御崎三二九番地の一	田淵新太良	〇七九一—四二—二二二五
安養院庭園	六五一—二二〇八	兵庫県	神戸市西区伊川谷町前開二五八	(宗)安養院	〇七八—九七四—〇四〇八
<b>中国地方</b>					
尾崎氏庭園	六八二—〇七〇一	鳥取県	東伯郡湯梨浜町宇野一五一八	尾崎氏庭園	〇八五八—三三五—二〇〇三
観音院庭園	六八〇—〇〇一五	鳥取県	鳥取市上町一六一	観音院	〇八五七—二四—五六四一
萬福寺庭園	六九八—〇〇〇四	鳥取県	益田市東町二五—三三	萬福寺	〇八五六—二二—〇三〇二
医光寺庭園	六九八—〇〇〇一	鳥取県	益田市染羽町四—二九	医光寺	〇八五六—二二—一六六八
旧堀氏庭園	六九九—五六二二	鳥取県	鹿足郡津和野町邑輝七九五	津和野町教育委員会	〇八五六—七二—一八五四
岡崎氏庭園	六九九—五六〇五	鳥取県	鹿足郡津和野町後田口二一三	岡崎 陽一	〇八五六—七二—〇〇〇五
財間氏庭園	六九九—五六〇五	鳥取県	鹿足郡津和野町後田八三八	財間至宏	〇八五六—七二—二八六七
田中氏庭園	六九九—五六〇五	鳥取県	鹿足郡津和野町後田口七〇	(株)沙羅の木	〇八五六—七二—一六六一
椿氏庭園	六九九—五六〇五	鳥取県	鹿足郡津和野町後田口一九〇	椿康隆	〇八五六—七二—〇〇二一
岡山後楽園	七〇三—八二五七	岡山県	岡山市北区後楽園一—五	岡山県後楽園事務所	〇八六一—二七二—一六六



庭園名	〒	県名	庭園所在地	管理者名	管理者TEL
頼久寺庭園	七六一〇〇一六	岡山県	高梁市頼久寺町一八	頼久寺	〇八六六一二一三五一六
縮景園	七三〇〇〇一四	広島県	広島市中区上幟町二一一	広島県立美術館・縮景園	〇八二一二一一六二四六
浄土寺庭園	七二二〇〇四三	広島県	尾道市東久保町二〇一八	(宗)浄土寺	〇八四八一三七一二三六一
常栄寺庭園	七五三〇〇一一	山口県	山口市宮野下二〇〇一一	(宗)常栄寺	〇八三一九二二一二七二
毛利氏庭園	七四七〇〇二三	山口県	防府市多々良一五一	(公団)毛利報公会	〇八三五一二一〇〇〇一
宗隣寺庭園	七五五〇〇六七	山口県	宇部市小串二一〇	宗隣寺	〇八三六一二一一〇八七
<b>四国地方</b>					
栗林公園	七六〇〇〇七三	香川県	高松市栗林町一〇一一六	香川県栗林公園観光事務所	〇八七一八三三二七四一一
天赦園	七九八〇〇六五	愛媛県	宇和島市天赦公園	(公財)宇和島伊達文化保存会	〇八九五二二五二七〇九
竹林寺庭園	七八一一八一二五	高知県	高知市五台山三五七七	(宗)竹林寺	〇八八八八二一三〇八五
<b>九州地方</b>					
旧伊藤傳右エ門氏庭園	八二〇〇〇六六	福岡県	飯塚市幸袋三〇〇番地	飯塚市教育委員会教育部文化課	〇九四八二二五二九三〇
藤江氏魚楽園	八二七〇〇〇一	福岡県	田川郡川崎町大字安真木六三八八	藤江氏魚楽園	〇九四七二七七七七
水前寺成趣園	八六二〇九五六	熊本県	熊本市中央区水前寺公園八一	(宗)出水神社	〇九六一三八三〇〇七四
妙国寺庭園	八八三〇〇〇一	宮崎県	日向市細島三七三	妙国寺	〇九八二一五二二四八六
仙巖園(附)花倉御飯屋庭園	八九二〇八七一	鹿児島県	鹿児島市吉野町九七〇〇一	(株)島津興業	〇九九一二四七一五五一
旧島津氏玉里邸庭園	八九〇〇〇二二	鹿児島県	鹿児島市玉里町二七一二〇	鹿児島市教育委員会管理部文化財課	〇九九一二二七一一九六二
<b>沖縄地方</b>					
識名園	九〇二〇〇七二	沖縄県	那覇市字真地四二一一七	那覇市市民文化財課	〇九八一九一七三三五〇一
石垣氏庭園	九〇七〇〇二四	沖縄県	石垣市新川二八七	石垣長敏	〇四二一五九二一二三〇六
<b>賛助会員</b>					
太田家住宅「太幸邸」庭園	〇二九一四二〇八	岩手県	奥州市前沢区字七日町五八	太幸邸「白鳥梅の会」	〇一九七一五六一六三三〇
高橋裕一	三四九〇二二七	埼玉県	白岡市小久喜一二六二一八	高橋裕一	〇四八〇一九二一九一〇五
(公財)東京都公園協会	一六〇〇〇二一	東京都	新宿区歌舞伎町二一四四一	(公財)東京都公園協会公園事業部文化財庭園課	〇三一一三三二一三〇一八
上野観光連盟	一一〇〇〇〇五	東京都	台東区上野二一一三 88ビル 九階	上野観光連盟	〇三一一三八三三〇〇三〇
龍居庭園研究所	一六五〇〇三二	東京都	中野区鷺宮五一一一九	龍居庭園研究所	〇三一一三九九九一四七九六
(一社)日本庭園協会	一六九〇〇五一	東京都	新宿区西早稲田一六三ヲテ西早稲田三〇二	(一社)日本庭園協会	〇三一一三二〇四〇五九五
(株)富士見園	一六八〇〇七一	東京都	杉並区高井戸西二一一二二五	(株)富士見園	〇三一一三三二二七七四九
中田広和	一八四〇〇一四	東京都	小金井市貫井南町三一一二	中田広和	〇四二一三八一八一四三
高橋康夫	一八四〇〇〇一	東京都	小金井市東町二一一八一一	高橋康夫	〇九〇一四〇五四一五七九四
(株)石長	二四八〇〇〇六	神奈川県	鎌倉市小町二一一四一八	(株)石長	〇四六七一一五一一四八二
浄智寺	二四七〇〇六二	神奈川県	鎌倉市山ノ内一四〇二	浄智寺	〇四六七一一二一三九四三
庭屋一如研究会	九五一一八一三	新潟県	新潟市中央区寄居町七〇〇一一六〇一	庭屋一如研究会 主宰 藤井哲郎	〇八〇一七一五一一二六四四

庭園名	〒	県名	庭園所在地	管理者名	管理者TEL
兼六園観光協会	九二〇〇九三六	石川県	金沢市兼六町一番二五号	兼六園観光協会	〇七六一二二一六四五三
(株)庭勇	五〇七〇〇五五	岐阜県	多治見市喜多町一六九	(株)庭勇	〇五七二二二七四六三
(株)エム・オー・エーグリーンサービス	四一三〇〇一一	静岡県	熱海市田原本町九番一号熱海第一ビル九階	(株)エム・オー・エーグリーンサービス	〇五五七七八四二〇五五
白鳥庭園	四五六〇〇三六	愛知県	名古屋市中熱田区熱田西町二一五	しろとりの杜グループ	〇五二一六八一八九二八
中村石材工業(株)	五五二〇〇一二	大阪府	大阪市港区市岡三一六一三	中村石材工業(株)	〇六一六五七一〇二〇六
花豊造園(株)	六〇〇八三六一	京都府	京都市下京区大宮通五条下る堀之上町五一八	花豊造園(株)	〇七五三三三一三二四六
文化財庭園保存技術者協議会	六〇〇八三六一	京都府	京都市下京区大宮通花屋町上ル	NPOみどりのまちづくり研究所内	〇七五三三三一三二六〇〇
(株)中根庭園研究所	六一六一八〇一三	京都府	京都市右京区谷口唐田ノ内町一六	(株)中根庭園研究所	〇七五三三三一三二七三
(株)曾根造園	六〇三三八四八七	京都府	京都市北区大北山原谷乾町二五五一六	(株)曾根造園	〇七五三三三一三二六〇五八
(有)パーク総合デザイン	六〇〇八三五七	京都府	京都市下京区猪熊通五条下る柿本町五九五二八	(有)パーク総合デザイン	〇七五三三三一三二四三六
植彌加藤造園(株)	六〇六一八四二五	京都府	京都市左京区鹿ヶ谷西寺ノ前町四五	植彌加藤造園(株)	〇七五三七七一三〇五二
(株)安井奎工務店	六一七〇〇〇六	京都府	向日市上植野町馬立二一四	(株)安井奎工務店	〇七五三三三一三〇〇一二
(株)環境事業計画研究所	六〇二一八二六一	京都府	京都市上京区多門町四四〇一六	(株)環境事業計画研究所	〇七五三三三一三〇〇五五
(有)重森庭園設計研究室	六〇三三八一七四	京都府	京都市北区紫野下柳町一五一三	(有)重森庭園設計研究室	〇七五三三三一三〇〇三六
奈良公園	六三〇八一一四	奈良県	奈良市芝辻町五四三	奈良公園事務所	〇七四二二二二〇三七五
正善院庭園	六八二〇一三二	鳥取県	東伯郡三朝町三徳一〇一三	正善院	〇八五八一四三二二六六八
大通寺庭園	七一四二二〇二	岡山県	小田郡矢掛町小林一八一五	大通寺	〇八六六一八二〇九九〇九
令和二年四月一日入会					
揚亀園	〇三六一八三三二	青森県	弘前市大字亀甲町六一	(株)青森県特産品センター	〇一七二一三九一一五一
丹藤氏庭園(旧三上氏庭園)	〇三六一三〇三	青森県	弘前市大字葛原字大柳二〇一一	丹藤進	〇一七二一八八〇〇四六
令和三年六月十八日入会					
神仙郷	二五〇〇四〇八	神奈川県	足柄下郡箱根町強羅一三〇〇	(宗)世界救世教	〇五五七一八四二二六一



国指定名勝 名古屋城二之丸庭園

文化財指定庭園保護協議会会報第56号

---

発行日	令和3年 8月31日
編集・発行	文化財指定庭園保護協議会(事務局) 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2の8の1 東京都建設局公園緑地部内 電話 03(5320)5365 FAX 03(5388)1532

---